資料１

規制改革に関する第２次答申

～加速する規制改革～

平成 26 年 6 月 13 日

規 制 改 革 会 議

目　次

Ⅰ　総論
1　はじめに …… 1

2　規制改革の推進に当たっての基本的考え方
（1）なぜ規制改革が必要か
①経済環境の変化に適応して、経済成長を実現する …… 1
②国民に多様な選択肢を提供する …… 1
③意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する …… 1
④安全性をより効率的な手法で確保する …… 1
（2）今期の規制改革で重視したこと
①成長戦略、並びに国民の選択肢拡大につながる規制改革 …… 2
②機動的な「意見」等の表明 …… 2
（3）最優先案件への取組 …… 3

3　審議経過
（1）審議テーマの設定と審議体制 …… 3
（2）公開ディスカッションの開催 …… 4
（3）規制改革ホットライン …… 4
（4）重点的フォローアップ …… 4
（5）他の会議との連携 …… 5
（6）国際先端テストの実施 …… 5

4　本答申の実現に向けて …… 5

5　次のステップへ
（1）次期の会議活動方針の策定 …… 6
（2）実施計画のフォローアップ …… 6
（3）今後取り組むべき課題 …… 6

Ⅱ　各分野における規制改革
1　健康・医療分野
（1）規制改革の目的と検討の視点
①新たな保険外併用の仕組みの創設 …… 7
②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立 …… 7
③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善 …… 7
④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築 …… 8
⑤生活の場での医療・介護環境の充実 …… 8
⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築 …… 8
⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備 …… 8
⑧医療機関の経営基盤の強化 …… 8
⑨看護師の「特定行為」の整備 …… 8
（2）具体的な規制改革項目
①新たな保険外併用の仕組みの創設
ア　困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな保険外併用の仕組みの創設 …… 9
イ　「患者申出療養（仮称）」における安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築 …… 9
ウ　「患者申出療養（仮称）」における対応医療機関の充実 …… 10
エ　「患者申出療養（仮称）」における保険収載に向けた実施計画の対象外の患者への対応 …… 10
②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立
ア　財務諸表の情報開示 …… 10

イ　補助金等の情報開示 …… 11
ウ　役員報酬等の開示 …… 11
エ　内部留保の明確化 …… 11
オ　調達の公正性・妥当性の確保 …… 11
カ　経営管理体制の強化 …… 12
キ　所轄庁による指導・監督の強化 …… 12
ク　多様な経営主体によるサービスの提供 …… 12
ケ　福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善 …… 13
コ　社会貢献活動の義務化 …… 13
③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善
ア　医薬品・医療機器そのものが持つ価値の評価とその活用 …… 13
イ　日本発の医薬品・医療機器の評価の充実 …… 14
ウ　原価計算方式における革新性評価の充実 …… 14
エ　新薬創出・適応外薬解消等促進加算の継続 …… 14
オ　医療材料等に対応する手技料の適切な算定 …… 14
カ　医薬品・医療機器の価格予見性の向上 …… 14
キ　「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の普及促進 …… 15
ク　長期収載品の薬価の引下げ …… 15
ケ　患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合への対応 …… 15
④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築
ア　医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の連携 …… 15
イ　医療計画における保険者の視点の導入 …… 16
ウ　医療計画の内容の充実 …… 16
エ　医療資源の適正配置 …… 16
オ　医療機関の質の評価 …… 16
カ　必要病床数・非稼働病床数の把握及び特例病床制度の活用 …… 17
キ　病床規制の柔軟な運用 …… 17
ク　７対１入院基本料の在り方の検討 …… 17
ケ　地域医療支援センターの実効性向上 …… 17
コ　プライマリ・ケア体制の確立 …… 17
⑤生活の場での医療・介護環境の充実
ア　在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化 …… 18
イ　特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善 …… 18
ウ　在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善 …… 19
⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築
ア　転用の体制の構築 …… 19
イ　標準審査時間の提示と事前相談制度の明確化 …… 19
ウ　添付文書等への記載事項 …… 19
エ　販売時説明 …… 19
⑦保険者機能の充実・強化に向けた体制整備
ア　未コード化傷病名の不適切な使用の削減 …… 19
イ　診療報酬明細書データの分析可能な環境整備 …… 20
ウ　保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入 …… 20
エ　診療報酬明細書の審査体制の強化 …… 20
オ　歯科診療報酬明細書の電子化の推進 …… 20
⑧医療機関の経営基盤の強化
ア　経営経験豊かな人材の活用による医療法人経営の効率化 …… 21
イ　医療法人の経営の透明化・適正化 …… 21
ウ　医療機関における業務範囲の明確化 …… 21
⑨看護師の「特定行為」の整備
ア　看護師の「特定行為」に関する研修プログラムの検討 …… 22
イ　看護師の「特定行為」における手順書の検討 …… 22

ウ　看護師の「特定行為」の対象の検討 …… 22
エ　看護師の「特定行為」に関する研修修了者情報の管理 …… 22

２　雇用分野
（１）規制改革の目的と検討の視点 …… 24
（２）具体的な規制改革項目
①多様な働き方の拡大
ア　労働時間規制の見直し－労働時間の新たな適用除外制度の創設－ …… 24
イ　ジョブ型正社員の雇用ルールの整備 …… 25
ウ　労働者派遣制度の合理化 …… 25
②円滑な労働移動を支えるシステムの整備
ア　有料職業紹介事業等の規制の再構築 …… 26
イ　労使双方が納得する雇用終了の在り方 …… 26

３　創業・IT 等分野
（１）規制改革の目的と検討の視点
①起業・新規ビジネスの創出・拡大
ア　動産及び債権を担保にした資金調達の推進 …… 28
イ　ベンチャービジネスの育成 …… 28
ウ　高圧ガス関連規制の緩和 …… 28
②IT による経営効率化
ア　国税関係帳簿書類の電子化保存 …… 29
イ　手続の電子化・オンライン化 …… 29
③産業の新陳代謝
ア　流通・取引慣行ガイドラインの見直し等 …… 29
イ　一般集中規制の見直し …… 30
④国民の選択肢拡大
ア　ダンスに係る風営法規制の見直し …… 30
イ　食料品アクセス環境の改善 …… 30
⑤エネルギー・環境分野における規制改革
ア　微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化 …… 30
イ　電気事業者等の業務効率化 …… 31
⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革
ア　金融機関に対する取引照会の合理化 …… 31
イ　金融機関の業務効率化 …… 31
ウ　建設に係る規制の緩和 …… 31
エ　各種責任者の要件緩和 …… 31
オ　物流の効率化 …… 31
カ　各種手続の緩和 …… 32
（２）具体的な規制改革項目
①起業・新規ビジネスの創出・拡大
ア　動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善
a　動産・債権譲渡登記制度の運用の改善 …… 32
b　動産・債権の特定に必要な記載事項の見直し …… 32
c　オンラインを用いた申請の利便性の向上 …… 32
d　動産譲渡担保権の実行の方策 …… 32
イ　国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等
a　事業者における適切な体制整備 …… 33
b　業務執行法人等の統制 …… 33
c　業務執行法人等の選定 …… 33
d　成果の評価 …… 33
e　制度の在り方 …… 34

ウ　保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大 34
エ　研究設備に対する高圧ガス規制の緩和
a　許可制度の緩和 34
b　提出用図面の書式緩和 34
オ　高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用 35
カ　クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し 35
キ　外部委託先の監督についての明確化 35
ク　中国向け輸出水産物に係る手続の円滑化（衛生証明書発行機関の変更） 35
ケ　食品加工・輸出手続の円滑化（食品衛生管理者の資格取得の円滑化） 36
コ　働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和 36
サ　梅酒の表示の適正化 36
シ　多様化する農業法人での雇用労働への対応 36
ス　無人ヘリコプターの重量規制の緩和 36
セ　地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和
a　定款記載事項の変更 36
b　役員及び議員定数の基準 37
ソ　銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し 37
タ　保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大 37
チ　NGN アンバンドル（音声の優先制御の開放） 37
②IT による経営効率化
ア　国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し 38
イ　公的機関からの電子的手段による通知の促進
a　公的機関からの電子的手段による通知の促進① 38
b　公的機関からの電子的手段による通知の促進② 38
c　公的機関からの電子的手段による通知の促進③ 39
ウ　非対面サービスでの本人確認、年齢確認 39
エ　教育情報化の推進に関する制度見直し等 39
オ　現況地形及び施工図の３Ｄ化・配信の推進 39
カ　建築確認申請の電子化 39
キ　地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化 40
ク　保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和 40
ケ　金融機関に対する取引照会の一元化
a　国税に係る調査等における取引照会のオンライン化 40
b　地方税に関する取引照会のオンライン化 40
c　捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化 40
d　生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化 41
コ　法人の電子申告フォームの簡素化 41
③産業の新陳代謝
ア　流通・取引慣行ガイドラインの見直し等 41
イ　一般集中規制の見直し
a　フォローアップ状況の公開 42
b　一般集中規制の在り方 42
c　事業報告制度の簡素化 43
ウ　保険契約の包括移転に関わる手続の簡素化 43
エ　アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用 43
④国民の選択肢拡大
ア　ダンスに係る風営法規制の見直し
a　営業時間に関する規制等の見直し 43
b　飲食無し営業の規制対象除外 44
c　規定の整備 44

イ　食料品アクセス環境の改善 …… 44
ウ　不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁 …… 44
⑤エネルギー・環境分野における規制改革
ア　微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入
a　抜油後の容器等の処理促進のための仕組み …… 45
b　使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み …… 45
イ　多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し …… 45
ウ　食品リサイクル法の見直し …… 46
⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革
ア　金融機関に対する取引照会の一元化
a　国税に係る調査等における照会文書の用語・書式の統一化 …… 46
b　国税に係る調査等における取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善 …… 46
c　国税に係る調査等における取引照会の回答の電子媒体による提出 …… 46
d　地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化 …… 46
e　捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化 …… 47
f　生活保護の決定・実施に関わる照会文書の書式の統一化 …… 47
イ　信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和 …… 47
ウ　保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）…… 47
エ　保険会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和 …… 48
オ　外貨定期預金（１年物）の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し…… 48
カ　臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和 …… 48
キ　連結決算状況表等の提出期限の緩和 …… 48
ク　公開買付規制における株券等所有割合の計算方法の見直し …… 48
ケ　「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略 …… 49
コ　条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和 …… 49
サ　大規模建築物における CLT の活用のための JAS 規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定 …… 49
シ　超高層建築物の大臣認定期間の短縮 …… 49
ス　非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用 …… 50
セ　機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し …… 50
ソ　既存建築物に係る確認申請及び完了検査の取得手続に係る法整備 …… 50
タ　建設業許可手続における書類提出の緩和 …… 51
チ　地方公共団体における住宅附置義務の見直し …… 51
ツ　主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取扱いの緩和 …… 51
テ　高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任 …… 51
ト　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和
a　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和① …… 52
b　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和② …… 52
c　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③ …… 52
d　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和④ …… 52
e　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和⑤ …… 52
ナ　確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化 …… 52
ニ　確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和 …… 52
ヌ　制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換 …… 53
ネ　既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換 …… 53
ノ　確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化 …… 53
ハ　確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続簡素化 …… 53
ヒ　確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和 …… 53
フ　確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化 …… 54
ヘ　厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進 …… 54
ホ　確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化 …… 54

マ　フェムトセル基地局の電波法関係法令届出の効率化 …… 54
ミ　航空機登録記号の変更 …… 54
ム　外国人技能実習制度の見直し …… 55

4　農業分野
（1）規制改革の目的と検討の視点
①農地中間管理機構の創設 …… 56
②農業委員会等の見直し …… 56
③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し …… 56
④農業協同組合の見直し …… 56
（2）具体的な規制改革項目
①農地中間管理機構の創設 …… 56
②農業委員会等の見直し
ア　選挙・選任方法の見直し …… 57
イ　農業委員会の事務局の強化 …… 57
ウ　農地利用最適化推進委員の新設 …… 57
エ　都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し …… 58
オ　情報公開等 …… 58
カ　遊休農地対策 …… 58
キ　違反転用への対応 …… 58
ク　行政庁への建議等の業務の見直し …… 58
ケ　転用制度の見直し …… 59
コ　転用利益の地域の農業への還元 …… 59
③農地を所有できる法人の見直し
ア　役員要件・構成員要件の見直し …… 59
イ　事業拡大への対応等 …… 59
④農業協同組合の見直し
ア　中央会制度から新たな制度への移行 …… 59
イ　全農等の事業・組織の見直し …… 60
ウ　単協の活性化・健全化の推進 …… 60
エ　理事会の見直し …… 61
オ　組織形態の弾力化 …… 61
カ　組合員の在り方 …… 61
キ　他団体とのイコールフッティング …… 62

5　貿易・投資等分野
（1）規制改革の目的と検討の視点
①対日投資促進 …… 63
②空港規制の緩和 …… 63
③外国法事務弁護士制度の見直し …… 63
④相互認証の推進 …… 63
⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化 …… 64
⑥入管政策の改定 …… 64
⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し …… 64
⑧貿易に係る物流の効率化 …… 64
（2）具体的な規制改革項目
①対日投資促進
ア　日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し
a　外国会社の登記に関する規制の見直し …… 65
b　内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃 …… 65
c　在留資格取得要件の緩和 …… 65

イ　在留資格認定申請書の申請手続の柔軟化 …… 65
ウ　外国人労働者の配偶者に係る資格外就労許可の周知 …… 65
エ　社会保障協定の締結に向けた取組の推進 …… 66
②空港規制の緩和
ア　東京国際空港の発着枠の拡大 …… 66
イ　首都圏空港の更なる機能強化 …… 66
③外国法事務弁護士制度の見直し
ア　外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置 …… 67
イ　外国法事務弁護士の承認・登録手続の透明化 …… 67
ウ　外国法事務弁護士の承認・登録手続の簡素化 …… 67
エ　外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備 …… 67
④相互認証の推進
ア　医療機器審査基準の国際整合化
a　QMS 省令の ISO13485 への対応 …… 68
b　QMS 省令と ISO13485 との関係性の明確化 …… 68
c　国際的調和の推進 …… 68
d　輸入事業者の負担軽減 …… 68
イ　電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合 …… 68
ウ　動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化
a　国際慣行との整合化 …… 68
b　関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化 …… 69
エ　自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し …… 69
オ　米国、欧州等との航空安全に関する相互承認の推進 …… 69
カ　電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速
a　J 規格の最新の IEC 規格への整合化 …… 69
b　J 規格と最新の IEC 規格の迅速な整合化の推進 …… 70
キ　輸入食品等を対象とする検疫時の自主検査頻度の見直し …… 70
ク　18GHz 帯送信空中線の開口径の規制見直し …… 70
ケ　特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大
a　防爆構造電気機械器具 …… 70
b　第一種圧力容器 …… 70
コ　動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大 …… 71
サ　食用動物に用いるワクチンの使用制限期間の見直し …… 71
シ　家庭用品品質表示の国際整合化
a　指定品目の見直し …… 71
b　表示内容の見直し …… 71
c　表示・試験方法の見直し、海外への情報発信 …… 72
ス　家庭用品品質表示の実効性確保 …… 72
⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化
ア　新 KS/RA 制度に係る事業者負担の軽減 …… 72
イ　輸出申告内容の船積後修正の簡素化 …… 72
ウ　化粧品輸入時の手続の簡素化
a　「輸入変更届」の添付資料の廃止 …… 72
b　「輸入届」の届出手続に係る添付資料の簡素化 …… 73
c　輸入事業者の事務処理負担の軽減 …… 73
エ　輸入貨物の部分品の返送に当たり個別の輸出許可が不要となる範囲の明確化 …… 73
オ　盗難車部品の不正輸出防止 …… 73
カ　輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進 …… 74
キ　EPA における自己証明制度の導入拡大 …… 74
ク　他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進 …… 74
ケ　重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化 …… 74

⑥入管政策の改定
ア　訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し …… 74
イ　寄港地上陸許可手続の運用改善 …… 75
ウ　トランジット・ビザ発給方法の見直し …… 75
エ　クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し
a　手続の円滑化 …… 75
b　海外臨船審査の導入･拡大 …… 76
c　クルーズ･カード等の旅券に代わる文書による入国 …… 76
d　個人識別情報取得の更なる簡素化 …… 76
オ　高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住に要する在留歴の短縮の早期実現 …… 76
カ　『総合職』に適した在留資格の創設 …… 77
キ　カテゴリー１又は２の就労系在留資格者と同居する『家族滞在』者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化 …… 77
ク　日本人女性の就労を促す家事支援策の検討（外国人家事支援人材の活用） …… 77
⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し
ア　異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁 …… 77
イ　スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加 …… 78
ウ　海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和（対内直接投資からの除外） …… 78
エ　保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大 …… 78
⑧貿易に係る物流の効率化
ア　コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準の統一 …… 78

III　規制所管府省の主体的な規制改革への取組等
１　具体的なシステムの考え方
（１）見直し基準
①見直し対象 …… 80
②見直しの視点 …… 80
③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定 …… 80
（２）見直しの実効性を担保する仕組み …… 80
（３）規制シートの整備
①規制シートの主な記載項目 …… 81
②規制シートの作成単位 …… 81
（４）「許認可台帳」の活用 …… 81

２　規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進
（１）規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革 …… 81
（２）規制シートの整備状況の進捗管理 …… 82
（３）規制改革担当大臣と総務大臣との連携 …… 82
（４）規制所管府省の主体的な取組の評価 …… 82

（参考資料１）委員及び専門委員名簿 …… 84
（参考資料２）規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過 …… 86

Ⅰ　総論

１　はじめに

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

規制改革会議（以下「会議」と略称する。）は、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、平成 25 年１月 23 日、政令に根拠をもつ審議会として発足した。設置期間は、平成 28 年３月 31 日までとなっている。

会議においては、昨年１月の会議発足以降、安倍内閣の経済財政政策に関するいわゆる「三本の矢」のうち第三の矢「成長戦略」を構成する重要な基盤として、経済再生に即効性をもつ規制改革、緊急度の高い規制改革から優先的に検討を行い、約４か月間の調査審議の結果を取りまとめ、最初の「答申」（以下「第１次答申」という。）として、昨年６月に内閣総理大臣に提出した。

昨年７月以降は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっているにもかかわらず、永年にわたり改革が実現できていない、いわゆる「岩盤規制」の改革にも精力的に取り組むこととし、幅広い関係者の意見聴取も含めた深掘りの検討を行った。

本答申は、昨年７月を起点とする当会議の調査審議結果を取りまとめたものであり、約３年にわたる活動期間の中間的な位置付けを持つ「第２次答申」として内閣総理大臣に提出する。

２　規制改革の推進に当たっての基本的考え方

（１）なぜ規制改革が必要か

規制改革の目的は、国民生活の安定・向上、経済活性化への貢献、並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることにある。

このような観点から、今期、規制改革を進めるに当たっては、以下の諸点を念頭に置いて、国民視点から、制度のあるべき姿に立ち返り、現場のニーズを十分踏まえて、本質的かつ骨太な議論を行った。

① 経済環境の変化に適応して、経済成長を実現する

規制の必要性は、経済環境の変化や新技術の開発と共に変化する。国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、規制改革によって、企業、NPO などの事業者の創意工夫を阻む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、国民の潜在的需要を開花させることは極めて重要な課題である。

また、世界から我が国へ投資を呼び込むためには、世界に範を示す「世界最先端」の経済環境を整備していく必要がある。

② 国民に多様な選択肢を提供する

様々な環境変化や ICT 等の技術革新の動きに応じ、絶えず規制を見直していくことにより、国民が新たな製品やサービスを、より早く、より安価に享受できる選択肢を広げていくことの重要性は一段と増している。

③ 意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する

規制改革は、規制対象となっている産業の発展のためにも不可欠である。意欲と創意工夫に満ちた新規参入者が広く知恵と資金を集めることで産業の発展可能性が広がる。

④ 安全性をより効率的な手法で確保する

規制の目的の一つは、安全性の確保にある。その際、規制の前提自体が変化した場合には、その規制を見直すことにより、より効率的な手法で安全性を確保する必要がある。

（２）今期の規制改革で重視したこと

今期の規制改革の検討に当たり、特に重視したポイントは以下の２点である。

① 成長戦略、並びに国民の選択肢拡大につながる規制改革

会議においては、生産性の向上などを通じた産業競争力の強化、質の高いサービスの実現、最新技術の普及などの「成長戦略」、並びに魅力ある産業の実現、多様な主体によるサービスの提供、利用者視点に立った仕組みの構築など、「国民の選択肢拡大」につながる規制改革を重視した。

例えば、競争力と魅力のある農業を実現するための規制改革、社会福祉法人・株式会社・NPOなど多様な主体が介護・保育事業等のサービスの質を高めるための規制改革、“患者起点”で治療の選択肢を拡大するとともに、最新の医療技術を普及するという観点から、保険診療と保険外診療とを併用しやすくするための規制改革などに取り組んだ。

また、働く者にとって、転職が個人の能力と競争力を高め、人々が動きやすい労働市場と雇用システムを作るための規制改革にも引き続き取り組んだ。

② 機動的な「意見」等の表明

諸般の状況に適時適切に対応し、会議としての「意見」等を機動的に表明することにより、規制改革の議論を加速した。

<u>健康・医療分野</u>

ａ　革新的医薬品・医療機器の価格算定ルールに関する規制改革会議の意見（平成 25 年８月 22 日）

ｂ　一般用医薬品のインターネット販売に関する意見（平成 25 年９月 12 日）

ｃ　一般用医薬品のうちスイッチ直後品目等の取扱いについて（平成 25 年 10 月 31 日）

ｄ　医療提供体制に関する意見（平成 25 年 12 月 20 日）

ｅ　医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築に関する意見（平成 26 年３月 17 日）

ｆ　介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立に関する意見（平成 26 年４月 16 日）　※最優先案件（後述（３）参照）

（参考）

・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立に関する論点整理（平成 25 年 12 月 20 日）

・介護・保育事業等におけるイコールフッティング確立の更なる論点（平成 26 年 2 月 28 日）

ｇ　保険外併用療養費制度における新たな仕組みに関する意見（平成 26 年５月 28 日）※最優先案件（後述（３）参照）

（参考）

・「保険診療と保険外診療の併用療養制度」改革の方向性について（平成 25 年 12 月 20 日）

・選択療養制度（仮称）の創設について（論点整理）（平成 26 年 3 月 27 日）

・「選択療養（仮称）」における手続・ルール等の考え方（論点整理②）（平成 26 年 4 月 16 日）

<u>雇用分野</u>

ａ　労働者派遣制度に関する規制改革会議の意見（平成 25 年 10 月４日）

ｂ　労働時間規制の見直しに関する意見（平成 25 年 12 月５日）

ｃ　ジョブ型正社員の雇用ルールに関する意見（平成 25 年 12 月５日）

創業・IT 等分野

a　「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について（平成 25 年 11 月 27 日）

b　IT 関連の規制改革事項について（平成 25 年 12 月 20 日）（IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン関係）

c　ダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見（平成 26 年５月 12 日）

d　パーソナルデータに関する意見（平成 26 年５月 22 日）

e　改正タクシー特措法の指定地域に係る指定基準に関する意見（平成 26 年６月 13 日）

農業分野

a　農地中間管理機構（仮称）の創設に関する規制改革会議の意見（平成 25 年９月 19 日）
※最優先案件（後述（３）参照）

b　今後の農業改革の方向性について（平成 25 年 11 月 27 日）

c　農業改革に関する意見（平成 26 年５月 22 日）

その他

a　規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築（規制の PDCA）に関する意見(平成 26 年３月 27 日)

（３）最優先案件への取組

昨年７月以降の会議においては、特に緊急性・重要性の高い、以下の３項目を、「最優先案件」と位置付け、会議において委員全員で審議の上、早期の解決を目指すこととした。

① 保険診療と保険外診療の併用療養制度

国内で開発された先進的な医薬品・医療機器を用いた医療技術、及び海外で使用され国内では未承認の医薬品・医療機器を用いた医療技術等を保険診療と併用しやすくする規制改革を“患者起点”で検討した。

会議においては、昨年 10 月から審議を開始し、昨年 12 月に「改革の方向性」を表明し、本年３月及び４月に「論点整理」を行い、本年５月に「意見」を表明した。（詳細は９ページ）

② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立

社会福祉法人・株式会社・NPO が同じ土俵でサービスの質を高め合い、提供するための環境づくりを行った。

会議においては、昨年 11 月から審議を開始し、昨年 12 月及び本年２月に「論点整理」を行い、本年４月に「意見」を表明した。（詳細は 10 ページ）

③ 農地関連規制の見直し

「農地中間管理機構」創設及び関連事業について、農業の成長産業化のための取組が効果的に機能するよう、規制改革の観点から検討した。

会議においては、昨年８月から審議を開始し、昨年９月に「意見」を表明した。（詳細は 56 ページ）

３　審議経過

（１）審議テーマの設定と審議体制

会議においては、「第１次答申」で重点分野とされた「健康・医療」「雇用」を引き続き取り上げるとともに、「創業等」については、今期は休止とする「エネルギー・環境」に加え、IT

に関連する規制の検討にも注力するため「創業・IT 等」とし、新たに「農業」「貿易・投資等」を加えた、５つの重点分野ごとにワーキング・グループを設置し、検討を行った。

それぞれのワーキング・グループでは、各分野の専門家も加えて、効果的・効率的に検討する体制を整え、成長戦略に盛り込むテーマを分野ごとに選定し、優先的に審議することとした。

（２）公開ディスカッションの開催

当会議が規制改革を推進するための世論喚起を目指し、今期は、試行的に２回の公開ディスカッションを開催した。

各回とも、国民にとって関心が高いと思われる分野における規制改革の検討テーマを選定のうえ、一定の結論付けを目的とはせず、規制の多くが内包しているトレードオフの構造を明確にする形の論点整理を主眼に開催した。

第１回：平成 25 年 11 月 28 日（木）

① 保険診療と保険外診療の併用療養制度

② 老朽化マンションの建替え等の促進

第２回：平成 26 年３月 25 日（火）

① 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立

② 労働時間法制について

今回の試行結果を踏まえ、より効果的な運営方法等について検討の上、引き続き本年７月以降も開催することとしている。

（３）規制改革ホットライン

前期の平成 25 年３月 22 日、内閣府に「規制改革ホットライン」を設置し、広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望を常時受け付け、迅速に対応することとした。

今期は、規制改革ホットラインへの取組に、より注力するため、新たに「ホットライン対策チーム」を設置し、会議の場で精査・検討を要する案件を審議することとした。

昨年 10 月には、国民・企業等から更に多くの提案をいただくことを目的として「集中受付月間」を実施し、内閣府のホームページ上での広報や各種団体への集中的な周知活動を行うことにより、１カ月で 841 件の提案を受け付けた。

規制改革ホットラインには、昨年３月以降 2,461 件（本年５月 31 日現在）の要望が寄せられ、随時、関係府省に検討要請（要望のうち規制改革に関係しないと認められるものを除いた 1,377 件）し、回答を得た 1,138 件について、ホームページに公表した。また、関係府省から回答を得た事項のうち更に精査・検討を要する事項については、ホットライン対策チームから順次会議に報告し、各ワーキング・グループにおいて精査・検討を行った。

さらに、規制改革ホットラインからの検討要請に対し、所管府省が主体的に対応した（又は予定している）事項について、本年２月の会議において報告を受けた。

（４）重点的フォローアップ

昨年６月の「第１次答申」に掲げた規制改革事項は、全件フォローアップを行うこととされたが、以下の事項については、昨年９月の会議において定めた取組方針に沿って、特に重点的に取り組むこととした。

① 再生可能エネルギーに係る規制【付属１の１～８ページ参照】

② 次世代自動車の世界最速普及【付属１の 13～20 ページ参照】

③ 認可保育所への株式会社・NPO 法人の参入、保育士数の増加【付属１の 22～23 ページ参照】

④ すべての社会福祉法人の経営情報の公開【付属１の 24 ページ参照】

⑤ 再生医療の推進【付属１の 25～26 ページ参照】

⑥ 医療機器に係る規制改革の推進【付属１の 26～27 ページ参照】
⑦ いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認【付属１の 27 ページ参照】
⑧ 一般用医薬品のインターネット販売【付属１の 29 ページ参照】
⑨ ジョブ型正社員の雇用ルールの整備【付属１の 31 ページ参照】
⑩ 労働者派遣制度の見直し【付属１の 31 ページ参照】
⑪ 老朽化マンションの建替え等の促進【付属１の 35 ページ参照】
⑫ ビッグデータ・ビジネスの普及【付属１の 35～37 ページ参照】

このうち、①、③，④、⑤、⑥、⑧、⑩及び⑪については、平成 25 年度末までの所要の改革がなされたことにより一定の成果が得られたと考えられる。また、②、⑦、⑨及び⑫については、平成 26 年度以降の改革事項が含まれるなど関係省庁の取組を引き続き注視すべきと考えられる。（詳細については、付属１「規制改革実施計画(平成 25 年６月 14 日閣議決定)のフォローアップの結果について」の該当ページ（【】内）を参照）

（５）他の会議との連携

主として成長戦略を議論している産業競争力会議とは、課題別会合及び分科会において関係する委員が参加し会議の意見を表明するなど、効果的な連携により、規制改革の成果を高めた。

また、規制改革と関連する経済財政諮問会議、国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特区ワーキング・グループ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）、対日直接投資推進会議などとも、情報共有を図ってきた。

（６）国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」「世界で一番国民が暮らしやすい国」を実現するために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものであり、総理指示(平成 25 年１月 25 日日本経済再生本部)においてその活用が言及されていたものである。

今回は、検討項目の内から５件について実施した。具体的には、規制所管府省から規制の現状についての国際比較と規制を維持する必要性等について回答を求め、その妥当性や改革の方向性についての議論を行った。

規制所管府省自らが、当該規制の意義・効果等について改めて考える契機となったが、本来、国際的な政策・制度の趨勢に照らして、当該府省において不断の見直しを行うことは当然の責務である。

国際先端テストの手法は、あらゆる規制改革の項目に適用すべき強力なツールであり、今後も、その定着に努めるべきである。

４　本答申の実現に向けて

会議は、本答申を取りまとめ、総理に提出する。ここからは、「実施」のステージである。取り上げたそれぞれの規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現を図っていかなければならない。

このため、改革実現までの工程表、すなわち昨年６月の「規制改革実施計画」と同様の計画を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは、トレードオフ、利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が進まない主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められる。これは、ひとえに政治のリーダ

ーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

5　次のステップへ

（1）次期の会議活動方針の策定

昨年７月以降、「最優先案件」を始めとした重点分野について、本年６月に改定される成長戦略と密接に関連する規制改革を進めてきた。

本答申提出後、会議としての活動を再開するに当たっては、まず、取り上げるべき重点分野、その審議体制等について整理し、改めて会議としての活動方針を定めて、本年７月から来年６月までを一つの期間として、更なる改革に取り組んでいく。

その際、今期の活動結果も踏まえ、産業競争力会議、経済財政諮問会議などとのより効果的な連携を図っていく。

（2）実施計画のフォローアップ

規制改革については、これまで何度となく答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースもまま見られる。このため、会議は、規制改革実施計画の進捗について、毎年、政府から見直し状況の報告を受け、確認していくこととする。また、今期と同様、特に重点的なフォローアップが必要な規制改革事項については、時間軸も含めた、具体的なフォローアップ方針を定めて取り組んでいく。

（3）今後取り組むべき課題

規制改革は、時代の変化に合わせて、その所管府省自らが主体的に取り組むことが本来の在り方である。過去において、所管府省の自主的見直しを促す仕組みや制度が設けられたことがあったが、持続的な取組にならず、十分な成果を得ることができずに今日に至っている。

不断に規制改革を進め、着実に実現していくためには、所管府省自身が、規制改革会議等と連携しつつ、主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みをつくる必要がある。

今期、改めて会議として、これまでの取組の経緯等をレビューした上で、このような仕組みについて検討を行った結果、新たなシステムの構築の必要性を表明した（Ⅲ参照）。

まずは、このシステムに基づく取組を早急に開始し、会議としては、所管府省がより主体的・積極的に規制改革に取り組んでいくことができるよう、必要な役割を果たしていきたい。

Ⅱ　各分野における規制改革

１　健康・医療分野

（１）規制改革の目的と検討の視点

「病気や介護を予防し、健康を維持して長生きしたい」という国民のニーズに応え、世界に先駆けて「健康長寿社会」を実現するため、健康・医療分野では、国民の安心・安全への配慮を前提に、「国民の利便性向上」、「医療福祉産業の発展による経済の活性化」、「保険財政の適正化」の３つを規制改革における基本的な考えとして取り組んできた。

これらを踏まえて、第２次答申の検討にあたっては、「革新的な医薬品や医療機器へのアクセス改善と国内における開発の促進」、「社会保障制度を持続可能とするための提供体制の再構築」、「サービスの質の向上と効率化」、「セルフケア領域の拡充」の４つの視点を定め、ICT の活用を含めて９つの検討項目を設定し、これに即して個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

①新たな保険外併用の仕組みの創設

現在の健康保険制度では、保険外診療を一緒に受けると原則として保険診療まで全額自己負担になる（いわゆる混合診療禁止の原則）。平成 18 年に保険外併用療養費制度（その前身は昭和 59 年に創設された特定療養費制度）が導入され、例外的に保険診療との併用が認められるようになったが、医療技術の革新が急速に進むなか、現行制度の下では、必ずしも患者のニーズに迅速に応えられない問題がある。

このため、困難な病気と闘う患者が、国内未承認の医薬品等の保険外の治療を希望する場合に、安全性・有効性の確認を前提に、現在よりも迅速にその治療を受けられるようにする仕組みとして、保険外併用療養費制度のなかに、患者ひとりひとりの治療を主な目的とする、“患者起点”の新たな仕組み（「患者申出療養（仮称）」）を創設する。

「患者申出療養（仮称）」は、医師が治療の内容や安全性・有効性などを患者に対して十分説明し、患者が理解、納得したうえで申出することを前提とする。そのうえで、対応医療機関の安全・適切な診療体制が整っていることを確認し、診療内容に応じて、できるだけ患者に身近な医療機関で、迅速に受診できるようにする。

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立

国民が安心して福祉サービスを受けられるよう、その主要な担い手である社会福祉法人は、利用者や国民に対して経営内容やサービスの質を十分に開示する必要がある。

このため、財務諸表のインターネット上での公開、補助金・役員報酬の開示、利害関係者との取引内容の開示、サービスの第三者評価などを進め、経営の透明性やサービスの質を向上させる。

また、介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が同種のサービスを提供する特殊な市場であり、多様な経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競い、利用者の利便を高める必要がある。

このため、経営主体間のイコールフッティングを確立するよう、地方公共団体の助成・補助制度などにおける経営主体による差異の是正、すべての社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化や違反した場合の役員解職勧告などの制度的な措置を行う。

③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善

医薬品・医療機器分野における今後の国際競争力を確保するためには、我が国における医薬品・医療機器の研究開発及び上市を後押しする環境整備が不可欠である。

このため、医薬品等の価格算定ルールにおいて、革新性・画期性の評価をより充実させるとともに、価格予見性の向上のため、価格の見通し等を事前に厚生労働省に相談可能な仕組みを

整備する。また、再生医療等製品の普及促進のため、「条件及び期限付承認」を受けた製品の保険適用に向けた取扱いについて検討する。一方で、近年の保険財政の逼迫を考慮し、長期収載品の価格の適正化を図る。

④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

地域の限られた医療資源を有効活用し、最適な地域医療を実現するためには、都道府県が医療計画を通じてリーダーシップを発揮し、主体的にこれらの課題に取り組むことが期待される。

このため、都道府県による医療計画の策定手続に関し、策定時に支払側である保険者の意見を聴く仕組みの構築、地域ごとの人口当たり医師数等を公表する仕組みの構築、都道府県によるより主体的な医療計画の検討の促進等を行う。また、あわせて、実力のある医療機関の増床の妨げとなる非稼働病床の削減方策の検討、医療機関の質を評価する取組の拡充、プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けた措置の検討などを行う。

⑤生活の場での医療・介護環境の充実

高齢者人口の増加に伴い、自宅や施設での医療・介護を希望する高齢者等に対し、必要な医療・介護が効率的に提供される環境の改善が求められている。

このため、在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化、特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善、在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善などを行う。

⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築

簡単な操作で精度の高い判定が可能な検査薬が数多く開発されているが、現在、一般向けに承認されている検査薬は３検査項目のみである。国民が一般用検査薬を使用して日常的にセルフケアを行える環境の整備が求められている。

このため、医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みを早期に構築し、既に転用要望のある 49 検査項目について集中的な検討を行う。あわせて、検査薬の適正使用に関する購入者への情報提供、受診勧奨等の仕組みを整備し、早期の生活改善や医療機関の受診につなげることで、国民の健康保持・増進や疾病の重症化防止を図る。

⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備

保険者には、加入者の健康増進、レセプト点検の強化等、給付と負担の適正化に向けた保険者機能をより一層発揮していくことが求められている。

このため、レセプトデータ分析の妨げとなる未コード化傷病名コードの不適切使用の削減、レセプトデータを活用した保健事業の取組への支援、保険者による事前点検制度の導入等を行うことで、保険者機能の更なる充実、強化を図る。

⑧医療機関の経営基盤の強化

医療保険制度の持続可能性を高め、国民が将来にわたって最適な医療サービスを享受するためには、医療機関の経営基盤を強化し、質の高い医療を効率的に提供できる体制づくりが求められる。

このため、経営経験が豊かな人材の活用の促進、法令遵守体制の構築、医療機関が提供できる医療に付随するサービスの範囲の明確化等を行う。

⑨看護師の「特定行為」の整備

在宅医療等の更なる推進により、医師の立会いのない環境で業務（診療の補助）が行われる

ことが今後ますます増加すると予想され、看護師が「チーム医療」の一員としてその能力を最大限に発揮し、一層活躍することが期待されている。

このため、医師によりあらかじめ出された手順書による指示に基づき、病状について自ら判断し、一定の業務（診療の補助）を行える看護師を計画的に養成するとともに、医療の安全性の確保を図るため、看護師の判断能力や技能を高める研修制度等を整備する。

（２）具体的な規制改革項目

①新たな保険外併用の仕組みの創設【平成 27 年度措置（次期通常国会に関連法案の提出を目指す）】

ア　困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな保険外併用の仕組みの創設

いわゆる混合診療禁止の原則のもと、厚生労働省が指定する「評価療養」「選定療養」については、「保険外併用療養費制度」として、例外的に保険診療との併用が認められているが、医療技術の革新が急速に進むなか、必ずしも患者のニーズに迅速に応えられない問題がある。

そのため、困難な病気と闘う患者がこれを克服しようとして強く希望する場合、安全性・有効性の確認等を前提に、保険外診療を併用しても保険給付を幅広く受けられ、保険診療にかかる経済的負担が治療の妨げにならないように、治療の選択肢を拡大することが必要である。

したがって、困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用などを迅速に保険外併用療養として使用できるよう、保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養（仮称）」を創設し、患者の治療の選択肢を拡大する。このため、次期通常国会に関連法案の提出を目指す。

イ　「患者申出療養（仮称）」における安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築

現行の評価療養では、医療機関が申請してから実施が承認されるまでに平均６～７か月（先進医療ハイウェイ構想等により期間を短縮してもおおむね３か月）の期間を要し、一刻を争う患者の切実なニーズに十分には応えきれない。

そのため、「患者申出療養（仮称）」においては、患者からの申出を起点として、国内未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用できるようにするとともに、対応医療機関の安全・適切な診療体制が整っていることを確認し、診療内容に応じて、できるだけ患者に身近な医療機関で迅速に受診できるようにする必要がある。

したがって、未承認の診療に関する豊富な知見を有する臨床研究中核病院と患者に身近な地域の医療機関が、診療内容に応じて連携協力を図りながら、患者からの申出に係る診療をできる体制を構築する。

具体的には、「患者申出療養（仮称）」としての前例がある診療については、臨床研究中核病院の他、患者に身近な医療機関（予定協力医療機関）が、患者からの申出を受け、前例を取り扱った臨床研究中核病院に対して申請（共同研究の申請）する。申請から原則２週間で臨床研究中核病院が判断し、受診できるようにする。

前例がない診療については、臨床研究中核病院が患者からの申出を受け、国に対して申請する。申請から原則６週間で国が判断し、受診できるようにする。このとき、患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関（協力医療機関）として申請（共同研究の申請）する場合は、その医療機関で受診できるようにする。

その際、国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論や手続きを迅速かつ効率的に進めるため、運営の在り方について、新しい仕組みの施行までに検討する。

ウ　「患者申出療養（仮称）」における対応医療機関の充実

現行の評価療養は、保険導入のための評価を行うことが主な目的であるため、実施計画で定めた症例数を集めるために、技術ごとに定められた要件を満たし、国の承認を得た医療機関（１つの医療技術に対し平均で 10 医療機関程度）でのみ治療が行われることから、全国の患者が容易にアクセスできない。

そのため、当該患者の治療を適切に実施できる体制が整っていることが確認されれば、診療内容に応じて、できる限り患者に身近な医療機関でも治療を受けられるようにする必要がある。

したがって、臨床研究中核病院は、15 か所に限定することなく、要件を満たせば追加していく。

臨床研究中核病院が申請時に対応医療機関（共同研究の予定協力医療機関）のリストを添付し、患者が身近に受診できる医療機関を周知する。

臨床研究中核病院の承認により、対応医療機関（協力医療機関）を随時追加する。この旨、厚生労働省からも要請する。

エ　「患者申出療養（仮称）」における保険収載に向けた実施計画の対象外の患者への対応

現行の評価療養は、保険導入のための評価が主な目的となるため、評価を行うための実施計画（いわゆるプロトコル）が求める諸条件を満たすことが必要となる。

その結果、評価療養の対象患者は、年齢制限や他の病気に罹患していないなどの一定の基準にあてはまる患者に限られる。それ自体は、安全性・有効性が確認された医療を保険収載していくうえで必要なプロセスであるが、他方で、基準外の患者にも希望する治療を受けられるようにする必要がある。

したがって、「患者申出療養（仮称）」においても、保険収載に向け、治験等に進むための判断ができるよう、実施計画を作成し、国において確認するとともに、実施に伴う重篤な有害事象や実施状況、結果等について報告を求める。

また、実施計画の対象外の患者から申出があった場合は、臨床研究中核病院において安全性、倫理性等について検討を行った上で、国において専門家の合議により実施を承認する。

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立

ア　財務諸表の情報開示【ホームページ上での開示は措置済み。電子開示システムは平成 26 年度検討・結論、結論を得次第、予算措置のうえシステム構築を開始】

社会福祉法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見を事務所に備えて置き、利用希望者その他利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならない。

厚生労働省では、インターネット上での公開等の方法により財務諸表等を自主的に公表することを促しているが、平成 25 年７月末時点での自主的公表は全体の４割程度に留まっている。

また、社会福祉法人から所轄庁に財務諸表が提出されているものの、所轄庁において財務諸表などが体系的に集計されておらず、有効に活用されていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてホームページ上で開示を行うように指導する。

また、厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。

イ　補助金等の情報開示【開示の義務付けは平成 26 年度措置。国民への分かりやすい開示は電子開示システムの構築に合わせて措置。地方公共団体への要請は平成 27 年度措置】

社会福祉法人は、社会福祉施設の整備や事業の運営に当たって、国が交付する補助金のほか、地方公共団体が交付する補助金を受けている。地方公共団体が交付する補助金も含めて、国として社会福祉法人に対する補助金の総額を把握する仕組みが構築されておらず、一部の有識者からは社会福祉法人に交付されている補助金等の情報が国民に対して分かりやすく開示されていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務付ける。

また、厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。

さらに、厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。

ウ　役員報酬等の開示【平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

社会福祉法人は、公費と社会保険料等により賄われる介護報酬や国等から交付を受けた措置費、補助金などを主な収入としているほか、介護報酬に対する非課税措置など税制上の優遇措置を受けている。これらを背景に、社会福祉法人に対しては、上場企業に準じた適切かつ透明な事業運営が期待されているが、上場企業が開示している役員に対する報酬や退職金については、開示義務が課されていない。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付ける。

エ　内部留保の明確化【内部留保の活用は平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。目的別の積立の指導は平成 26 年度措置】

特別養護老人ホームなどの福祉施設は、安定的な経営を継続していくことが求められていることから、総合的な経営判断に基づき、計画的に目的積立金を積み立てる必要がある。

しかしながら、会計検査院からは、特別養護老人ホームの積立金等について、施設の改修等に備えた目的積立金を貸借対照表に計上していないなどの指摘があるほか、一部の有識者からも、「社会福祉法人は過大な内部留保を貯め込んでいる」との指摘がある。

したがって、厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。

また、厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導する。

オ　調達の公正性・妥当性の確保【平成 27 年度決算から措置】

社会福祉法人の事務、事業の中で発生する売買、賃貸借、請負などの契約については、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合等を除き、基本的に一般競争入札によることが規定されている。非営利法人として調達の公平性や妥当性を確保するため、一部の有識者からは、役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引内容を開示するなど、より透明性を高めるべきとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手及び取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する

仕組みを構築する。

カ　経営管理体制の強化【責任の範囲等の明確化と外部機関による会計監査の義務付けは平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。第三者評価のガイドラインは平成26年度措置。介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標は平成27年度措置。保育所の第三者評価の受審率の数値目標は子ども・子育て支援新制度の施行までに措置】

社会福祉法人の経営管理体制として、理事会や評議員会、理事などの機関で審議すべき事項などは通知等で定められているが、それぞれの機関の役割や権限等が法令で明確に定められていない。

また、福祉サービスに対する行政機関以外の評価として、平成13年に福祉サービス第三者評価制度が導入されたが、実施件数の大半を東京都の事業者が占めており、東京都以外の都道府県では制度の普及が遅れているとの指摘がある。

さらに、行政機関以外の監査として、大規模な社会福祉法人は２年に１回、その他は５年に１回の外部機関による会計監査の活用が望ましいとされているが、適正な決算処理が疑われる事例なども指摘されており、会計の専門家による監査が求められている。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。

また、厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。

さらに、厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。

キ　所轄庁による指導・監督の強化【工程表の策定は平成26年度検討・結論、平成27年度措置。助言や勧告のための措置は平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる】

平成25年４月の第二次地方分権一括法の施行に伴い、都道府県の中でも主たる事務所が一般市の区域内にある社会福祉法人であって、その事業が市を越えないものは、所轄庁が一般市に権限移譲された。所轄庁において社会福祉法人の経営に対して適切な指導や監査を行うためには、専門的な知識を有する人材を一定数配置する必要があるが、十分な人材が確保できていないとの指摘がある。

また、社会福祉法では、社会福祉法人に対する措置命令、業務の全部又は一部の停止命令、役員の解職勧告及び解散命令を定めているが、措置命令以前の段階で、勧告を行う規定がないため、所轄庁において段階的な指導が困難との指摘がある。

したがって、厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。

また、厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。

ク　多様な経営主体によるサービスの提供【公的性格の強化は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成27年４月１日）に合わせて措置。地方公共団体への通知は平成26年度措置】

自宅での生活が困難な要介護高齢者を対象とする入所施設としては、特別養護老人ホームのほか、営利法人を中心に設置されている有料老人ホームなどの類型がある。

入所施設を運営する経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競うことで、利用者の利便を高めることが必要であるが、それぞれの施設が担う役割が十分に整理されてい

ないとの指摘がある。

また、地方公共団体では、「介護保険事業計画」や「介護保険事業支援計画」の策定に当たって、介護サービス量の見込みを算出しているが、一部の地方公共団体においては、有料老人ホーム等の特定施設のサービス量の増加を見込んでいないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。

また、厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。

ケ　福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善【平成 26 年度上期措置】

地方公共団体が指定管理者制度を活用して福祉施設の運営を委託する際には、株式会社等の民間事業者を指定管理者とすることができる。

しかしながら、一部の地方公共団体では、公募要件で社会福祉法人に限定するなど、社会福祉法人以外の参入を認めていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する。

コ　社会貢献活動の義務化【社会貢献活動の義務付けと社会貢献活動を行わない法人への対応は平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。一定の事業規模を超える法人に対する要請は平成 26 年度措置】

社会福祉法人は、財政上の優遇措置を受ける背景として、慈善的な福祉サービスや低所得者への福祉を提供し、地域のセーフティネットとして機能することが期待されている。

しかしながら、これらのサービスを提供している社会福祉法人は必ずしも多くなく、財政上の優遇措置の根拠が乏しい実態がみられる。介護保険事業などにおいて株式会社等と同様のサービスを提供する社会福祉法人においては、同じ競争条件のもとで、利用者のためのサービス提供がなされるよう、条件整備を行う必要がある。

したがって、厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務付ける。

そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。

また、厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。

さらに、厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員の解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。

③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善

ア　医薬品・医療機器そのものが持つ価値の評価とその活用【平成 28 年度診療報酬改定における試行的導入を視野に入れて検討・導入に合わせて結論】

現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールにおいては、医薬品・医療機器の価格は、その原価又は類似品の価格に基づき決定されており、医薬品・医療機器そのものの持つ価値が必

ずしも適切に価格に反映される仕組みとなっていないとの指摘がある。

したがって、イノベーションの適切な評価を行う観点から、例えば、患者の QOL の向上効果がどの程度あるかを客観的に評価する指標や、実質的な医療・介護費用の削減効果の指標を、イノベーションの評価に活用する仕組み等を検討し、結論を得る。

イ　日本発の医薬品・医療機器の評価の充実【措置済み】

我が国の医薬品・医療機器の開発力が低下している中、メーカーが我が国において研究開発を行うためのインセンティブが必要である。しかしながら、現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールにおいては、世界に先駆けて、日本で承認を取得した医薬品・医療機器の評価が十分に行われていない。

したがって、医薬品・医療機器を日本で研究開発又は製造し、海外に先駆けて日本で承認を取得した場合に、医薬品・医療機器の価格算定において、営業利益率の引上げや加算を行う制度を創設（医薬品）又は継続（医療機器）する。

ウ　原価計算方式における革新性評価の充実【措置済み】

類似品がある医薬品・医療機器の価格算定方法である類似薬効比較方式（類似機能区分比較方式）においては、最大で価格の 120 パーセント（150 パーセント）の加算が措置されているのに対し、既存の類似品がない医薬品・医療機器の価格算定方法である原価計算方式においては、営業利益率を±50 パーセント調整するのみであり、革新性・画期性の評価が十分に行われていない。

したがって、イノベーションの適切な評価を行う等の観点から、原価計算方式において、営業利益率の調整の上限を+100 パーセントとし、革新性・画期性の評価を一層充実させる。

エ　新薬創出・適応外薬解消等促進加算の継続【措置済み】

平成 22 年度から、新薬創出・適応外薬解消等促進加算により、一定の要件を満たす新薬の価格が一定期間据え置かれる一方、当該加算の適用を受けた新薬の製造販売業者に対しては、厚生労働省が、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬の開発を要請することとされている。ただし、当該加算は時限措置となっており、２年ごとに継続の是非を検討することとされている。

したがって、新薬開発には相当の期間を要するため、新薬創出・適応外薬解消等促進加算が新薬開発のインセンティブとなっているかどうかについての判断は時期尚早であることから、平成 26 年度診療報酬改定において、新薬創出・適応外薬解消等促進加算を継続する。

オ　医療材料等に対応する手技料の適切な算定【平成 28 年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

同種の手術であっても、使用する医療材料等によって難易度が異なる（例えば、再生医療等製品を使用する手術と、従来の医療機器を使用する手術とでは難易度が異なる）が、手術の難易度等に応じた適切な手技料を算定できない場合があるとの指摘がある。

したがって、再生医療等製品を使用する手術において、手術の難易度に応じた適切な手技料を算定できるよう検討し、結論を得る。

カ　医薬品・医療機器の価格予見性の向上【相談可能な仕組みの明確化は平成 26 年度措置。革新性・画期性の基準の明確化について、医薬品は平成 26 年度検討・結論、医療機器は平成 26 年度検討開始・平成 27 年度結論】

現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールは非常に複雑である上、具体的な価格の検討は

非公開の薬価算定組織等において行われている。このため、

□類似薬効比較方式（類似機能区分比較方式）と原価計算方式のいずれが適用されるか

□革新性・画期性の評価がどのような場合にどの程度なされるか

□原価計算方式における販売費、研究費、流通経費等に、製品ごとの開発経緯や製造の実態、市場規模等がどの程度反映され得るか

等について、医薬品・医療機器の製造販売業者が事前に把握することが困難である。

したがって、新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見通し等について、治験前、薬事承認審査前、保険収載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備し、明確化する。

また、医薬品・医療機器の価格算定における革新性・画期性の評価が、どのような場合にどの程度なされるのかについて、明確な基準を検討し、結論を得る。

キ　「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の普及促進【薬事法等の一部を改正する法律の施行（平成 26 年 11 月下旬予定）に合わせて検討・結論】

昨年成立した薬事法等の一部を改正する法律により、安全性が認められ、有効性が推定された再生医療等製品の「条件及び期限付承認」の制度が設けられ、本年 11 月に施行される見込みである。現時点では、「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品が患者に提供される際の保険適用の有無が明確でないが、再生医療等製品の普及を一層後押しし、市販後の有効性や更なる安全性の検証がより進みやすい環境を整えるためには、保険適用することが望ましい。

したがって、再生医療等製品への国民のアクセスを確保するため、「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の保険適用に向けた取扱いについて、再生医療の専門家を含めた議論の場を設けて検討し、結論を得る。

ク　長期収載品の薬価の引下げ【措置済み】

保険財政の適正化を図るため、上市当初の後発医薬品の薬価を長期収載品と比べ低くすること等により、後発医薬品の普及が進められてきたが、その目的が十分に達せられていない。このため、より直接的に保険財政の適正化を図る仕組みが求められる。

したがって、長期収載品の薬価については、後発医薬品が上市されて一定期間を経過した段階で大幅に引き下げる仕組みを構築する。

ケ　患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合への対応【平成 26 年度措置】

高額療養費制度等の適用（長期収載品でも後発医薬品でも患者負担額は同じ）により、患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合があり、後発医薬品の普及が進まない一因となっているとの指摘がある。

したがって、高額療養費制度の適用下における後発医薬品のシェアを調査する。

その上で、医療用医薬品が保険診療でカバーされていること、及びその価格（薬価）を正しく患者に理解してもらうことを通じて、後発医薬品の普及を更に推進する。

④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

ア　医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の連携【次期医療保険制度改正において検討・結論】

今国会に提出された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案により、医療計画は６年に１度見直しを行うこととされ、３年に１度見直しを行う介護保険事業支援計画と見直し時期が平成 30 年度以降一致することとし

ている。一方、医療費適正化計画は５年に１度見直すこととされており、他の計画と見直し時期が一致しておらず、他の計画との関係性も明確になっていない部分がある。

したがって、都道府県が、医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の見直し時期を一致させるとともに、相互の関係性をより明確にすることを検討し、結論を得る。

イ　医療計画における保険者の視点の導入【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年４月１日）に合わせて措置】

医療計画の策定に当たっては、患者の視点に加え、医療費適正化の視点も重要性を増している。しかしながら、医療計画を策定する際には、都道府県医療審議会及び市町村の意見を聴かなければならないこととされ、保険者の意見を聴くことは制度化されていない。

したがって、医療計画の策定に当たり、保険者の意見を取り入れる仕組みを構築する。

ウ　医療計画の内容の充実【平成 26 年度措置】

ICT を活用した情報共有により、医療機関のネットワーク化、セルフケアの推進、予防活動の充実等が期待される中、都道府県が策定する医療計画において、医療 ICT 化の推進が必ずしも盛り込まれていない。また、医療計画において規定される二次医療圏の範囲については、都道府県が地域の実情に応じて主体的に検討すべきであるが、国が示した医療計画作成指針等の範囲内での検討にとどまっている場合があり、必ずしもすべての都道府県が主体性を発揮できているとは言えないとの指摘がある。

したがって、平成 26 年３月に厚生労働省から公表された「健康・医療・介護分野における ICT 化の推進について」を踏まえた医療計画となるよう、都道府県に周知する。

また、二次医療圏の範囲については、患者の利便性を第一に考え、医療機関からの時間距離のデータを活用しつつ、都道府県が地域の実情に応じてより主体的に検討すべきことを改めて周知する。

エ　医療資源の適正配置【平成 26 年度措置】

現在、都道府県において、地域における医療資源の状況を的確に把握し、公表する仕組みが整備されておらず、地域ごとの医師・看護師の偏在、診療科ごとの医師の偏在、高額医療機器への過剰投資等の問題の解決が困難との指摘がある。

したがって、地域ごとの人口当たり医師・看護師数、医療機器数、診療科ごとの医師数を把握し、都道府県が公表する仕組みを構築する。

また、地域ごとの疾病の発生状況、患者の流出入の状況等に応じて、相対的に医師不足と判断される地域や診療科への就業インセンティブを充実させる。

オ　医療機関の質の評価【ａは平成 27 年度早期措置。ｂは平成 26 年度措置】

医療機関ごとの医療の質の評価に関する情報が公表されれば、患者が医療機関を選択する際の有益な情報となり、医療機関間の適切な競争による医療提供体制の充実が期待される。我が国では、医療機関の評価を推進する事業は始まったが、医療機関間の横比較を可能とし、医療機関の選択に役立つ評価情報を提供する仕組みが十分整備されていない。

したがって、医療機関の質の向上を図るため、

ａ　DPC データ等を用いた定量的な指標に基づき、医療機関外の組織等が医療の質の評価・公表等を実施する際、その評価に用いるベンチマークの信頼性を高めるため、実施医療機関を拡大する措置を講じる。また、公表する評価指標の範囲の拡大を促す措置を講じ

る。

ｂ　特に、自治体病院等の公設・公的病院については、公的資金が投入されていること等を踏まえ、一層の経営・サービスの効率化と医療の質の向上が必要であることから、いち早くこれらの取組を進める。その際、より多くの病院の参加を促す措置を講じる。

カ　必要病床数・非稼働病床数の把握及び特例病床制度の活用【必要病床数の将来推計及び特例病床制度の活用の周知、病床稼働状況の調査は平成 26 年度措置。非稼働病床の削減方策は平成 26 年度検討・結論】

現行の医療計画においては、計画策定時点の基準病床数に基づき、以降５年間にわたり病床規制が課せられる仕組みとなっている。今後、急速な高齢化等により、基準病床数が実情と乖離するおそれがあるとの指摘がある。

また、病床過剰地域における増床は原則として認められないことから、実力のある医療機関の増床が妨げられ、医療機関の適正な競争が阻害されるとともに、病床の既得権化を招き、非稼働病床が温存されているとの指摘がある。

したがって、今後、急速な高齢化が進むと予想される都市部を中心に、必要病床数の将来推計の重要性を周知するとともに、医療計画の見直し時期にかかわらず、病床規制の例外措置である特例病床制度を、地域の実情に応じて活用するよう周知する。

また、医療機関ごとの病床の稼働状況について調査するとともに、実効性のある非稼働病床の削減方策を検討し、結論を得る。

キ　病床規制の柔軟な運用【措置済み】

病床規制が必要以上に厳格に運用され、利便性に欠く事例があるとの指摘がある。

したがって、既存の医療機関の建替え・補修の場合、二次医療圏の境目においてそれぞれ別の二次医療圏に属する医療機関が統合する場合、医療機関の経営統合により開設者が変わる場合等においては、病床規制の柔軟な運用を徹底する。

ク　７対１入院基本料の在り方の検討【平成 28 年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

患者７人に対し看護職員１人以上を配置する医療機関に適用される入院基本料の７対１看護基準は、急性期医療を担う医療機関への医療支援の集中を目的とした制度であり、平成 26 年度診療報酬改定において一定の見直しが行われた。しかしながら、算定要件が厳格でないために、実質的に急性期医療を行っていない医療機関にも適用されているとの指摘がある。

したがって、急性期医療を担う医療機関にのみ７対１入院基本料が適用されるよう、平成 26 年度診療報酬改定の影響を調査・検証し、７対１入院基本料の在り方について検討し、結論を得る。

ケ　地域医療支援センターの実効性向上【平成 26 年度措置】

医師のキャリア支援等を行う地域医療支援センターの事業は、その実施主体が明確にされていないが、医師の雇用者である病院が行うことにより、実効性を高めることが可能との指摘がある。

したがって、地域医療支援センターの事業について、都道府県から地域の中核を担う病院への委託が可能であることを明確化する。

コ　プライマリ・ケア体制の確立【ａは平成 26 年度措置。ｂはａの検討終了後早期に検討開始、平成 27 年度結論、平成 28 年度措置。ｃは平成 26 年度検討開始、平成 27 年度結論】

患者の身体的、心理・社会的背景などを踏まえて総合的に診療を行う、適切な一次医療（プライマリ・ケア）体制の確立は、地域の住民の大きな安心につながる。しかしながら、我が国では、プライマリ・ケアを専門に担う医師の養成が十分ではなく、プライマリ・ケア体制が確立していない。

また、本来高度医療を担うべき大規模病院がプライマリ・ケアも行っており、高度医療に特化しにくくなっている。必要な時に必要な医療機関を選択できるという意味でのフリーアクセスを確保するために、プライマリ・ケアを専門に担う医師が日常よく遭遇する広範な病気の診療を行い、その上で、必要に応じて適切な高次の医療機関を紹介し連携して問題の解決に当たるという、ゲートキーパー機能を果たすことが求められる。

したがって、プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、

ａ　プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度（疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み）や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。

ｂ　プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。

ｃ　プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して 24 時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。

⑤生活の場での医療・介護環境の充実

ア　在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

健康保険法第 63 条第３項では、療養の給付を受けようとする者は「自己の選定する」医療機関から受けることが規定されている。その解釈から、管轄地方厚生局長による保険医療機関指定時において、外来応需体制（外来患者を受け入れる体制）を有していることを求める運用が行われている。

また、医療法における診療所開設許可に当たり、都道府県により審査基準に違いがあり、診療所開設の制約となっている。

したがって、在宅診療を主として行う保険医療機関に対し、外来応需体制を求める運用の在り方を検討し、結論を得た上で、必要な措置を取る。

また、診療所開設において、例えば必ずしもエックス線装置を設けなくともよい等、開設要件を明確化し、都道府県に周知する。

イ　特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善【平成 26 年度検討・結論】

特別養護老人ホームには、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」により、「入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うため」医師を配置することとされているが、非常勤の嘱託医が多く、入所者が必要とする際に医師が不在であることが多いとの指摘がある。さらに、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」において、末期の悪性腫瘍や緊急の場合等を除き、他の医師は「みだりに診療を行ってはならない」こととされている。

したがって、平成 27 年度から入所基準が原則要介護度３以上となる制度見直しが行われること等を踏まえると、今後、医療ニーズの高い入居者の増加が見込まれるため、特別養護老人ホームでの適切な医療提供の在り方について検討し、結論を得る。

ウ　在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善【措置済み】

在宅医療においては、医療機関は患者又は患者の看護に当たる者に対して医療材料及び衛生材料を提供しなければならないが、十分に提供される仕組みになっていないのではないかとの指摘がある。

したがって、平成 26 年度診療報酬改定において、訪問看護ステーションが在宅療養中の患者に対して使用する衛生材料等の見込み量や実績量を報告し、医療機関が報告に基づき適時必要な量を提供できる仕組み等を整備する。

⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築　※国際先端テスト実施事項

一般用検査薬は、平成３年までに３検査項目が認められて以降、20 年以上にわたり新規項目が認められていない。かつ、医療用検査薬からの転用の仕組みも設けられていない。

したがって、疾病の重症化を防ぎ国民の健康保持・増進に寄与する観点から、医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みについて、医学及び薬学の専門家に加え、製造者及び多様な販売者等からの意見を聴く公開の場で検討を行い構築する。その際、海外における購入者への情報提供の在り方等についても参考とする。

ア　転用の体制の構築【平成 26 年措置】

検査項目及びその判定方法等をあらかじめ定め、合致する製品を製造販売業者が申請することで審査の効率を高め、既に転用要望のある 49 検査項目について集中的な検討を行い、新たな検査項目の要望についても遅滞なく検討を行う体制を構築し運用を開始する。

イ　標準審査時間の提示と事前相談制度の明確化【平成 26 年措置】

個別製品の申請から審査終了までの標準審査時間について通知し、さらに、製造販売業者が医薬品医療機器総合機構に事前に相談できる制度を明確化する。

ウ　添付文書等への記載事項【平成 26 年検討・結論、随時措置】

各検査項目の特性を踏まえ、医療機関受診の目安となる測定結果、留意事項、検査薬によっては正しく判定されない可能性及び定期健康診断等の受診推奨等について、パッケージ及び添付文書等への分かりやすい記載を製造販売業者に求める。

エ　販売時説明【平成 26 年検討・結論、随時措置】

一般用検査薬の販売時に、一般用医薬品の分類に応じて薬剤師等が購入者へ情報提供し、必要に応じて検査結果のフォローアップを行い受診勧奨する仕組みを構築する。

⑦保険者機能の充実・強化に向けた体制整備

ア　未コード化傷病名の不適切な使用の削減【平成 26 年度検討・結論】

診療報酬明細書において傷病名マスターに収載されていない病名を使用する場合、未コード化傷病名コードを使用して病名をワープロ入力することとなっているが、本来の目的ではない理由で未コード化傷病名を使用して請求を行う実態がある。そのため、保険者がデータを分析する際の妨げになっている場合がある。

したがって、未コード化傷病名が使われている原因を分析し、原因に即した対策を行うことや未コード化傷病名の使用が多い医療機関に対して改善を促すなど、未コード化傷病名の不適切な使用の削減に向けた検討を行い、結論を得る。

イ　診療報酬明細書データの分析可能な環境整備【平成 26 年度措置】

診療報酬明細書は、治癒した傷病も含め同一医療機関において過去に患った全ての傷病名が記載されている。治癒した傷病名については、転帰欄にその旨を記載することとされているが、転帰欄が適切に使用されていない実態がある。

そのため、複数の傷病名が記載されている診療報酬明細書について、保険者は、診療報酬明細書を見ても医療機関がどの病気だと判断して処置等を行ったのかが分からず、効果的にデータを分析することができない場合がある。

したがって、転帰の記載等、診療報酬明細書へ適切に記入、入力するよう指導を行うと同時に、保険者が診療行為や医薬品等から傷病名を把握できるようなシステムを利用し、レセプト情報等を活用した保健事業に積極的に取り組むよう支援する。

ウ　保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

診療報酬明細書の審査については、まず審査支払機関が行い、その審査したものについて保険者も請求内容の点検を行っている。

そのため、同じ診療報酬明細書について、審査支払機関が審査を行った後、保険者が同様の点検を行っており、効率的な運営となっていないとの指摘がある。

したがって、現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。

エ　診療報酬明細書の審査体制の強化【平成 26 年度措置】

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は診療報酬明細書の審査を行っているが、審査支払機関間、同一機関であっても各地域の支部等との間において、診療報酬明細書の審査ノウハウが十分に共有されていない。そのため、同一の請求内容であっても審査する主体により、査定にバラつきが大きいとの指摘がある。

したがって、診療報酬明細書の審査の適正化及び審査支払機関、支部等の間での査定のバラつきを解消するため、将来的には審査の判断基準の統一化を目指し、コンピューターを使ったチェックの更なる拡充を図るとともに、審査委員会における審査ルール及び査定結果の共有化を図る。

オ　歯科診療報酬明細書の電子化の推進【準備状況の公表は平成 26 年度措置。普及状況及び電子化対応が困難な理由の調査結果の公表は平成 27 年度上期措置】

平成 26 年３月請求分における診療報酬明細書の電子化の普及状況は、医科・調剤の請求件数での割合はそれぞれ96.6パーセント、99.9パーセント、施設数での割合はそれぞれ87.2パーセント、95.3 パーセントであり、共に電子化の普及は着実に進んでいる。一方、歯科では、請求件数での割合が 66.2 パーセント、施設数での割合が 55.9 パーセントとなっており、歯科において診療報酬明細書の電子化が遅れている。

そのため、保険者は、容易に歯科診療報酬明細書を分析することができず、また、紙レセプトに掛かる追加コストを保険者全体で負担している。

したがって、保険者による診療報酬明細書データの分析等を推進する観点から、診療報酬明細書の電子化の猶予を受けている医療機関については、猶予期限である平成 27 年３月末

までに着実に診療報酬明細書システムの導入が促進されるよう、歯科診療報酬明細書の電子化にかかる準備状況を公表する。なお、電子化対応の時期が明確でない医療機関については、引き続き電子化への勧奨を行う。

また、歯科のみならず医科・調剤も含めて診療報酬明細書の電子化をより促進するために、一定件数以上の請求件数があり電子化対応が行われていない医療機関の状況について、電子化対応が困難な理由を調査し、平成 27 年４月時点の電子化の普及状況と併せて公表を行う。

⑧医療機関の経営基盤の強化

ア　経営経験豊かな人材の活用による医療法人経営の効率化【平成 26 年度措置】

医療法人の理事長については、原則、医師又は歯科医師とされているが、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、都道府県知事の認可を受けた場合には、医師又は歯科医師ではない理事からも選出することができるとされている。

一方、一部の自治体では、理事としての経験年数等、医師又は歯科医師以外の者が理事長になる際の要件を設けるなど、医師又は歯科医師以外の者が理事長になることを困難にし、門前払いをしている実態がある。

そのため、将来的に医療費抑制の流れが予想され、医療法人に更なる効率化が求められる中、企業等で実績を残した経営経験豊かな人材を医療法人の経営に活かすことができていない。

したがって、医師又は歯科医師以外の者が理事長候補者となる場合、一定の要件に該当する場合を除き、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で判断するよう自治体への周知が行われたが、各自治体における認可要件の適正化状況、当該申請件数、医療審議会の意見を聴いた件数等を調査し、医師又は歯科医師以外の者が不当に門前払いされる事態があれば当該自治体へ改善を促す。

イ　医療法人の経営の透明化・適正化【平成 26 年度検討・結論】

医療法人の会計監査は監事が行うこととされているが、社会医療法人債を発行している社会医療法人以外は、公認会計士又は監査法人による外部監査は義務付けられていない。また、医療法人の理事長・理事には、忠実義務や損害賠償責任等が定められていない。

結果、医療法人は株式会社等と比較して経営の透明化が低く、法令等遵守体制の構築が十分に担保されていないことから、法令等遵守の観点から問題がある事例が発生している。

したがって、医療法人が、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うために以下の点について検討を行う。

・社会的に影響が大きい一定規模以上の医療法人について、外部監査を義務付けること
・一般社団法人及び一般財団法人と同様に、医療法人の理事長及び理事について、忠実義務、損害賠償責任等を課し、責任範囲等を明確化すること
・メディカルサービス法人と医療法人との関係の適正化など医療法人が法令等遵守体制を構築するための方策

ウ　医療機関における業務範囲の明確化【平成 26 年度上期措置】

病院や診療所などの医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環として食品等を販売することは可能である。しかし、一部の自治体等による指導がその旨を踏まえたものとなっていないため、医療機関が患者のニーズに合ったサービスを適切に提供することができない現状がある。

したがって、医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環としてコ

ンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知を行う。

⑨看護師の「特定行為」の整備

ア　看護師の「特定行為」に関する研修プログラムの検討【平成 26 年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年 10 月１日）に合わせて措置】

今国会に提出された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案で創設される「特定行為に係る看護師の研修制度」において、「特定行為」は総合的な医療上の判断が必要であることに鑑み、看護師の判断能力を高める方向で研修制度を充実させる必要がある。

したがって、新たな研修制度における研修プログラムは、看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できるよう、フィジカルアセスメント、病態生理、解剖学、薬理学、医療安全に関する知識等を総合的に習得できる研修内容を含むものとするよう検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。

イ　看護師の「特定行為」における手順書の検討【平成 26 年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年 10 月１日）に合わせて措置】

研修を受けた看護師は、手順書に基づき「特定行為」を行うことができるとされている。これは、医師があらかじめ出した指示の下で、医師の不在時であっても、看護師が自らの判断で「特定行為」を行うことが可能となる趣旨であり、特に医師が常駐していない介護施設や患者宅等において活用が期待される。

したがって、医師が看護師に示す手順書の項目については、研修を受けた看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できる内容とし、実施すべき「特定行為」を明示しつつも過度に細かく規定するような硬直的なものとならないように留意しつつ検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。

ウ　看護師の「特定行為」の対象の検討【看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについての周知は平成 28 年度までに随時措置。「特定行為」の対象を見直す枠組みは平成 26 年度検討・結論】

研修を受けた看護師は、手順書に基づき「特定行為」を行うことができることとされ、現在、厚生労働省から示されている「特定行為」案は 41 行為である。

こうしたなか、「特定行為」案から除外された行為について、看護師が行うのは禁止されたと認識されているのではないかとの指摘や、研修を受けた看護師がその判断能力を十分に生かすには「特定行為」の対象が狭いのではないかとの指摘がある。

したがって、制度の創設に当たって検討されたにもかかわらず、「特定行為」に該当しないとされた行為のうち看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについて分かりやすく周知する。その際、医療機関に対し、看護師等がその行為を安全に実施できるよう研修を実施するなどの対応についても周知する。

また、「特定行為」の対象について制度の普及状況や関係者の意見等を踏まえ、見直す枠組みについて検討し、結論を得る。

エ　看護師の「特定行為」に関する研修修了者情報の管理【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年 10 月１日）

に合わせて措置】

現在、厚生労働省が指定研修機関からの名簿の提出によって研修修了者の把握を行うことや、指定研修機関が研修修了者に対して修了証の交付や再発行を行うことが検討されており、今後、省令等にて規定される見込みである。

しかし、指定研修機関が指定取消となった場合や存続しなくなった場合に、修了証の再発行の申請が行えないとの指摘がある。

したがって、制度の円滑な運用を図るため、厚生労働省は、研修を修了した看護師ごとに、どの特定行為の区分に係る研修を修了したかの情報を管理する。また、指定研修機関の指定取消時等の場合、速やかに修了に係る証明を行う体制を構築する。

２　雇用分野

（１）規制改革の目的と検討の視点

多様な働き手が社会に貢献できる環境を作り、一人ひとりの働く価値を高めることが、経済成長の源泉となる。

このため、多様な働き方やキャリア形成を可能とすることや、労働者が活躍できる職場を円滑に見出せる環境の整備が重要課題である。また、これまで意欲やスキルがあっても働くことが難しかった女性や高齢者なども含め、個人のライフスタイルや価値観に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる雇用制度を整える必要がある。

昨年（平成 25 年６月）の答申において、雇用改革の全体像を示して具体的な規制改革の提言を行った。その後、意見書として関係省庁に一段の提案を行い、その結果、労働者派遣法改正案の国会提出、またジョブ型正社員の雇用ルール検討の前倒しなどが行われ、改革に向けた取組が着実に進んでいる。

本年（平成 26 年６月）の答申では、残された重要項目や、継続して議論を深めているものも含め、総合的に審議を行った結果をまとめた。

具体的には、「多様な働き方の拡大」と、「円滑な労働移動を支えるシステムの整備」の観点から、５項目の提言をまとめた。

これらの項目については、労使双方に様々な意見が見られるが、立場の相違を超えて、多様な働き方の実現、成長分野での雇用機会の創出等のために、抜本的な検討がなされることを強く望む。

当会議としても、更なる改革の進展を図るべく、今後、関係省庁の取組状況を注視し、必要に応じて意見を示すなど、積極的に審議を進めることとする。

（２）具体的な規制改革項目

①　多様な働き方の拡大

ア　労働時間規制の見直し－労働時間の新たな適用除外制度の創設－

一律の労働時間管理になじまない働き方や、労働時間の長さで成果を測ることが難しい仕事分野が目立って増えてきている。労働者の側にも、短時間で成果を上げても評価されずに不満を持つ労働者など、その成果を労働時間で測ることを希望しない層が多様に存在する。グローバル化や子育て・介護に対応するためなど、働く時間帯を柔軟に選択したいというニーズもある。

一方、長時間労働を余儀なくされ、健康不安を抱える労働者が少なくない。仕事に適合しない一律の労働時間規制のために生産性向上が阻まれる場合も多い。こうした新しい環境の中、現在の正社員の無限定的な働き方を改善するためにも心身ともに健康で生産性の高い働き方ができ、希望するライフスタイルを実現するための選択肢として、労働時間の長さや時間帯と賃金のリンクを切り離した新しい労働時間制度が必要である。

他方、我が国ではフルタイム労働者の総実労働時間は過去 20 年ほど変わっておらず、長時間労働がいまだに大きな社会問題である。年次有給休暇消化率、長期連続休暇の取得率が国際的に見ても際立って低い。この背景には、時間外労働に対する割増賃金率以外に有効な長時間労働の抑制策がないという労働時間制度の不備があると考えられる。健康を徹底して守るため、労働時間の量的上限規制、休日・休暇取得促進に向けた強制的取組など、長時間労働を直接的に規制する制度の導入が必要である。

上記の「新しい労働時間制度」、「労働時間の量的上限規制」、「休日・休暇取得の強制的取組」の３つの改革は、個別に議論されると、使用者側・労働者側いずれかの反対を受け、議論が進まないことが懸念される。このため、三位一体で改革を進める必要がある。

三位一体の新しい労働時間制度は、労使双方が納得する仕組みとするため、「労働時間規制の見直しに関する意見」（規制改革会議意見（平成 25 年 12 月５日））を踏まえ、国が示す対象や規制内容に係る枠組みの下で労使合意により現場の実態に合った選択を可能とすること、当初は過半数組合がある企業が選択できるものとすること、労働基準監督署長への届出を要件とすること、新たな働き方にふさわしい適切な処遇を確保することなどが必要である。

なお、制度が機能するために、労働時間の長さによらない評価基準の明確化、職務範囲・責務の明確化、職務限定型の働き方の促進などにより、長時間労働が是正されるよう工夫が必要である。

以上の観点を踏まえ、今後、三位一体の新しい労働時間制度の実現に向けて、規制改革会議において議論を深めるとともに、労使双方への更なる働きかけなどを通じて、引き続き粘り強く議論と検討を重ねていくこととする。

イ　ジョブ型正社員の雇用ルールの整備

ジョブ型正社員（職務、勤務地、労働時間いずれかが限定される正社員）は、専門性に特化したプロフェッショナルな働き方、子育てや介護と両立する働き方、正社員への転換を望むが職務等を限定したい働き方などの受け皿として重要である。

ジョブ型正社員は多くの企業で既に導入されているが、その特性に沿った雇用管理について書面で明示されていない、又は、明示されていても実際の運用において徹底されていないことが多い。

ジョブ型正社員が広く普及・定着し、活躍できる環境整備のためには、その雇用管理が適切に行われ、社会全体がその価値を広く認めていくことが必要である。

このため、まずジョブ型正社員の形態・内容について労働契約や就業規則で明示的に定めることが必要である。

さらに、従来の「無限定契約」と「ジョブ型（限定）契約」との相互転換を円滑化し、ライフスタイルやライフサイクルに合わせた多様な就労形態の選択を可能にすること、また、両契約類型間の均衡処遇を図ることが必要である。

これら労働条件明示、相互転換制度及び均衡処遇について、将来的な労働契約法や労働基準法等の法律改正を視野に入れつつ、適切な雇用管理が広く定着していくよう、指針となるものを示すなど実効性ある取組が必要である。

以上の観点から、次に取り組む。

a　職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示などの雇用管理上の留意点、好事例及びそれらを踏まえた就業規則の規定例等を取りまとめ、周知を図る。**【平成 26 年７月までに取りまとめ、速やかに実施】**

b　労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換・均衡処遇について、当面、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）の解釈を通知し周知を図る。**【平成 26 年中に実施】**

c　労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換及び均衡処遇に関する政策的支援の制度的枠組みについて検討する。**【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】**

ウ　労働者派遣制度の合理化【平成 26 年度開始】

労働者派遣制度については、派遣労働者の保護のため派遣先労働者と派遣労働者の均衡処遇等により派遣労働の濫用防止を図る必要がある。また、「労働者派遣制度に関する規制改

革会議の意見」（平成 25 年 10 月４日）に示すとおり、平成 24 年改正法の規定について、働き方の選択肢を増やす等の観点から見直すべきである。

したがって、労働者派遣制度について、平成 24 年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行う。

②　円滑な労働移動を支えるシステムの整備

ア　有料職業紹介事業等の規制の再構築【平成 26 年度検討開始】

職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の民間人材サービスは、重要な社会インフラであり、国際条約（IL0181 号条約、我が国は平成 11 年に批准）においても、雇用仲介事業の果たし得る役割を明確に認めている。

しかし、我が国においては、雇用仲介事業の原則禁止を前提とする労働基準法等の枠組みの下、職業安定法などにおいて、人身売買・強制労働の危険防止、中間搾取の危険防止、雇用保護の要請といった観点から、例外的に認められているにとどまっている。

時代の変化に伴い人材サービスが多様化・複合化する中、現行の関連法制は旧来の事業形態ごとの縦割りの制度となっており、各種サービスの一元的な提供や新たなビジネスモデルの発展の阻害要因となっている。

また、IT を活用して次々と登場する新たなサービスと現行法制との関係が明確でないことも、今後の人材サービス発展の妨げとなるおそれが強い。

さらに、旧来型のサービスを前提に規定された諸規制が、事業者の業務運営に過剰な負担を課し、効率的なマッチングサービスの提供を困難にしている面もある。

各種の人材サービスを俯瞰し、雇用仲介事業を原則禁止とした現行の縦割りの制度を本来の規制目的に沿って整合性のとれたものに見直すことが必要である。

したがって、健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。

①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方

②IT 化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方

③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方

イ　労使双方が納得する雇用終了の在り方

働き手のニーズや産業構造の変化等の環境変化に即して、円滑な労働移動を実現する必要がある。このため、いわゆる日本型雇用から変容する雇用システムとの整合性を踏まえ、労使双方が納得する紛争防止・解決制度の多様化を図る必要がある。

適切な雇用終了の手続を明確化することで紛争の未然防止を図る必要がある。あわせて、新たな職場の確保に努力する事業者や労働者への支援策を組み合わせ、労使双方にとって望ましい制度の整備が必要である。従来、国や地方では経済政策や雇用政策等も踏まえ様々な就労支援を行っている。このような就労支援を十二分に活用し、円滑な労働移動を可能とすることが紛争解決にも資すると期待される。

また、司法の資源には一定の限界がある。労働審判を含む司法の解決機能を補完し、より身近で迅速な解決を可能とするため、行政機能の強化が必要である。

欧州主要国では、様々な形で新しい職場確保への支援策や司法による紛争解決を補強する仕組みが構築されている。諸外国の制度も参考としつつ、我が国の実情に即した制度の検討が必要である。

さらに、訴訟における解決の在り方も検討が必要である。現在の制度においては、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は無効とされる。このため、復職が困難である、あるいは労働者が復職を希望しないという実態であっても、解雇の訴訟では、労働者が、解雇が無効で労働契約が継続しているとして解雇期間中の賃金の支払いを求める訴えを提起する場合が少なくないとみられる（最終的には金銭補償による和解で解決する。）。また、都道府県労働局によるあっせんや労働審判などにおいても、金銭補償による解決が多くみられるが、補償の水準にはばらつきが大きいとの指摘もある。労使双方にとって実態に即し納得が得られる訴訟解決を可能とする制度について検討を深める必要がある。

このような紛争の未然防止、再就職支援及び訴訟解決などは、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムを一体として形成するものであり、総合的に検討を行う必要がある。

したがって、労使双方が納得する雇用終了の在り方について、紛争の未然防止及び円滑な労働移動に資する観点から、下記の事項を含め、検討を行う。

①個別労働関係紛争解決に関する行政機能の強化について検討する。**【平成 26 年度検討開始、１年を目途に結論】**

②諸外国の関係制度・運用の状況に関する調査研究を行うなど、労働契約関係の継続以外の方法を含め、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムの在り方について検討を進める。**【平成 26 年度中に調査研究を行い、その結果を踏まえ検討を進める】**

３　創業・IT 等分野

（１）規制改革の目的と検討の視点

創業・IT 等分野における規制改革事項については、新規ビジネスの創出、経営の効率化、産業の新陳代謝等による経済成長を達成するため、各種産業にまたがる規制を広く見直すこととした。その視点として、①起業・新規ビジネスの創出・拡大、②IT による経営効率化、③産業の新陳代謝、④国民の選択肢拡大、⑤エネルギー・環境分野における規制改革、⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革、という６つの視点を設定し、これに即して個別具体的な規制改革事項を取りまとめた。

①起業・新規ビジネスの創出・拡大

継続した経済成長のためには、産業の新陳代謝が進み、新規ビジネスが絶え間なく創出される環境を整備することが重要である。そのための施策として、企業に対する資金供給の促進、大学発ベンチャービジネスの育成等を促す規制の見直しが求められる。

ア　動産及び債権を担保にした資金調達の推進

我が国の企業が保有する資産のうち、在庫・売掛債権は約 300 兆円に及ぶが、これらの資産を担保にした融資は、事業向け融資全体の 0.1%程（2012 年現在で 9,643 億円）にとどまっており、あまり活用されていない。一方、動産及び債権を担保にした金融手法（いわゆる ABL）は、不動産担保や個人保証へ依存した融資の代替的な手法として注目されており、米国においては ABL が事業向け融資の 20%（2009 年現在で 4,800 億ドル）を占めている。

ABL を通じた成長資金の拡大を促進する観点から、必要な方策等について検討し、措置を行う。

イ　ベンチャービジネスの育成

産業競争力強化法の成立により、国立大学がベンチャーキャピタル等を介して大学発ベンチャーに出資することが可能となり、今後、最先端の研究成果の活用が進むことが期待される。本スキームは総額で 1,000 億円という巨額の投資であり、国内先端技術ベンチャー企業への影響も大きく、無駄な投資とならないよう慎重な運用が必要となる。その一方で、現状の制度設計においては、投資の運用を行う業務執行法人（いわゆるジェネラルパートナー、GP）の独立性や、投資の成否を左右する専門能力の高い GP の選定等に対する課題が指摘されている。

大学発ベンチャー等への出資を確実に成功させるため、適正な運用の確保、事後的な検証など必要な措置を行う。

ウ　高圧ガス関連規制の緩和

高圧ガスを用いる産業は幅広く、例えば石油化学工業は出荷額約 27 兆円・雇用約 67 万人と我が国にとって重要な産業の一つである。高圧ガス保安法では、第１種製造者に該当する事業所（高圧ガスの使用量が合計 100 ㎥/日以上）においては、研究設備のような高圧ガス使用量が微小な設備であっても、新設・変更等を行う場合には都道府県知事の許可を得る必要がある。海外においては、研究設備は高圧ガス関連の規制の対象外となっている例もあるところ、研究開発スピードの面で国際競争力の低下を招く要因になっているとの指摘がある。

イノベーションの創出を促すため、国際競争力の維持・向上を念頭に、高圧ガス設備の新設・変更時に必要となる手続の簡素化を図る。

②IT による経営効率化

情報通信技術（IT）は、あらゆる領域に活用され、イノベーションをもたらすとともに、人的資源の適切な配分や、業務効率向上、コスト削減などを通じた経営効率の向上を可能としている。しかし、我が国においてはIT活用がまだ十分といえず、事業者が事業しやすい最適なビジネス環境を整備するため、ITの利活用を強力に進めていくことが重要である。

ア　国税関係帳簿書類の電子化保存

我が国はまだ紙中心の社会*となっており、中でも、税務関係書類においては、多くの企業等が紙の証憑や契約申込書類等も含め、膨大な書類を倉庫などに保管し、保管料等のコストが発生している。企業のみならず、所管当局の事務効率化に資する方策を検討する。

*「平成24 年度公文書等の管理等の状況について」によると、中央官庁の行政文書ファイルの94.6%は紙媒体であり、民間でも多くの保存書類は紙媒体と言われている

イ　手続の電子化・オンライン化

通知や、申請、照会を始めとする行政手続は、国に関するものだけでも年間４億件を超える件数の申請・届出等が行われているが、オンライン利用率は41%*に留まる。手続のオンライン利用は、国民や事業者等の行政機関とのやり取りにおける負担軽減をもたらすだけでなく、行政機関においても、効率的な事務処理を可能とし、正確で迅速な行政サービスを提供することに寄与するものである。しかしながら、未だオンライン化がされてない、もしくは利用者にとって十分でないものがある。

国民や事業者の利便性向上と全体の効率化の観点から、手続の電子化や取引照会のオンライン化などについて検討する。

*総務省　平成24年度における行政手続オンライン化等の状況

③産業の新陳代謝

IT 化、グローバル化等に伴い、産業の構造や取り巻く環境が大きく変わりつつある中、関連した規制が長期間見直されていないことによる弊害が指摘され、また規制の必要性そのものに疑問が呈される状況となっている。産業の新陳代謝を促し、さらに産業競争力の向上、また新規ビジネスの創出を促すためにも、関連した規制を時代に合致したものに見直すことが必要である。

ア　流通・取引慣行ガイドラインの見直し等

消費社会が成熟し、多様化した消費者のニーズに対応するため、メーカーと流通業者の連携を促進し、消費者理解に基づく付加価値の高い商品が提供できる競争環境の整備が求められている。

一方、現行の独占禁止法上の再販売価格維持行為および非価格制限行為（総称して「垂直的制限行為」という。）に係る規制は、①違法性の判断基準が曖昧で事業者に萎縮効果を与えていること、②違法性の判断に当たり、垂直的制限行為による競争促進効果がどのように考慮されているかが不明なこと、③違法性の判断に当たり、ブランド間競争がどのように考慮されているかが不明なこと等から、上記競争環境の整備を妨げているとの指摘がある。当該指摘は、事業者の創意を発揮させ、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進するという独占禁止法の趣旨を全うするためにも重要な視点である。

したがって、垂直的制限行為の運用基準を定めている『流通・取引慣行ガイドライン』について、垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準および適法な行為を明確化する。

イ　一般集中規制の見直し

独占禁止法においては、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等が禁止されているが、これに対し、グローバル化や市場の巨大化がこれまで以上に急速に進む今日において、当該規制（一般集中規制）は企業グループの活動を制限・委縮等させることとなるおそれがあり、廃止すべきとの指摘がある。また、総資産額の大きい各企業グループの親会社には事業年度毎に公正取引委員会に事業報告書を提出することが求められており、親会社に過度の負担を強いるものとなっているとの指摘もある。

本規制の存在意義について明らかにしつつ、報告の簡素化等の見直しを行う。

④国民の選択肢拡大

ダンス文化が広く国民に受け入れられるようになったり、高齢化に伴い食料品等の購入に苦労する人が増加するなど、時代・環境の変化とともに国民が求めるサービスも大きく変化してきている。現代の国民のニーズに合致し、国民生活の利便性をさらに向上させる新しいサービスの創出を促すため、関連した規制の見直しが求められている。

ア　ダンスに係る風営法規制の見直し

近年、社交ダンス以外にも様々なダンス（ヒップホップ、サルサ等）が国民に愛好されるようになり、小中学校の教育現場にもダンスが取り入れられるなど、ダンスの文化的・経済的な重要性が増している。一方、客にダンスをさせる営業は風俗営業とされ、深夜営業禁止、未成年者立入禁止など厳しく規制されている。このため、優良企業が新規参入を見合わせるなど、健全なダンス文化やダンス関連産業の発展の支障になっているとの指摘がある。

2020 年の東京オリンピック開催が決定している中、ダンス文化を活用した魅力ある街づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、風営法の見直しについて検討する。

イ　食料品アクセス環境の改善

過疎化が進む地方を中心に「買い物弱者」と呼ばれる高齢者が増えており、およそ 600 万人程度が食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれているとされている。食品の移動販売は一つの解決手段となり得るが、移動販売を行うための許可申請を行うに当たり、自治体によって申請書が統一されていない、また、ガイドライン（自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について）が時代に合っていないなど、許可手続きや基準の改善を求める声がある。

買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、必要な規制等の見直しを行う。

⑤エネルギー・環境分野における規制改革

安定した経済成長および国際競争力の維持・向上を図るためには、高効率なエネルギーの導入や省エネルギー政策だけでなく、その利用に当たっての規制の見直しによる業務効率化を図ることも重要である。また、PCB などに汚染された有害廃棄物の処理にあっては、環境や人への影響を最小にすることは当然として、事業者にとってできるだけ負担が軽減されるよう配慮し、処理が促進されるよう関連規制の見直しを行うことも必要である。

ア　微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化

微量 PCB 汚染廃電気機器等は、現状国内に 160 万台存在すると推定されているが、特別管理廃棄物として 2027 年までに無害化処理を行うことが求められており、その迅速化が必要である。その一方で、処理対象物の基準が汚染リスクに対し過度であるとの指摘、また、リ

スクに応じた合理的な処理対象基準を求める声がある。

微量 PCB 汚染廃電気機器の処理の大幅な促進と資源の円滑な国内循環が進むよう、関連した規制の見直しについて検討する。

イ　電気事業者等の業務効率化

電気事業者等の業務効率化を図る方策の一つとして、河川法の規制対象である多目的ダムにおける電気事業法上の手続の簡素化等の検討を行う。

⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

①～⑤の視点以外にも、民間事業者等から要望を受けている規制改革事項について広く対応し、イノベーションの喚起、事業者の業務効率化等により、安定した経済成長の実現を目指す。

ア　金融機関に対する取引照会の合理化

金融機関は税務署、福祉事業所、都道府県警察等から、顧客の取引に関する照会の要請を多数受け、迅速に対応している。取引照会には、主に、税務署・市町村からの税務調査・滞納者の資産調査、都道府県警察からの捜査事項に関する調査、福祉事務所からの生活保護申請者の資産調査などがあり、数十年以上書面によるやり取りが行われている。取引照会の照会件数は、１社当たり年間 100 万件以上に及ぶことがあり、人件費・設備費をかけ、専門部署で対応している。また、業種によっては、年間の照会件数は数千件であるものの、回答に必要な提出書類量が膨大になることがある。これら取引照会の照会文書の書式は、統一されていないことから、業務に大きな負担を生じているとの指摘がある。

金融機関の業務効率化を図る観点から、必要な運用の見直しを行う。

イ　金融機関の業務効率化

金融機関はその公益性に照らして、法令等によって様々な書類の作成や手続が定められ、業務上の負担が生じていることから、それらの書類や手続き等の合理的な見直しを求める声がある。

金融機関の業務効率を向上させる観点から、公開買付けを迅速化する方策、外貨定期預金の自動継続時における手続等について検討する。

ウ　建設に係る規制の緩和

建設業･建築物に対する各種規制については、時代や環境に合わせた見直しが必要であり、例えば建設業許可手続きにおける役員関連の提出書類の簡素化等、業務の効率化や建築物の新陳代謝を促す。

エ　各種責任者の要件緩和

建設業法における主任技術者・監理技術者、高圧ガス保安法における認定完成検査実施者・認定保安実施者など、業務等を実施する際に資格を持つ人物の配置が必要となる場合があるが、資格を得るための要件が厳しい・代行者が認められていないとの声がある。

これら業務を効率的に進めるため、資格者に対する要件の緩和について検討する。

オ　物流の効率化

我が国の貨物自動車による輸送は、市場規模 14 兆円を超え、貨物輸送全体の９割以上を占めており、産業活動や国民生活に不可欠な存在となっている。ここ数年の景気回復基調を

受けて貨物輸送量は増加しており、更なる輸送力の強化が必要であるとの指摘がある。
貨物自動車運送事業者が柔軟かつ効率的に事業を行う体制を整備する観点から、貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用について、用途や期間の制限を緩和する検討を行う。

カ　各種手続の緩和

上記に挙げた規制以外にも、企業年金に係る手続きを始め、事業の効率化等に資する規制緩和は事業者から広く要求されている。事業者にとってより円滑なビジネス環境を整備するため、各種手続の見直しを行う。

（２）具体的な規制改革項目

①起業・新規ビジネスの創出・拡大

ア　動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善

a　動産・債権譲渡登記制度の運用の改善【平成 26 年度検討・結論】

動産譲渡登記制度および債権譲渡登記制度は、それぞれ登記による引渡し、また登記による確定日付証書の通知があったものとみなされる制度であり、第三者に対して一定の対抗要件が具備されるものである。しかし、動産・債権譲渡登記は、一度登記した事項について変更ができない等、使い勝手がよくないとの指摘がある。
したがって、動産・債権譲渡登記において、ABL の健全な発展を図る観点から、利用者の利便性の向上を図るため、利用者の意見や要望を聴取し、商号、保管場所等に変更等が生じた場合（譲渡対象の同一性を害さない場合に限る。）に係る運用上の課題について検討し、結論を得る。

b　動産・債権の特定に必要な記載事項の見直し【平成 26 年度検討・結論・措置】

動産・債権譲渡登記をするためには、動産・債権を特定するために必要な事項を記載する必要がある。動産や債権は無数に存在するため、その特定方法にも多様なニーズがあるものの、登記に記載可能な事項やその方法が限られているため、登記ができないケースがあるとの指摘がある。
したがって、動産・債権を特定するために必要な記載事項や方法について、利用者の要望を聴取し、不当な包括担保の抑制や第三者の判断リスクへの配慮をしつつ、より柔軟な登記を可能とする観点から、倉庫内にある一切の在庫や取引に係る一切の債権などの記載方法等について検討し、必要な措置を行う。

c　オンラインを用いた申請の利便性の向上【措置済み】

動産・債権譲渡登記は、オンライン申請をすることができるが、利用に当たっては、譲渡人や譲受人の電子証明書が必要となっている。しかし、不動産登記のオンライン申請のように譲渡人や譲受人の電子証明書を不要とする方法がないため、利用し難いとの指摘がある。
したがって、動産・債権譲渡登記の申請方式について、オンラインを用いつつ電子証明書を要しない方式を検討し、必要な措置を行う。

d　動産譲渡担保権の実行の方策【平成 26 年度検討・結論】

動産譲渡担保は、占有の移転が容易であり、債務者が担保動産を隠匿すると担保価値が毀損される恐れがある。よって、譲渡担保権の実行に当たって、その執行に時間がかかると、執行までの間に目的動産の担保価値が毀損される恐れが高まるため、動産譲渡担保に配慮したより迅速な実行方法を整備すべきとの指摘がある。

したがって、動産譲渡担保の実効性を確保する観点から、動産譲渡担保融資を利用する金融機関等の意見を聴取するとともに、執行実務の実情も踏まえ、担保価値の毀損が懸念される動産譲渡担保に配慮した迅速な執行を確保するための方策について検討し、結論を得る。

イ　国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等

a　事業者における適切な体制整備【平成 26 年度以降継続的に実施】

平成 24 年度補正予算より、産学連携による実用化研究開発の推進事業費が４国立大学法人（東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学）に支出された。本資金については、産業競争力強化法の成立により、国立大学法人がファンドを通じて大学発ベンチャー等に出資することが可能となった。ファンドの中立性や独立性等の課題が指摘されているが、利益相反マネジメント等の枠組みについては、文部科学省の国立大学法人評価委員会官民イノベーションプログラム部会において議論されているところ。

したがって、特定研究成果活用支援事業者について、常勤・中立性・独立性を確保し、適正なガバナンスが実行できる体制を整備できるよう、当該事業者の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の認定に当たっては、当該体制が整備されていることを条件とする。

また、本事業は、国立大学法人等が出資を行うことによって特定研究成果活用支援事業を支援する点を踏まえ、事業全体として資金回収の蓋然性が高くなるよう、特定研究成果活用支援事業計画の中で事業の内容及び使途を明確化させる。事業の内容及び使途が合理的でない計画については認定しないこととする。

b　業務執行法人等の統制【平成 26 年度以降継続的に実施】

業務執行法人の議決権について、大学が 2/3 以上保有するなどの要件は不要であり、大学から当該法人への統制は契約によって実施することで担保可能との指摘がある。資本関係を通じた統制を求めないことにより、科学技術研究主体としての大学から一定の独立性を確保し、当該法人の投資の専門能力を十二分に発揮させることが可能となる。

したがって、国立大学法人から認定特定研究成果活用支援事業者への出資認可に際して、その認可基準（文部科学大臣決定）において、大学による議決権の行使に当たっては、外部の有識者の意見を聴いた上で行うなど、事業者による意思決定に係る独立性・中立性に十分に配慮することとする。また、当該大学における事業者の選定に当たっては、事業者がベンチャー企業等への投資を実施するに当たっての高い専門能力を有することについて厳正に審査することとする。

c　業務執行法人等の選定【平成 26 年度以降継続的に実施】

特定研究成果活用支援事業について、国立大学の研究成果の活用促進となっているかどうか進捗・成果のフォローアップ・評価を行い、当該事業の枠組み・在り方について見直すことで、今後の当該事業の在り方に活かす必要がある。

したがって、国立大学法人による特定研究成果活用支援事業者の選定等について、そのプロセスの事後的な検証が可能となるよう、各大学において記録保持を行うこととする。

d　成果の評価【平成 26 年度以降継続的に実施】

上記施策に加え、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年９月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）に基づき、監督官庁として、産業競

争力強化法に定める政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等について適切に定期的な検証を行い、結果を公表する。

e　制度の在り方【平成 26 年度以降継続的に検討、必要に応じて措置】

上記施策に加え、認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業についての定期的な検証（投資案件の決定等の経営判断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされているかについての検証を含む。）の結果をもとに、当該事業の枠組みの在り方について検討し、必要に応じて所要の措置を執る。

ウ　保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大【平成 26 年度検討・結論】

現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の 10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」（いわゆるベンチャー企業）に投資する場合は、10 年以内に限り、その合算対象から除かれる。なお、新規事業分野開拓会社には、非上場の中小企業のうち、設立 10 年以内でかつ試験研究費等の割合が総収入額の３%超などの要件がある。また、近年ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がる動きもあるが、このような企業の投資については、リードベンチャーキャピタルとしてガバナンスの観点から相当シェアを維持しつつ、成長に合わせた段階的な投資を行うケースもある。今後もますますこうした様々な事業の成長や投資形態が見込まれる中、より多くの企業に対し柔軟に投資ができるような規制が必要ではないかと思料される。

したがって、ベンチャービジネスを育成する観点から設けられている制度の趣旨を踏まえ、保険会社の特定子会社が 10%を超えて投資できる企業の範囲を拡大することについて、ベンチャービジネスの実態や保険会社のリスク管理の観点を踏まえつつ検討を行い、結論を得る。

エ　研究設備に対する高圧ガス規制の緩和　※国際先端テスト実施事項

a　許可制度の緩和【平成 26 年度検討開始、平成 27 年度結論、結論を得次第措置】

高圧ガス保安法の第１種製造者に該当する事業所においては、研究設備のような高圧ガス使用量が微小な設備であっても、新設・変更等を行う場合には都道府県知事の許可を得る必要がある。海外においては、研究設備は高圧ガス関連の規制の対象外となっている例もあるところ、研究開発スピードの面で国際競争力の低下を招く要因になっているとの指摘がある。

したがって、高圧ガス使用量が 100㎥／日未満の研究設備について、国際競争力の維持・向上を図る必要があることを踏まえつつ、災害のリスクが微小な設備にあっては、新設・変更時に必要となる手続きの簡素化に向けて届出となる対象範囲を拡大するなど、規制の合理化を図る具体的な方法について、事業者の要望を確認しつつ、検討し結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。

b　提出用図面の書式緩和【平成 26 年度措置】

高圧ガス保安法の第１種製造者に係る許可を取得する際に提出を求められるフローシート又は配管図について、フォーマットの法令上の規定は無いにもかかわらず、都道府県によってはアイソメ図の提出を求めているところがある。

したがって、高圧ガス保安法に係る手続の際に提出が必要となるフローシート又は配

管図について、以下を周知する。

①原則的にはP&ID図（※）で良いこと

② ①以外のアイソメ図（※）等の提出を求めるときは、許可に当たっての審査に特別に必要な場合等、必要最小限とすること

※P&ID図： 配管計装線図（２次元図）、アイソメ図：等角投影図（３次元図）

オ　高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用【平成26年度検討・結論】

高圧ガス保安法では、耐圧・気密性能に関して設計・製作時の技術基準をそのまま維持管理にも適用しており応急的な補修に関する技術の記載がないため、海外、また国内の高圧ガス保安法非適用設備への適用実績のある応急的な補修技術が適用できない。

したがって、新たな補修技術について、適用条件等の調査結果を踏まえ、安全性等を確認した上で検討を行い、結論を得る。

カ　クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し【平成26年度上期結論】

クラウドを利用した情報処理サービスについて、著作権侵害のおそれから、国内においては海外と同様のサービスができておらず、また新規サービス創出の障害となっているとの指摘がある。クラウドメディアサービスにおける著作権に係る事項は、事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用を明確化すべきである。

したがって、著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンシング体制の構築について文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。

キ　外部委託先の監督についての明確化【平成26年度検討開始、結論を得次第措置】

現状の金融機関の検査・監督においては、クラウドサービス特有のリスクについて、その管理・監督手法が確立されておらず、外部委託先管理の枠組みの中でクラウドサービス事業者への管理態勢を確認することとされ、また、検査・監督で参考とする「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」においても、現在の基準は、顕在化している課題・問題点に対する当面の暫定的な対応としている。そのためクラウドサービス事業者も金融機関も手探りの状態であり、一部の事業者においては、保守的な金融機関の要請に対応できず、サービス提供が困難となる事態が生じている。金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。

したがって、クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、現在行われている財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討に積極的に参加するとともに、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督のあり方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。

ク　中国向け輸出水産物に係る手続の円滑化（衛生証明書発行機関の変更）【措置済み】

中国への水産物輸出のためには衛生証明書が必要となるが、発行する組織が国内４検査機関しか存在せず、発行業務の円滑化が必要であり、行政機関での衛生証明書の発行を可能とすべきである。

したがって、中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書について、地方自治体を含む行政機

関において衛生証明書の発行を開始する。

ケ　食品加工・輸出手続の円滑化（食品衛生管理者の資格取得の円滑化）【平成 27 年度措置】

特に衛生上の考慮を必要とする食品の製造・加工を行う場合、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。食品衛生管理者の資格を得る方法の１つとしては、食品衛生管理者資格認定講習会を受講することがあるが、講習会の受講機会が年１回・全国１か所と少なく、受講機会を増やすことが求められている。食品衛生管理者資格認定講習会について、講習会の受講機会の増加により、受講者の負担の軽減が図られるようにするべきである。

したがって、食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については全国３か所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、実施する。

コ　働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和【措置済み】

現行法上、日本料理の調理業務に従事することを予定している外国人に付与される在留資格は存在せず、外国人が働きながら日本料理を学ぶことはできない。在留資格「特定活動」の該当例に調理師を加え、入国管理上における一定の条件を整えた留学生については、卒業と同時に在留資格「留学」から「特定活動」への変更を可能とし、一定の期間日本国内で料理業務に従事（就労）することを可能とするべきである。

したがって、農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、日本料理海外普及人材育成事業実施要領を制定し、働きながら日本料理を学ぶための活動を特例的に認める。

サ　梅酒の表示の適正化【業界団体による自主基準の策定まで随時措置】

酒税法上、梅酒は梅のみを使った場合も人工酸味料を添加した場合も同じ「リキュール」として扱われる。梅酒について、人工酸味料を加えていない梅酒とそれ以外の梅酒を区分表示するべきである。

したがって、業界団体における、人工酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主基準の策定の取組に対し、必要な助言を行う。

シ　多様化する農業法人での雇用労働への対応【措置済み】

労働基準法の労働時間、休憩及び休日に関する規定は、「土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業」に係る者には適用されない。農業に従事しつつ製造・加工・販売等にも従事する従業員の労働基準法上の取扱いについて明確にしたガイドライン等を作成するべきである。

したがって、農林水産省・厚生労働省の連名で、６次産業化に取り組む農業法人向けのパンフレットを作成し、関係機関に周知する。

ス　無人ヘリコプターの重量規制の緩和【措置済み】

航空機製造事業法で定められる無人機については総重量 100kg 以上のものが規制されるが、その重量を欧州並みの 150kg に引き上げるべきである。

したがって、航空機製造事業法上の無人機の重量について、我が国の無人機製造業の実態に合わせ見直しを行う。

セ　地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和

a　定款記載事項の変更【平成 26 年度検討・結論】

地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど質的に大きく変化する中、地域の実情に応じて自由な活動が必要となっている。一方で、商工会議所法の認可事項に関する手続き（定款変更の一部）は許可が必要となっており、その機能を最大限に発揮できていないとの指摘がある。

したがって、商工会議所の定款記載事項の変更において、認可制から届出制に緩和することについて検討し、結論を得る。

b　役員及び議員定数の基準【平成 26 年度検討・結論】

地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど質的に大きく変化する中、地域の実情に応じて自由な組織編成が必要となっている。一方で、各地商工会議所及び日本商工会議所の役員定数の基準並びに各地商工会議所の議員定数の基準については、地域ごとの自由度が低く、その機能を最大限に発揮できていないとの指摘がある。

したがって、商工会議所の役員及び議員定数の基準について、地域の実情に応じ見直しを行うことについて、商工会議所の会員数の規模等を踏まえた上で検討し、結論を得る。

ソ　銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し【平成 26 年度検討・結論】

銀行法施行規則において、商品の売買が、一定の条件のもとに銀行持株会社の子会社の業務として認可対象とされているが、売買の媒介、取次ぎ又は代理は、認可対象として明示されていない。我が国金融機関の国際競争力を確保し、かつ、関連リスクを最小限に抑制するため、商品の売買だけではなく、その媒介、取次ぎ又は代理を行うことも特例子会社対象業務として認めるべきである。

したがって、現行制度において、銀行持株会社の特例子会社対象会社の業務として、金融等デリバティブ取引に係る商品の売買業務が認められていることを踏まえ、特例子会社対象会社の業務として商品の売買の代理、媒介又は取次ぎを行うことについて検討を行い、結論を得る。

タ　保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大【平成 26 年度検討・結論】

現行法令上、保険会社が「その他の付随業務」として行うことのできる「ビジネスマッチング業務」について、現行監督指針において「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」が可能だが、公募投信の「個別の商品内容」に係る紹介及び説明は認められていないと解されている。多様なニーズに応える投信商品の提供を行うため、保険会社による投信商品の説明および投信商品パンフレットの配布が可能となるよう追記するか、または、施行規則において保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販社契約の締結の代理」を追記すべきである。

したがって、保険業法施行規則第 51 条に規定される付随業務として、既に認められている金商業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行（同条第６号）に加え、投信販社契約の代理又は媒介を新たに追加することが可能か等について、同法第 100 条に規定される他業禁止の趣旨等に照らして検討し、結論を得る。

チ　NGN アンバンドル（音声の優先制御の開放）【平成 26 年措置】

現在、NGN 上での 0AB～J 番号を用いた品質保証型での IP 電話サービスは、いまだ NTT しか提供しておらず、NGN における公平な競争環境が整っているとはいえない状況となってい

るとの指摘がある。また、2011年の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に向けた議論においても、複数の事業者が、帯域保証機能の提供を求めており、公平な競争環境整備のため、早期にNGNにおける帯域保証機能のアンバンドルについて議論を実施し、実現させることが必要である。

したがって、ICT利活用による経済成長や国際競争力を向上させる観点からNTT東西のNGNを利用した品質保証型のIP電話サービス実現に向けた事業者間協議を促進する。

②ITによる経営効率化

ア　国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し【平成26年度以降早期検討・結論】

電子帳簿保存法の施行により、財務関係書類、税務関係書類等の国税関係書類の電子保存が可能となった。電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による保存よりも過度に厳格になっているこれらの要件を見直すべきである、また、電子保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも電子保存を促進する観点で法を見直すべきである。さらに税務関係書類等の国税関係書類の電子保存（スキャナ保存）に係る要件等について、企業の業務効率の向上を図るため見直すべきである。

したがって、国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、結論を得る。

イ　公的機関からの電子的手段による通知の促進

ａ　公的機関からの電子的手段による通知の促進①【平成27年９月までに措置】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、企業に対する給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の電子化を行うべきである。

したがって、eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが１つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ、eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年９月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。

ｂ　公的機関からの電子的手段による通知の促進②【マイ・ポータルの検討状況にあわせ検討・結論】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、個人への税額通知方法の統一（データを一本化し、各納税者が専用ホームページへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等）を行うべきである。

したがって、各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルの機能と併せて検討を行う。

c　公的機関からの電子的手段による通知の促進③【平成 27 年９月までに措置】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続は、eLTAX をベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定･変更通知書」のフォーマットの統一化を実現すべきである。

したがって、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係る eLTAX 仕様の統一的なフォーマットについては、「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて平成 27 年９月を目処に対応する。

ウ　非対面サービスでの本人確認、年齢確認【事業者等からの具体的な提案が行われ次第、速やかに検討・結論】

犯罪収益移転防止法において、クレジットカード交付契約時など本人確認を求められるが、原則対面であり、非対面の場合は本人確認書類の送付もしくは電子署名法に基づく電子証明書が求められる。非対面での本人確認については、国民や法人等の利便性を高めるため、非対面で完結する簡便な本人確認方法を構築するべきである。

したがって、非対面での本人確認については、FATF 勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。

エ　教育情報化の推進に関する制度見直し等【平成 26 年度検討開始、平成 28 年度結論】

学校教育法において、教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている。電子教科書も「教科用図書」と位置付け、教科書検定制度や無償給与制度等を見直すべきである。

したがって、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成 26 年度までに課題を整理し、平成 28 年度までに導入に向けた検討を行う。

オ　現況地形及び施工図の３Ｄ化・配信の推進【平成 26 年度検討】

公共工事の設計、積算、入札及び契約については２Ｄの設計図書を用いることが前提となっているが、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積もり誤り及び工期遅れを防止することにも効果があり、情報化施工促進に大きく役立つことから三次元化を推進すべきである。

したがって、公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、三次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図る CIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成 26 年度には３次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。

カ　建築確認申請の電子化【措置済み】

新しい建築生産手法として BIM（Building Information Modeling）を用いた設計手法や施工管理手法に注目が集まっているところ、BIM の普及活用の状況を踏まえ、確認申請の電子化を促進すべきである。

したがって、BIM や CAD 等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について通知する。

キ　地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化【平成 27 年度措置】

電波中継装置の電波申請において、現行の「電波利用電子申請・届出システム」においては、多数のアンテナ情報を一つ一つ入力する必要がある。多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、１件ごとの入力ではなく、一覧表の添付（excel,csv 形式など）で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。

したがって、企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成 27 年度のシステムの機能改修において措置する。

ク　保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和【措置済み】

保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。

したがって、事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成 25 年度中に検討を行い、結論を得る。

ケ　金融機関に対する取引照会の一元化

ａ　国税に係る調査等における取引照会のオンライン化【平成 26 年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況等を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る（結論に応じ、その後３年以内を目途に必要な措置）】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会は、口頭または書面により行われているが、一部の金融機関等から電子化（e-Tax による提出や双方向のオンライン化等）を要望する声がある。なお、世界最先端 IT 国家創造宣言では、利便性の高い電子行政サービスの提供が提言されており、国税関係業務に関しても、IT 化の一層の推進により効率化を図っているところ。

したがって、取引照会に係る電子化については、関係する金融機関等の意向を聴取するとともに、国税当局、及び各金融機関におけるシステム改修のスケジュールや費用、社会保障・税番号制度の運用開始や今後の当該番号制度における利用範囲を巡る議論の動向などを十分踏まえながら、双方向オンライン化も含め、具体的方法や時期を検討する。

ｂ　地方税に関する取引照会のオンライン化【平成 26 年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る（結論に応じ、その後、速やかに措置）】

地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われる。取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられている。

したがって、地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。

ｃ　捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化【金融機関からの具体的な提案が行われ

次第検討・結論、措置】

捜査に関係する取引照会は、口頭または書面で行われる。捜査に係る取引照会のオンライン化の導入については、事業者の負担はあるものの、希望があれば、ダイレクトオンラインを整備することが検討されているところ。

したがって、捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。

ｄ　生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第順次措置】

生活保護の決定実施に関わる取引照会は、口頭または書面で行われる。世界最先端 IT 国家創造宣言において、利便性の高い電子行政サービスの提供が提言されていることから、生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化について、検討、促進すべきである。

したがって、利便性の高い電子行政サービスの観点から、生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方向のオンライン化について、金融機関に対するヒアリングを行った上で検討し、結論を得る。

コ　法人の電子申告フォームの簡素化【平成 26 年度検討・結論】

法人税に関わる財務諸表等の申告フォーマットについて、財務諸表等については XBRL フォーマット（2.1）で提出することとされている。現行の XBRL 対応のフォーマットだけではなく、企業規模に応じて、csv 形式等より簡易なフォーマットでも対応できるようにし、中小企業の電子申告を促すべきである。

したがって、法人税に関わる財務諸表等の申告について、XBRL 形式へ簡易にデータ変換するツールの提供等、容易に財務諸表データの作成・提出が行えるよう、対応を検討し結論を得る。

③産業の新陳代謝

ア　流通・取引慣行ガイドラインの見直し等【垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準の明確化は平成 26 年度措置、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」の明確化は平成 26 年度措置、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等の検討は平成 26 年度検討開始】　※国際先端テスト実施事項

『流通・取引慣行ガイドライン』は、現行の独占禁止法上の垂直的制限行為に関する適法・違法判断基準等を始めとする運用基準（以下「現行基準」という。）を定めたものであるが、現行基準については、次のような指摘がなされている。

a．現行基準の中には、その規制範囲を広く解釈され得るものがあり、事業者に対する予見可能性に乏しく、萎縮効果を生じさせていること
（具体的には、①メーカーが実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流通調査」）や、②多くの非価格制限行為に係る違法性判断基準とされる「価格が維持されるおそれ」について、事業者が判断することが極めて困難との指摘がなされている。）

b．「垂直的制限行為は、競争制限効果を生じることもあれば競争促進効果を生じることもある」というのが経済学的にも一般的な理解であるところ、現行基準では競争促進効果について考慮されているのか否か、仮に考慮されているとすればどのように考慮されているかが必ずしも明らかでないこと

c．　垂直的制限行為においては、ブランド内競争が制限されたとしても、ブランド間競争が促進されることにより、消費者の利益に貢献することがあるとの指摘があるとこ

ろ、現行基準では、ブランド内競争とブランド間競争についてどのように考慮されているかが必ずしも明らかでないこと

※なお、垂直的制限行為のうち、例えば再販売価格拘束については、独占禁止法上、「正当な理由」がある場合には違法とはならない。

d. セーフ・ハーバー（一定の基準や要件を満たす場合において規制の対象外と扱われる）について、適用対象となる行為が、「競争品の取扱い」と「販売地域制限」に限定されており、「取引先制限」や「販売方法の制限」についてはセーフ・ハーバーが適用されないが、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、この適用範囲を拡大すべきであること

e. 事業者がセーフ・ハーバーを適用されるための市場シェア要件も「10%未満かつ上位４位以下」とされているが、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、この適用範囲を拡大すべきであること

このように、垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることもあれば、競争促進効果を生じることもある等の指摘を踏まえ、『流通・取引慣行ガイドライン』について、流通分野における垂直的制限行為に関する事業者の予見可能性を高めるため、「価格が維持されるおそれ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準を明確にするとともに、次の点について明確化する。

A. 垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることもあれば、競争促進効果を生じることもあり得ること、及び競争促進効果の考慮についての考え方

B. メーカーが単に実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流通調査」）は、独占禁止法に違反しないこと

C. 売手が一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売し、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業者に対し、当該商品やサービスを提供しない義務を負う流通制度（いわゆる「選択的流通」）についての具体的な適法・違法性判断基準

また、上記のb.及びc.の指摘を踏まえ、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」について、所要の明確化を行う。

さらに、上記のd.及びe.の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。

イ　一般集中規制の見直し

a　フォローアップ状況の公開【平成 26 年度上期措置】

独占禁止法第９条において、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等をしてはならないとされている。事業支配力が過度に集中する場合の考え方はガイドラインに記載されており、平成 17 年５月に施行状況のフォローアップ状況が公開されているが、それ以降は公表されていない。

したがって、平成 21 年度に実施したフォローアップの評価・検討結果、及び平成 21 年度以降に実施したフォローアップ状況を公表する。

b　一般集中規制の在り方【平成 26 年度措置】

上記平成 17 年５月の施行状況のフォローアップ状況においては、第９条の観点から問題となる会社はないが、今後の一般集中規制の在り方について、将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきことであるとの指摘があることも踏まえつつ、引き続き評価・検討することとする、とされている。

したがって、上記フォローアップ状況をもとに、独占禁止法第９条に基づく今後の一般集中規制の在り方について、市場集中規制がある中、存在意義は無く廃止すべきとの指摘があることを踏まえつつ、現在の経済社会において規制が廃止されることにより実際に生じ得る現実的な弊害を具体的に明らかにする。

c　事業報告制度の簡素化【平成 26 年度検討・結論・措置】

独占禁止法第９条第４項において、資産の合計額が一定の値を超える企業グループについて、毎事業年度ごと、親会社・子会社・実質子会社の事業報告書を公正取引委員会に提出することが求められている。

したがって、一般集中規制にて求められている事業報告書の報告義務について、事業者の要望を踏まえつつ、事業報告書に記載する子会社名・実質子会社名の範囲を限定するなど、簡素化のための手法を検討し措置する。

ウ　保険契約の包括移転に関わる手続の簡素化【平成 27 年度検討・結論】

保険契約について包括移転する際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっている。一方、簡易な合併手続き（会社法第 796 条第３項）の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。このことを踏まえると、包括移転する契約に関わる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととすべきである。

したがって、保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討し結論を得る。

エ　アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用【平成 27 年度検討・結論、結論を得次第、速やかに措置】

資金決済に関する法律に基づき、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、内閣府令で定める額を保有者に対し払い戻さなければならない。この払い戻しを行おうとするときは、前払式支払手段発行者は、「払戻しをする旨」「払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと」「当該申出をしない前払式支払手段の保有者は、払戻しの手続きから除斥されるべきこと」等を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければならないとされている。

したがって、電磁的な方法により利用される前払式支払手段の発行の廃止に伴う払戻しの公告を、電磁的方法により行いうるものとすることについて検討を行い、結論を得る。

④国民の選択肢拡大

ア　ダンスに係る風営法規制の見直し　※国際先端テスト実施事項

a　営業時間に関する規制等の見直し【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

飲食を伴いダンスをさせる営業は風俗営業（３号）として規制されており、午前零時以降の営業が禁止されている。コンプライアンス意識の高い優良企業は参入しにくく、結果として店舗周辺の生活環境が悪化したり、ダンス産業の成長が阻害されている。また、どのようなダンスが風俗営業に該当するのかは、警察庁や都道府県公安委員会が個別に判断することとされているが、判断の基準が明確でないため、深夜以外の飲食を伴

うダンスをさせる営業（昼間のダンスイベント等）を行おうとする事業者にとって負担が大きい。

したがって、飲食を伴いダンスをさせる営業（風営法第２条第１項第３号に掲げる営業）について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

b　飲食無し営業の規制対象除外【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

飲食を伴わないダンスをさせる営業は風俗営業（４号）として規制される。およそ風営法の規制目的からは規制対象とは考えられないようなダンス教室等も該当し、国民の意識や営業実態と乖離した規制となっているとの指摘がある。

したがって、飲食を伴わないダンスをさせる営業（風営法第２条第１項第４号に掲げる営業）について、風営法第２条から除外することについて、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

c　規定の整備【平成 26 年度検討・結論】

風営法上の１号営業（ダンス＋飲食＋接待）は、２号営業（飲食＋接待）に必ず含まれるにもかかわらず、風営法上では別の営業として扱われている。

したがって、風営法第２条第１項第１号に掲げる営業を第２条第１項第２号に掲げる営業に含めて規制することについて検討を行う。

イ　食料品アクセス環境の改善【平成 26 年措置】

飲食店営業など公衆衛生に与える影響が著しい営業で政令で定めるものは、都道府県が条例で必要な基準を定めなければならならず、またそのような営業を営もうとする者は都道府県知事等の許可を受けなければならない。食品の移動販売についても上記に該当するが、許可申請を行うに当たり、申請書が統一されていない、また、ガイドライン（自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について）が時代に合っていないなど、許可手続きや基準の改善を求める声がある。買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売が円滑に実施できるよう、申請書の統一や取扱要領の見直しを行うべきである。

したがって、買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売に係る許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成 26 年中に措置する。

ウ　不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁【平成 26 年度検討・結論】

銀行の子会社の業務範囲は銀行法第16条の２第１項各号及び銀行法施行規則第17条の３に列挙される業務に限られ、不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者を子会社にすることはできない。主要行等向けの総合的な監督指針(Ⅴ-3-3-1(2)(3)ロ)により、銀行の子会社が営む投資顧問業務において、その投資助言の対象に不動産を含むことができない。銀行の子会社による本業務の取扱いを許容することにより、総合的な資産運用に係るアドバイザリー・サービスの提供を促進することが、利用者利便の向上の観点から適当である。

したがって、金融資産のほか不動産を含めた資産運用アドバイスに対する顧客からのニーズ等を踏まえ、不動産投資助言を銀行の子会社業務範囲とすることについて検討を行い、結論を得る。

⑤エネルギー・環境分野における規制改革

ア　微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入

a　抜油後の容器等の処理促進のための仕組み【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

PCB 処理への国民の理解が得られず 30 年間に渡って処理ができなかった歴史を教訓として、安全な処理に対する社会的要請を満たし、違法なルートからの市場への流入を防止するため、微量 PCB 汚染廃電気機器等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律により特別管理廃棄物に指定され、PCB 特別措置法に基づきその無害化処理が行われている。

一方で、「(当該機器に使われている）PCB 汚染油」と、「抜油後の容器等」との区別なく無害化処理の対象とされているが、「抜油後の容器等」に残存する PCB の絶対量はごく僅かであるにもかかわらず、油の基準と同様の取扱いとされ、リスクに見合った処理負担となっていないため、「抜油後の容器等」のリスクに見合った合理的な処理対象基準の設定ならびに当該対象基準以下のものに対する合理的な処理の仕組みを導入すべきとの指摘がある。

したがって、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理のうち「抜油後の容器等」について、当該機器を保有する事業者等を含む官民連携の下、PCB の残存量や濃度(リスク)に応じた、社会的受容性や PCB 処理全体との整合性のある、より合理的な処理対象基準や処理の仕組みの実現に向けて、「抜油後の容器等」に係る環境リスク、使用する処理技術、適切な管理方法等に関する検討を開始する。

b　使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み【平成 26 年度措置】

使用中の微量 PCB 含有電気機器について、電気事業法に基づき PCB 電気工作物として届け出る必要があるが、現行の制度においては、無害化技術の活用によって当該電気機器に含まれる PCB 濃度を低減し基準以下となった場合でも、PCB 電気工作物としての規制の対象外とすることができない。また、当該機器が廃棄物になった際は廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物として規制される。このため、無害化処理後の使用中機器について合理的な取扱いの仕組みを導入すべきとの指摘がある。

したがって、使用中の微量 PCB 含有電気機器（以下、「使用中機器」という。）について、使用中機器を所有する事業者等を含む官民連携の下、環境省による評価が終了した課電自然循環洗浄法等の浄化技術を使用して PCB を無害化する場合の、環境保全と電気保安を確保した浄化手順の明確化を図る。また、使用中に無害化処理した機器の電気事業法令上の取扱いの明確化及び廃棄段階での処理済機器の廃棄物処理法令上の取扱いの明確化を図る。

イ　多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し【平成 26 年度検討・結論】

河川法では、多目的ダムにおける河川管理施設とその他工作物（発電所等）の管理の方法について、それらの所有者である自治体、発電事業者、用水関係者等が協議して決めることとなっており、協議の結果、洪水吐ゲートによる治水操作等については、発電事業者は、その管理権限を持っていないのが実態である。しかし、電気事業法では、洪水吐ゲート等の共同施設も電気工作物と見なされるため、発電事業者には、その管理権限がなくても電気事業法上の工事計画の届出や安全管理審査等が求められており、管理実態にあった法制度になっていない。

したがって、河川法第 17 条の規定に基づき、関係者で協議して管理の方法を別に定めている場合であって、発電を行う者（電気事業者等）が主たる管理者でない場合については、要望者からのヒアリング等を行い、電気事業法の手続の簡素化等を検討し結論を得る。

ウ　食品リサイクル法の見直し【平成 26 年度検討・結論】

食品リサイクル法については、対象が食品関連事業者となっているが、実際にリサイクルを推進するためには、都道府県、市町村等の自治体の協力は不可欠である。食品リサイクル法に関し、各自治体（都道府県・市町村）の役割を明確にすべきである。

したがって、現在、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において行われている食品リサイクル法の施行状況の点検の中での地方自治体の役割に係る議論を踏まえ、例えば地域における食品廃棄物の発生状況等を国がきめ細かく把握し、地方自治体と共有する等して、国、地方自治体等が連携して一層食品リサイクルを推進するよう、検討を行い、結論を得る。

⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

ア　金融機関に対する取引照会の一元化

a　国税に係る調査等における照会文書の用語・書式の統一化【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会は、口頭または書面で行われる。照会文書のフォーマットに関しては、法令上の規定がないため用語・書式が統一されていない。

したがって、金融機関等に対してヒアリングを行い、国税に係る調査等に関する照会文書の照会事項については、用語を統一する。書式の統一についても、取引照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整し、実施する。

b　国税に係る調査等における取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会では、帳簿書類（その写しを含む。以下同じ。）の提示・提出を要請されることがある。帳簿書類の提示・提出の方法については、法令で規定されていないが、帳簿書類を郵送で提出する際の返信用封筒として、長形３号の普通郵便用封筒が同封されることが多い。一方で、帳簿書類の提出枚数が多く、長形３号の封筒に収納できない事例が多いとの指摘がある。

したがって、金融機関等に対してヒアリングを行い、取引照会に係る回答文書の提出枚数が多い場合には、以下の対応等を実施することにより、郵送における不備を改善する。

①返信用封筒として、適切なサイズの封筒を同封する。

②着払いによる特殊取扱の郵便で対応する。

c　国税に係る調査等における取引照会の回答の電子媒体による提出【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会では、帳簿書類（その写しを含む。以下同じ。）の提示・提出を要請されることがある。帳簿書類の提示・提出の方法については、法令で規定されていないが、電磁的記録による提出について認められなかった、という指摘がある。

したがって、国税に係る調査等に関する取引照会の回答においては、電磁的記録による回答も認められることを各国税局・税務署に周知徹底し、光ディスク（CD-R、DVD）等の電子媒体での提出を受け付ける。

d　地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化【平成 27 年度措置】

地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、口頭または書面で行われる。照会文書の書面のフォーマットには法令上の規定がないため、各自治体に委ねられ

ており、用語・書式が統一されていない。

したがって、地方税に関する取引照会については、国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。

①照会文書の依頼事項に関する用語

②照会文書の書式（照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上）

ｅ　捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化【平成 27 年度措置】

捜査に関係する取引照会について、公務所又は公私の団体に対し、捜査関係事項照会書により必要な事項の報告を求めることができる。照会文書は各都道府県警察における規定書式を使用するため、用語・書式が統一されていない（以前から要望のあった事業者に対しては、照会文書様式の統一化について取組を行ったところ。）。

したがって、捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続きの簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。

ｆ　生活保護の決定・実施に関わる照会文書の書式の統一化【(ｉ)については平成 26 年に結論を得、平成 27 年以降順次措置、(ｉｉ)については継続的に実施】

生活保護の実施機関・福祉事務所は、金融機関に対して、生活保護の決定・実施のために必要な報告を求めることができる。各福祉事務所から送付される調査のための照会文書の用語・書式は、「生活保護法施行細則準則について」（平成 12 年 3 月 31 日付け社援第 871 号厚生労働省社会・援護局長通知）で定められている標準様式があるものの、各福祉事務所によって書式が異なることや、事案毎に照会する内容が異なること等から、書式が統一的ではなく、金融機関の負担となっているとの指摘がある。

したがって、生活保護の決定・実施に関わる取引照会について、金融機関及び地方自治体に対してヒアリングを行った上、（ｉ）以下の統一化について検討し、必要な措置を講じ、周知する。（ｉｉ）また、周知後には定期的にフォローアップを行う。

①照会文書の依頼事項に関する用語

②照会文書の書式（照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上）

イ　信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和【措置済み】

銀行が信託契約代理業を営む場合、内閣総理大臣の登録を受けるため、登録申請書を提出する必要があるが、この申請書の記載事項に役員の兼職状況がある。この申請書は、記載事項に変更があった場合、２週間以内に変更の届出を行わなければならないため、信託契約代理店において役員の兼職を確認するための事務負担が生じている。

したがって、銀行等が信託契約代理業を営む際の登録申請に役員の兼職状況の記載を不要とするための必要な措置を講ずる。

ウ　保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）【平成 26 年度検討・結論】

同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に認可が必要となる。保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がないと思料されるため、認可を不要とするべきである。

したがって、兼務による弊害防止、保険会社の業務の健全性確保に留意し、保険会社グループの実態を見極めつつ、認可手続の簡素化について検討を行い、結論を得る。

エ　保険会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和【平成 26 年度検討・結論】

従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、①子法人等、関連法人等、及び、②当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大すべきである。

したがって、従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討を行い、結論を得る。

オ　外貨定期預金（１年物）の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し【平成 26 年度検討・結論】

預入期間１年物の外貨定期預金について、技術的なシステム仕様から預入期間が暦年ベースで１年を数日超える可能性があるが、数日超えることでも法定書面の送付が必要となる。物理的に暦年ベースで１年を超えるケースでも、「同一内容の特例」を適用し、法定書面の交付省略を許容すべきである。

したがって、自動継続の契約の実態を踏まえ、自動継続契約の日が休日などの理由により、契約締結前交付書面の交付の日が前回から１年を超えた際の契約締結前交付書面の交付の要否について、検討を行い、結論を得る。

カ　臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和【平成 26 年度検討・結論】

銀行法第 16 条において、臨時の休止及び業務の再開において、届出書の提出、公告、当該営業所の店頭掲示が求められる。銀行法施行規則第 17 条第４項第４号に規定される「休業期間が１営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においても、一月経過するまで業務再開時の店頭掲示を行わなければならない。

したがって、銀行の臨時休業等における業務の再開に係る掲示の在り方について、規制の趣旨を踏まえ、休業期間に応じた店頭掲示期間の見直し等の検討を行い、結論を得る。

キ　連結決算状況表等の提出期限の緩和【平成 26 年度検討・結論】

銀行は、決算期ごとに当局宛てに決算状況表・連結決算状況表を提出しており、提出期限は、(1)単体が期末日経過後 45 日以内、(2)連結が期末日経過後 55 日以内又は決算発表日の前日のいずれか早い日、とされている。多くの地方銀行は、東証等からの決算発表早期化の要請を受け、期末日経過後 40 日前後に決算発表を行っている。このため、決算状況表・連結決算状況表、決算短信及び決算説明資料の提出期限がほぼ同時期となり、資料の作成負担が一時期に集中している。銀行監督上求められている連結決算状況表等の提出期限を緩和すべきである。

したがって、銀行の連結決算状況表等の提出期限について、監督指針に基づく報告等の見直しの枠組みの中で検討し結論を得る。

ク　公開買付規制における株券等所有割合の計算方法の見直し【平成 26 年度検討・結論】

株券貸借取引に係る株券等について、貸主は引渡請求権を有するため、当該株券貸借取引に係る株券等は公開買付規制における「株券等所有割合」に算入される。証券会社がその業務として行う株券貸借取引には、通常、会社の支配権に影響を与えようとする意図はなく、

また、転貸した株券等については、議決権の行使も不可能であることから、公開買付規制における、「株券等所有割合」の計算の基礎となる株券等の範囲から株券貸借取引に係る株券等を除外すべきである。

したがって、公開買付規制において、潜脱的な取引を防止する観点から、引渡請求権を有する株券等については株券等所有割合に算入することとされている規制の趣旨を踏まえつつ、「株券等所有割合」の計算の基礎となる株券等の範囲から株券貸借取引に係る株券等を除外することについて検討を行い、結論を得る。

ケ　「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略【平成 26 年度検討・結論】

「公開買付けによる買付け等の通知書」の様式における押印について、既に、電磁的方法により当該「通知書」を提供するときは公開買付者の押印の省略が許されており、電磁的方法によらない場合であっても押印を求める意義は乏しいと考えられることから、これと同様に省略すべきである。

したがって、「公開買付けによる買付け等の通知書」において公開買付者の押印を求めていることの趣旨を踏まえつつ、当該「通知書」の様式から押印を省略することについて検討を行い、結論を得る。

コ　条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和【平成 26 年度検討・結論】

開示府令第 14 条の２第１項第３号では、発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする販売証券会社等のホームページ等に発行条件を記載する方法を採る場合は、電話等により当該情報を取得したこと等を確認しなければならないとされている。ネット等で情報開示が行われることについて、あらかじめ投資家が確認している場合には、条件決定後の情報取得の確認を不要とすべきである。

したがって、条件決定時における訂正目論見書の交付に代えて、発行体等のウェブページを用いて投資者に発行条件を閲覧させる方法（電話等による閲覧確認を義務付け）について、発行体等の負担軽減と投資者保護のバランスに留意しつつ、一定の場合には電話等による閲覧確認を不要とすることができないか検討を行い、結論を得る。

サ　大規模建築物における CLT の活用のための JAS 規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定【JAS 規格については措置済み。一般的な設計法については、平成 27 年度までに検討、結論を得次第措置】

CLT（※）は欧州で開発された木質材料であり、海外（主に欧州）においては建築用の構造用部材として使用されているが、国内においては CLT の規格等が無く、建築基準法上での位置付けがないため、大臣認定を取得した場合を除き、CLT を建築物の構造耐力上主要な部分（壁や床等）に使用することができない。CLT を一般的な建築資材として広く利用するため、JAS 規格及び一般的な設計法に関する基準の整備をするべきである。

したがって、農林水産省にて CLT の JAS 規格を制定する。国土交通省にて CLT を用いた建築物の一般的な設計法を平成 27 年度までに検討し、結論を得次第措置する。農林水産省においても強度データの収集等に協力する。

（※）CLT：ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル

シ　超高層建築物の大臣認定期間の短縮【平成 26 年度上期措置】

高さが 60 メートルを超える超高層建築物は、その安全性について、国土交通大臣の認定

（大臣認定）を受ける必要がある。大臣認定を受けるためには、指定の性能評価機関により事前の審査を受けなくてはならない。現状、性能評価機関にて、委員会や部会の開催も含めた１か月半程度の審査期間を経た後、評価機関での審査資料や性能評価書を添付して大臣認定を申請し、認定までは２か月半から３か月を要している。しかし、既に指定の性能評価機関にて審査を経ていることを踏まえれば、認定まで評価機関と同等の１か月半程度までは短縮可能だと考えられる。

したがって、超高層建築物の大臣認定における審査において、事業者の円滑な申請に資するよう、チェックリストの作成等の対策を講じる。

ス　非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用【平成 26 年度検討・結論】

機械室なしエレベーターは、1998 年から国内市場に登場するとともに急速に普及し、2012 年度新設ロープ式エレベーター設置台数の 90%を占めるに至っているが、建物高さが 31m を超える際に設置が必要な、非常用のエレベーターにおいては、機械室なしエレベーターが認められていない。

したがって、機械室を有しない非常用エレベーターに必要とされる具体的な措置について検討し、結論を得る。

セ　機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し【平成 26 年度検討・結論】

機械室なしのエレベーターの駆動装置及び制御器を設ける昇降路において、換気上有効な開口部等の設置を不要とするためには、機器の発熱により駆動装置等の設置場所の温度が摂氏７度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合とされている。しかし、駆動装置等の設置場所の温度が摂氏７度以上上昇する場合であっても、昇降路が外気温度や日射の影響等を受けず一定温度以下に保たれている場合等については、駆動装置等に悪影響を与えない場合があると考えられるが、この場合であっても換気上有効な開口部等を設置しなければならず、事業者の負担となっている。

したがって、機械室を有しないエレベーターの駆動装置及び制御器の設置場所に換気上有効な開口部等を設けない場合に必要とされる措置について、設置場所の温度が摂氏７度上昇しないことによらず、昇降路内の温度の上昇により部品の劣化進行防止や故障発生防止の面から安全性が確かめられた場合について適用できるよう計算又その他の措置による方法を検討し結論を得る。

ソ　既存建築物に係る確認申請及び完了検査の取得手続に係る法整備【平成 26 年度上期措置】

現状、改修・修繕工事時の確認申請未提出により、手続上の違反建築物となっている建築物は、建築基準法の技術基準に適合しているかどうかが明らかではなく、また完了検査の未受検により、手続上の違反建築物となっている建築物は、交付を受けた確認済証のとおり建築基準法に適合するように適切に工事がなされたかどうかが明らかではなく、施工部分を撤去した上で確認申請を行い、確認済証を交付された後、再施工し、完了検査を受けなければならず、現実的に適法化できない状態になっている場合があるとの指摘がある。これら手続上の違反を有する建築物について、建築基準関係規定への適合性を証明するための手続を整備すべきである。

したがって、既存建築ストックの有効活用や不動産取引の円滑化の観点から、民間機関による検査済証のない建築物の調査について統一的な調査方法を示したガイドラインを策定し、周知する。

タ　建設業許可手続における書類提出の緩和【平成 26 年検討・結論】

建設業許可を取得する際には、４つの許可要件を備えていること、および欠格要件に該当しないことが必要となっている。許可要件のひとつの「誠実性」や欠格要件に該当しないことの証明として、非常勤を含む役員全ての略歴書や身分証明書、成年被後見人・被補佐人でない旨の登記証明書などの書類を提出することが求められている。

したがって、建設業許可申請書類における役員の提出書類について、必要性及び申請者の負担を考慮しつつ、簡素化を検討し、結論を得る。

チ　地方公共団体における住宅附置義務の見直し【平成 26 年度措置】

地方自治体が行う大規模建築物への住宅附置義務・開発協力金制度等について、総務省・国土交通省より、指導要綱及びこれに基づく行政指導の適正な見直しを行うよう地方公共団体に要請したところ、いまだ改善が見られない自治体があるとの指摘がある。

したがって、地方自治体が指導要綱等で定める住宅附置義務や負担金について、住宅や人口の回復状況などを踏まえ、既に役割を終えたものについては、廃止を含め見直しを行うよう要請する。

ツ　主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取扱いの緩和【平成 26 年措置】

「監理技術者制度運用マニュアル」により、技術者と所属建設業者の間には直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要となっている。高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度の適用を受けている者についても、雇用期間によっては常時雇用されている者とみなされず、主任技術者及び監理技術者とできないため、高年齢者の雇用の課題のひとつとなっている。

したがって、継続雇用制度の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されているものとみなすことを監理技術者制度運用マニュアルにおいて明確化する。

テ　高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任【平成 26 年度検討・結論】

高圧ガス保安法では、保安統括者等の代理者を選任し、保安統括者等が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその代理者を選任して、職務を代行させることが認められている。一方、同法の認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度においても、検査組織の長及び検査管理組織の長を選任し、省令別表に定める業務が行われており、保安統括者等と同様、疾病等により職務を行うことができない場合も想定されるが、代行が認められていない。

したがって、高圧ガス保安法における認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度における代理者専任について、検査及び検査体制等、保安管理の実態等について事業者にヒアリング等を行った上で検討し、結論を得る。

ト　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和

貨物自動車運送事業者は原則としてレンタカーを使用することが認められていないが、引越輸送が集中する期間等に限り、引越輸送等にレンタカーを使用することができる。しかし、レンタカーを使用できる用途や期間が限定されていることから、運送事業者のレンタカー使用に対するニーズに応えきれていないとの指摘がある。

したがって、以下の規制改革項目を実施する。

a　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和①【平成 26 年度検討・結論・措置】

車検や点検、修理等により車両を使用できない期間における代車としてのレンタカー使用について、事業者ニーズ等を踏まえて検討し、結論を得る。

b　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和②【措置済み】

通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている「百貨店配送貨物等に係る自家用自動車の有償運送の許可」について、「百貨店配送貨物等」に限らず、全ての輸送について対象とする。

c　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③【平成 26 年度検討・結論・措置】

引越シーズンにおいて貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用できる期間を、以下にすることについて事業者ニーズを踏まえて検討し、結論を得る。

・引越シーズン　３月１日から４月 30 日まで

d　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和④【措置済み】

通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている夏期及び秋期繁忙期に、「各地方運輸局の実情に応じ、一か月から二か月程度の期間を適宜設定する」との規定について、撤廃するよう必要な措置を行う。

e　貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和⑤【平成 26 年度措置】

引越シーズンにおけるレンタカー使用の申請方法について、申請書類の合理化を図る等、申請時の負担を軽減するために必要な措置を行う。

ナ　確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化【平成 26 年検討・結論】

確定給付企業年金法第 41 条第４項の規定により、同法第 27 条第３号に該当することとなった者（使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者）は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。当該者について、支給の繰下げを認めるべきではないかとの指摘がある。

したがって、使用される事業所等が実施事業所でなくなったため資格を喪失した者への脱退一時金の支給の繰下げについて、他実施事業所に繰下利率等の負担がかかる懸念等を踏まえつつ、検討し結論を得る。

ニ　確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金の老齢給付金（一時金）について、資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうるため、限額の計算に係る予定利率は、以下(1)(2)に対し(3)を加え、当該予定利率は(1)～(3)※のいずれか低い率とすべきである。

※(1)前回計算基準日以降最も低い下限予定利率

(2)老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率

(3)資格喪失時の(1)の率

したがって、確定給付企業年金（一時金）の上限額の計算に係る予定利率の取扱いについ

て、利率の変動への対応の要否を含め検討し、結論を得る。

ヌ　制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により本人に一時に支払うことは可能であるが、当該額の企業年金連合会への移換について認めるべきである。

したがって、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、当該額の企業年金連合会への移換を認めることについて検討し、結論を得る。

ネ　既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金又は厚生年金基金の中途脱退者は、確定拠出年金法第２条に規定する企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得したときに、確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができるとされている。一方、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者については、脱退一時金相当額の移換を申し出ることができないが、当該者についても移換を申し出ることを可能とすべきである。

したがって、確定給付企業年金について、脱退一時金相当額を移換することを可能とすべく検討し、結論を得る。

ノ　確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化【平成 26 年度検討・結論】

確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは、変更日から２週間以内に主務大臣に届け出ることとされている。この中で、法人の場合、役員の氏名・住所に変更が生じた場合には変更届出を行うことが求められているが、事務負担の削減を鑑み、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど、金融機関の届出事項の簡素化を図るべきである。

したがって、確定拠出年金運営管理機関の変更届出について、運営管理機関の状況を把握する必要性を踏まえつつ、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど届出事項の簡素化を検討し、結論を得る。

ハ　確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続簡素化【平成 26 年度検討・結論】

現状の確定給付企業年金法施行令第 49 条第２号に定める個人単位の権利義務移転・承継については、発生の都度、認可承認申請を行うこととなる。認可申請には、事業主・労働組合等の同意に加え、基金型での代議員会での議決等の手続が必要となり、更に給付減額が伴う場合は、減額に係る同意も必要となる。

したがって、確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続について、あらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転・承継である場合は発生の都度の認可申請は不要とするなど、手続の簡素化について検討し、結論を得る。

ヒ　確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和【平成 26 年度検討・結論】

現在、確定拠出年金法第 26 条において、運用の方法を除外する場合、原則として、当該運用の方法を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負荷から、運用の方法の除外はほとんど実施

されていない。

したがって、確定拠出年金制度における商品の除外手続において、全員の同意から労働組合等との合意に代えることについて、加入者等の受給権保護の観点を踏まえつつ、検討し結論を得る。

フ　確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化【平成 26 年度措置】

企業型年金の規約の変更等に係る手続は、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的となっている。

したがって、確定拠出年金の変更等の手続において、企業型年金を実施する事業主の事務費に係る事項等を軽微な事項とする等、申請を要する範囲の見直を行い、届出制とする。

ヘ　厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進【措置済み】

厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、一部の健全な基金を除き、厚生年金基金は解散又は他の企業年金制度へ移行することとされた。同法においては、各事業所が上乗せ部分の給付を継続していくための支援策として、各事業所が残余財産を他の企業年金制度等に移行できるよう措置されたが、基金の実施事業所の多くが中小企業であることを考えれば、現行の企業年金制度の設立・運営手続の更なる簡素化及び簡易な手続で設立できる企業年金制度の実現が求められる。

したがって、確定給付企業年金、確定拠出年金における規約の変更に係る手続要件の緩和、受託保証型確定給付企業年金の適用対象の拡大等を行う。

ホ　確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化【平成 26 年度措置】

確定給付企業年金の規約の変更等に係る手続は、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。

したがって、確定給付年金の変更等の手続において、確定給付企業年金の給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項（ただし、労働協約等の変更により確定給付企業年金法第 27 条に規定する加入者資格の喪失の時期が変更になる場合その他の軽微な変更に限り、給付の減額に係る部分を除く。）等を軽微な事項とする等申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。

マ　フェムトセル基地局の電波法関係法令届出の効率化【措置済み】

フェムトセル基地局は、簡易な操作であっても、その操作を携帯電話事業者以外の者が行う場合は、その旨を届け出ることが必要となっている。また、包括免許を受けたフェムトセル基地局において、開設等を実施した際には、開設日・設置場所・製造番号等を 15 日以内に届け出る必要がある。

したがって、事業者の負担を軽減する観点から、各総合通信局等において、フェムトセル基地局開設等届出を随時受けることについて周知・徹底する。

ミ　航空機登録記号の変更【平成 26 年度検討・結論】

航空機登録制度において、航空機登録の変更申請については、登録記号等の変更について法令上の定めがない。

したがって、航空機登録制度における航空機登録記号の変更について、登録記号を使用する安全管理に係る諸業務への支障、財産的権利の保全の観点からの支障等を見極めた上で検討し、結論を得る。

ム　外国人技能実習制度の見直し【措置済み】

技能実習制度は日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的とした在留資格で、最長３年滞在することが可能である。技能実習期間（１号及び２号、合計３年）が終了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため、更に２年程度の技能実習を可能とする制度を創設するべきである。

したがって、法務大臣の私的懇談会である「第６次出入国管理政策懇談会」の分科会において、制度適正化のための施策とともに、例えば、優良な受入れ機関については、一定の要件を満たす技能実習生が、従来より一段高い技能等を修得するために、再技能実習を認めることや技能実習期間を延長すること等の施策について、国際協力に資する観点から検討し、平成 26 年６月、制度の見直しに関して一定の方向性を出す。

４　農業分野

（１）規制改革の目的と検討の視点

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農業者の高齢化や次代の後継者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業を巡る環境は危機的状況にあると言える。

こうした中にあっても、これらの課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を超えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。

農地中間管理機構の創設を、国民の期待に応える農業改革の第一歩とし、その上で、農業委員会、農地を所有できる法人（農業生産法人）、農業協同組合の在り方等に関して、これら３点の見直しをセットで断行していく。

①農地中間管理機構の創設

農業者の高齢化等の現下の農業をめぐる深刻な環境を踏まえ、農地中間管理機構は、農地を集積・集約し大規模な生産性の高い農業の実現、新規参入等の促進を図る。

②農業委員会等の見直し

農業をめぐる社会経済の構造変化に対応して、農業委員会は、遊休農地対策を含めた農地利用の最適化に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

残された時間的な猶予は少ない中で、農地利用最適化推進委員（仮称）を新設するなど農業委員会の実務的機能の強化を図る。

③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ。

さまざまな担い手による協働の中から地域農業の多様な経営・技術の革新と付加価値の拡大を図り、新分野の価値の創出と企業化を推進する。

④農業協同組合の見直し

各農協がおかれた環境は、地域によってさまざまであるため、中央からの共通の指導に基づくのではなく、地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入できるように、抜本的に見直す。

各農協が、不要なリスクや事務負担を軽減して、経済事業の強化を図るとともに、各農協が、時代の変化に対応し、６次産業化にリーダーシップを発揮し、農業者に最大の利益を還元できるよう経営に精通した者を積極的に登用し、執行体制を整える。

このため、今後５年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以下の方針に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

政府は、以下の改革が進められる法整備を行うものとする。

（２）具体的な規制改革項目

①農地中間管理機構の創設【措置済み】

競争力ある農業、魅力ある農業、農業の成長産業化を実現するためには、国、都道府県及び市町村それぞれの権限と責任を明確にし、役割分担を明らかにした上で、関係者が目標と政策課題を共有し、新規参入者を含め地域が一体となり、意欲ある多様な担い手への農地集積と集約化を公平・公正に促進していくことが重要である。

政府においては、こうした基本的考え方に立って、農地を集約し大規模な生産性の高い農業を実現すること、新規参入の促進を図ること等を目指した農地中間管理機構の制度化を図るべきである。

したがって、農地中間管理機構の創設に際しては、以下の諸点を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律を提出する。

・　国、都道府県及び農地中間管理機構の権限と責任の明確化
・　農地中間管理機構の機能にふさわしい体制
・　既存の制度の整理・合理化
・　事業目的に資する農地の借受け
・　貸主に対する財政的措置の在り方
・　農地中間管理機構が貸付先を決定する公正な貸付けルールの明確化
・　農地中間管理機構の職務執行を監視・監督する機関の設置
・　農地中間管理機構の業務の再委託の禁止

②農業委員会等の見直し

ア　選挙・選任方法の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

現在の農業委員については、名誉職となっているのではないか、兼業農家が多いのではないか等の指摘がある。

したがって、農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。

また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。

さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。

なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引き上げを検討するものとする。

イ　農業委員会の事務局の強化【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

現在の平均的な農業委員会事務局職員数は約５人であり、その約半数が市町村内部部局との兼任となっており、農業委員会の実務的機能の強化を図る上で、現在の事務局体制では必ずしも十分ではないという指摘がある。

したがって、農業委員会の事務局については、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化の実施などにより業務の円滑な実施ができるよう体制を強化する。

ウ　農地利用最適化推進委員の新設【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業生産・経営の基礎的な資源としての農地は減少傾向にあり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけられない状況が続いており、農業委員会の業務の一部である耕作放棄地の調査・改善指導など、農地の監視活動の強化を図るべき等の指摘がある。

したがって、農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の

支援を推進する農地利用最適化推進委員（仮称）の設置を法定化する。

なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。

エ　都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業委員会は、自らの置かれた環境に応じ自主的・主体的に責任をもってその業務に取り組むことを基本とすべきである。

したがって、農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する新たな制度に移行する。

オ　情報公開等【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

農業委員会については、農業委員会と関わることが少ないことや外部の人間の目に見える活動が少ないことなどから、その活動が見えないという指摘がある。

したがって、農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。

また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実に行い、農地ごとにその利用状況を公表する。

農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。

カ　遊休農地対策【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

耕作放棄地が増加している現状や、今後、域外参入者や農外企業を含め多様な担い手の参入が予想されることを踏まえ、農地の保全について取組を一層強化する必要がある。

したがって、農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。

キ　違反転用への対応【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

都道府県知事等は、違反転用者に対し農地への原状回復を促す指導・勧告や処分を行うものとされているが、違反転用に対する処分等が必ずしも十分に行われていないのではないかとの指摘がある。

したがって、優良農地の確保の業務を強化することとし、違反転用事案について、権限を有する都道府県知事又は農林水産大臣に対して農業委員会が権限行使を求めることができる仕組みをつくる。

ク　行政庁への建議等の業務の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業委員会は、遊休農地対策や違反転用対策に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図るべきであるという指摘がある。

したがって、農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務

は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する。

ケ　転用制度の見直し【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

農地転用制度について、現行の要件が農業の６次産業化や営農に必要な施設の設置等に支障となっているとの指摘がある。

したがって、植物工場、販売加工施設など農業の６次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。

コ　転用利益の地域の農業への還元【平成 26 年度検討開始】

農地が国民のために限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることに鑑み、地域における農地の適切な保全を図りつつ、農地流動化を促進する必要がある。

したがって、農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進める。

③農地を所有できる法人の見直し

ア　役員要件・構成員要件の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業生産法人の制度は、長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と、新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ観点から、その充実・拡充が検討されるべきである。この点について、現行の農業生産法人の要件については、事業規模拡大に十分に対応できるか、農業者の資金調達手段を狭めていないか、その制度が現場に携わる者にとって簡素で分かりやすいものになっているか等の観点から所要の改善が求められる。

したがって、現行の農業生産法人制度に係る改善を図るため、以下を内容とする農地法の改正案を次期通常国会に提出する。

ａ役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。

※　リースの場合における役員の要件についても同様に、役員又は重要な使用人とする見直しを行うものとする。

ｂ構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、２分の１を超える者は農業関係者でなければならない一方で、２分の１未満については制限を設けないものとする。

イ　事業拡大への対応等【原則として「農地中間管理事業に関する法律」の５年後見直しに併せて措置】

事業拡大を進める意欲的な法人にとって、農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件が成長の壁となっているとの指摘があり、諸般の状況変化に応じて適切に見直しがなされていくべきである。

したがって、更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業に関する法律」の５年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。

④農業協同組合の見直し

ア　中央会制度から新たな制度への移行【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

単協は、自立した経済主体として、適切なリスクを取りながらリターンを大きくしていくこと、生産資材等について全農・経済連と他の調達先を徹底比較して最も有利なところ

から調達して事業運営を行っていくこと等を通じて、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行うことが期待されている。

こうした中で、単協が全農・経済連を通じて取引をするかどうかは単協の選択に委ねるべきこととされ、各単協の自由な経営を制約しないことが求められている。

また、中央会制度については、昭和 29 年に、危機的状態に陥った農協経営を再建するための強力な指導権限をもった特別の制度として導入されたものであり、中央会自らは経済活動を行っていないところ、既に農協は約 700（中央会発足時は１万超）となっており、ＪＡバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されているなど制定当時から状況は大きく変わっており、各単協の自由な経営を制約しないことが求められている。

今後は、単協が地域の多様な実情に即して主役となって独自性を発揮し、自主的に地域農業の発展に取り組むとともに、中央会が単協の自由な経営を制約しないようその在り方を抜本的に見直す必要がある。こうした中で、中央会は、新たな役割、体制を再定義することが求められる。

したがって、農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。

・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。

・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。

イ　全農等の事業・組織の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業者の利益増進に資するためには、全国農業協同組合連合会（全農）・経済農業協同組合連合会（経済連）が株式会社化して経済界との連携を迅速に行うとともに、単協の農産物の有利販売を積極的にサポートし、グローバル市場における競争も含めたバリューチェーンの中で大きな付加価値を獲得してくることが望まれる。

したがって、全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。

その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。

ウ　単協の活性化・健全化の推進【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業者の組織として活動してきた農協は、時代の変化の中で、農業者でない准組合員の増加、信用事業の拡大など、農協法の制定当時に想定された姿とは大きく異なる形態に変容を遂げてきた。単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、単協の活性化・健全な運営を推進する必要がある。

したがって、単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、ＪＡバンク

法に規定されている方式（農林中央金庫（農林中金）又は信用農業協同組合連合会（信連）に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式）の活用の推進を図る。

あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。

全国共済農業協同組合連合会（全共連）は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。

また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。

さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。

・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。
・生産資材については、全農等と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。

エ　理事会の見直し【平成 26 年度検討・結論】

農協法では、単協において、定数の３分の１までは正組合員以外の者を理事に選任することが可能であるが、実際には、正組合員が多くを占めており、必ずしも担い手農家の意思が十分に反映されず、経営ノウハウの活用能力も不十分であるとの指摘がある。例えば、製造業、流通業の生産管理、購買管理、グローバル担当、営業、知財管理、経営管理等の役員経験者で地域になじみや所縁のある者を積極的に登用し、農協の体制強化を図り、攻めの農業の新時代に対応することが求められる。

したがって、農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。

併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。

オ　組織形態の弾力化【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す。ただし、農林中金・信連・全共連は平成 26 年度検討開始】

組合員や地域住民のニーズが変化する中、農協がこれらのニーズに応えるためには、必ずしも現在の規模・形態を維持するのではなく、組織の分割や再編、株式会社等、他の形態に転換して事業を行う方がより組合員の利益に資する場合も存在するとの指摘がある。

したがって、単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。

なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。

カ　組合員の在り方【平成 26 年度検討開始】

農協は農業者の組織として活動してきたが、時代の変化の中で、農業者でない准組合員の人数が正組合員の人数を上回り、信用事業が拡大するなど、農協法制定時に想定さ

れた姿とは大きく変容しているとの指摘がある。

したがって、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。

キ　他団体とのイコールフッティング【平成 26 年度検討・結論】

従来から農協が行政の代行的業務を担うケースが存在するが、民間組織である農協の在り方として問題ではないかという指摘がある。

したがって、農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。

5　貿易・投資等分野

（1）規制改革の目的と検討の視点

世界の市場は新興国を中心に急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げている。こうした中、積極的に世界市場に展開を図っていくとともに、対内直接投資の拡大等を通じて世界のヒト・モノ・カネを日本国内に惹きつけ、世界の経済成長を取り込んでいくことは、我が国の経済成長を実現する上で必要不可欠である。

貿易・投資等分野においては、こうした国益に資する観点から、輸出入や対内外直接投資を促進するための諸課題について検討を行った。具体的には、①対日投資促進、②空港規制の緩和、③外国法事務弁護士制度の見直し、④相互認証の推進、⑤輸出入の円滑化・通関手続の合理化、⑥入管政策の改定、⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し、⑧貿易に係る物流の効率化、の８つの検討項目を設定し、これらについて以下のとおり個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

①対日投資促進

対日投資の拡大は、技術や経営ノウハウ、人材などの流入により、我が国の生産性の向上や雇用の創出に貢献するなどの効果があり、日本の経済成長実現のためには不可欠である。こうした観点から、対日投資の阻害要因となり得る規制や制度を見直す。

具体的には、日本に住所を有しない外国人のみが代表者となって、日本において外国企業の子会社等を設立することができるよう、会社関係法制や関連通知を見直す。同時に、日本に新会社等を設立する意思のある外国人について、登記事項証明書がなくても入国できるようにする。

また、対日投資に伴う人材の受入れを促進する観点から、在留資格認定証明書の申請手続を柔軟化する。

さらに、社会保険料の二重負担が外国人の離日の契機となるとの指摘もあることから、二国間の社会保障協定の締結に向けた取組を推進する。

②空港規制の緩和

ヒトやモノの国際的な移動を円滑化するためには、空港の利便性の向上が不可欠である。こうした観点から、東京国際空港における発着回数の上限値を増加させると同時に発着回数の柔軟化を導入する。また、首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。

③外国法事務弁護士制度の見直し

今後、輸出入や対内外直接投資の増加に伴い、国際的な法的需要も増加が見込まれる。これに適切に対応するため、外国法事務弁護士がこうした需要に的確に対応して活動することができるよう、その制度的基盤を整備する。

具体的には、外国法事務弁護士制度について、承認についての職務経験要件の基準等に係る検討会の設置、外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備などの取組を行う。

④相互認証の推進

輸出入の円滑化、諸外国とのイコールフッティング等を踏まえると、各種の規制等ができるだけ国際的に調和のとれたものとなることが望ましい。こうした観点から、国際基準の動向を踏まえ、我が国での安全性等に配慮しつつ、各国・地域との相互認証を推進する。

具体的には、まず多国間協議等で国際基準が検討されている分野においては、日本政府としてこうした多国間協議等に積極的に参加し、国際的な調和の推進を図る（例えば医療機器

における IMDRF（国際医療機器規制当局フォーラム）、動物用医薬品における VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議））。また、国際基準が決まったものについては、速やかな国内導入に向けて検討する（例えば自動車の燃費・排ガスの測定に係る WLTP（乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法））。

さらに、日本の規制が諸外国に比べ厳しい場合は、諸外国の例を参考に、必要な見直しを行っていく（例えば家庭用品の品質に係る表示内容、食用動物に用いられるワクチンの使用制限期間の設定）。

⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化

輸出入を促進するためには、適正かつ公平な関税等の徴収や安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、事業者の負担をできるだけ軽減することが望まれる。こうした観点から、通関手続を合理化・簡素化するための取組を推進する。

具体的には、輸出入業者の手続の簡素化につながる取組（例えば化粧品輸入時の添付書類の不要化・簡素化、輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進）や、輸出促進に資する取組（例えば輸出申告内容の船積後修正の簡素化、EPA における自己証明制度の導入拡大）などを行う。

⑥入管政策の改定

グローバル化が進行する中で、我が国の経済活力と潜在成長力を高めるためには、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより訪日外国人観光客の受入れを推進すること、高度な技術や経営ノウハウを持つ高度外国人材を活用すること、が不可欠である。こうした観点を踏まえ、入管政策の見直しを行う。

具体的には、訪日外国人観光客の受入れ推進の面では、訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し、寄港地上陸許可手続の運用改善、トランジット・ビザ発給方法の見直し、クルーズ船入港時の入国審査手続の見直しなどの取組を行う。

一方、高度外国人材の活用の観点からは、高度人材の永住に関する優遇措置の緩和、また、『総合職』に適した在留資格の創設などの取組を行う。

⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し

国内外への投資を増加させるため、金融機関のリスク管理体制及び法令遵守体制に配慮しつつ、国内金融機関の海外業務や国内企業の対外投資、海外からの対内直接投資を後押しするよう金融関連規制の見直しを行う。

具体的には、イスラム金融の銀行本体への解禁、スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加、海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和、保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大といった取組を行う。

⑧貿易に係る物流の効率化

貿易に係る陸運及び海運について、ユーザーの利便性を高められるよう、安全性の確保に配慮しつつ物流の効率化を図るべく関連規制を見直す。

具体的には、コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準を統一し、国内貨物が競争上不利とならないような措置を講ずる。

（２）具体的な規制改革項目

①対日投資促進

ア　日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し

外国企業が日本において外国企業の支店（外国会社）や子会社（内国会社）を設立する際、日本に住所を有しない外国人だけでは設立（法人登記）ができない、法人登記が無いと在留資格がとれないという問題があり、新会社設立の意欲を持つ外国人にとって大きな障害となっているとの指摘がある。

したがって、外国人による起業環境の改善や対日直接投資促進の観点から、以下の取組を行い、こうした障害の除去を図る必要がある。

a　外国会社の登記に関する規制の見直し【平成 26 年度検討・結論】

外国会社が日本において取引を継続しようとする時には、日本における代表者の１人以上は日本に住所を有する者でなければならないとされている（会社法 817 条第１項）。

これに関し、日本における代表者の中に日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社（支店）の登記を可能とすることについて、諸外国の制度に関する調査の結果等を踏まえ検討し、結論を得る。

b　内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃【平成 26 年検討・結論】

外国企業の子会社を設立する時には、子会社の会社代表者のうち少なくとも１名は、日本に住所を有する者でなければならないとされている（「内国株式会社の代表取締役の住所について」（昭和 59 年 9 月 26 民四第 4974 民事局第四課長回答））。

これに関し、代表者の中に日本に住所を有する者がいない場合でも内国会社の設立の登記を可能とすることについて、「内国株式会社の代表取締役の住所について」（昭和 59 年９月 26 日民四第 4974 民事局第四課長回答）を廃止した場合の影響を含めて検討し、結論を得る。

c　在留資格取得要件の緩和【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

外国人が外国企業の支店や子会社の代表となるために、在留資格「投資・経営」又は「企業内転勤」を取得しようとすると、原則、日本の子会社等の登記事項証明書が必要となる。このため、新会社等の設立の場合は、登記事項証明書を取得できず、当該在留資格が得られない。

これに関し、新会社等を設立する準備を行う意思があることや新会社の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出が無くとも入国を認めることについて検討し、結論を得る。

イ　在留資格認定証明書の申請手続の柔軟化【平成 26 年度検討・結論】

在留資格認定証明書制度は、入国審査手続の簡易・迅速化と効率化を図るためにあらかじめ上陸条件への適合性を審査するものであるが、弁護士等がその申請書類を取り次ぐ際には、申請者たる外国人本人又は代理人が本邦にあることが必要とされている。このため、日本に代理人を持たない外国人が当該申請をする際、「本邦にある外国人」であることを満たすためだけに日本に出張しなければならず、不便であるとの指摘がある。

したがって、在留資格認定証明書制度における代理人について、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認を担保しうるような形で、その範囲を適切に拡大することを検討し、結論を得る。

ウ　外国人労働者の配偶者に係る資格外就労許可の周知【平成 26 年措置】

「家族滞在」の在留資格で入国している外国人労働者の配偶者は、地方入国管理局による資格外活動許可を得て、週 28 時間までは風俗営業等の従事を除き就労することができる（包括的許可）。また、事業所や業務内容など個別の許可を受ければ、これを超える就労も可能である。しかしながら、こうした資格外活動許可の仕組みが十分に周知されていないとの指摘がある。

したがって、「家族滞在」の在留資格で滞在している外国人配偶者であっても、地方入国管理局による資格外活動許可（包括許可）を受ければ、週 28 時間までは風俗営業等の従事を除き就労できること、及び個別許可を取ればこれを超える就労も可能であることを、国内外に周知する。

エ　社会保障協定の締結に向けた取組の推進【平成 26 年度以降継続実施】

日本での滞在期間が老齢年金の受給資格期間（現行 25 年）に満たない外国人については、帰国時に脱退一時金を受け取ることができるが、その上限は 36 か月分までに限定されており、保険料の掛け捨て問題、ひいては３年での離日を考える一つの契機となっているとの指摘がある。一方、両国間で社会保障協定を締結している場合、両国間の年金制度への加入期間を通算して、受給資格期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられることとなるため、締結に向けた取組の推進が望まれている。

したがって、日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在期間中の年金保険料の支払いがより老齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。

②空港規制の緩和

ア　東京国際空港の発着枠の拡大【措置済み】

東京国際空港の発着枠には、１時間あたり、１クオーター（15 分）あたり、５分間あたり等の規制値が設けられている。これらは管制処理能力を踏まえて定められたものであり、定時運行に寄与しているものであるが、一方、スライディングスケール（発着回数の組合せの柔軟な設定）の導入・深化等により規制値を部分的に緩和できる余地が残されているのではないかとの指摘もある。

したがって、平成 26 年３月末からの 2014 年夏期スケジュールにおいて、昼間時間帯の１時間当たりの発着回数の上限値を出発・到着それぞれ 40 回に増加させ、同時に、需要に大きな偏りのある国際線が増加することから、発着回数の柔軟化（スライディングスケールの導入）を行う。

イ　首都圏空港の更なる機能強化【平成 25 年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置】

アジア太平洋地域の経済成長を背景とした航空需要の増加を踏まえ、東京国際空港及び成田国際空港の機能強化を図る取組はこれまでも行われてきたところである。また、観光立国推進会議等により、観光立国の加速に向けた取組が進められているところでもあるが、規制改革に係る産業界からの要請も踏まえ、首都圏空港の更なる機能強化に向けた検討を進める必要がある。

したがって、平成 26 年度中に実現する年間合計発着枠 75 万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。

③外国法事務弁護士制度の見直し

ア　外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置【平成 26 年度措置】

外国法事務弁護士制度に関しては、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法により昭和 61 年から制度化され、法施行以来５度の改正が行われてきた。同法第 10 条に規定する「法務大臣の承認の基準」については、法施行以来２度の要件緩和が図られており、現行要件では、資格取得国における３年の職務経験（うち、我が国で行った労務提供は通算して１年を限度として算入可能）が必要となっている。また、同法において、上記要件の他、外国法事務弁護士の職務範囲、責任制度及び共同事業等が規定されている。

職務経験の年数要件については、更なる緩和を求める指摘がある一方、外国法事務弁護士の質的確保の観点及び主要諸外国の状況を踏まえ、年数要件の廃止等については慎重な意見もある。

これについて、増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士制度に関し、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士制度に係る検討会（仮称）を設置する。

イ　外国法事務弁護士の承認・登録手続の透明化【平成 26 年検討開始】

法務大臣の承認により外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。法務大臣の承認に当たって、法務省はその承認手続の手順及び標準処理期間について定めた「承認・指定申請の手引き」をホームページにおいて公開し、透明性の確保を図っている。このことから、日本弁護士連合会においても同様な手法により、登録に当たっての手続の手順及び標準処理期間について透明化等を図り、申請者の利便性を向上すべきとの指摘がある。

したがって、外国法事務弁護士登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。

ウ　外国法事務弁護士の承認・登録手続の簡素化【平成 26 年検討開始】

外国法事務弁護士の承認・登録申請の手続について、これまで法務省及び日本弁護士連合会は申請書類の簡素化等を図ってきた。一方で、申請者側からは依然として承認・登録手続に当たって、長期間を要することや過度な書類の提出を求められるといった指摘がある。

したがって、外国法事務弁護士の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。

エ　外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備【平成 26 年上期措置】

弁護士は法人組織（弁護士法人）によって法律事務を提供することが可能であるが、外国法事務弁護士は法人組織によって法律事務を提供することは認められていない。増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士の活動環境の充実を図っていくため、その制度的基盤を見直す必要がある。

したがって、外国法事務弁護士が法律事務を提供することができる法人組織（外国法事務弁護士法人）の設立を可能とするよう所要の措置を講ずる。

④相互認証の推進

ア　医療機器審査基準の国際整合化

医療機器の QMS に係る「医療機器及び対外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」が国際標準である ISO13485 の内容を包括しているかが不明なため、日本のメーカーが海外に輸出する際に日本の QMS 認証を取得しているにもかかわらず、改めて

ISO13485の認証を取得する必要があり、負荷となっているとの指摘がある。
したがって、以下の取組を行う。

a　QMS省令のISO13485への対応【平成26年措置】

「医療機器及び対外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正（新QMS省令）に際し、ISO13485に対応した内容とし、差分を明確にした構成とする。

b　QMS省令とISO13485との関係性の明確化【平成26年度措置】

「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正（新QMS省令）に際し、新QMS省令第2章がISO13485に相当するものであることを明示する文書を和文及び英文で作成し、周知する。

c　国際的調和の推進【平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

医療機器の輸出入を促進するため、引き続き、欧米を含む多国間協議の場であるIMDRF（国際医療機器規制当局フォーラム）等を通じて協議を行い、国際的な調和の更なる推進に取り組む。

d　輸入事業者の負担軽減【平成26年度検討・結論・措置】

海外諸国においてISO13485の認証を取得している事業者に対する調査については、調査権者の判断により、事業者がISO取得の際に用いた資料等を参考にできるようにする方策について検討し、結論を得る。

イ　電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合【平成26年度検討・結論・措置】

電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムを設置する際、出力50Wを超える場合には、漏えい電波による他の無線機との混信を避ける等の観点から個別許可が必要とされており、今後のシステム普及に当たっての大きな支障になるとの指摘がある。

また、当該システムに関する法規制等の制度が未整備であり、欧米等における基準の検討を踏まえつつ、国際的に整合のとれた基準作りが課題である。

したがって、平成27年のワイヤレス電力伝送システムの実用化に向け、他の無線機器との共用条件や電波防護指針への適合性等の検証を踏まえ、型式確認の導入等の手続の簡素化を検討し、結論を得る。

その際、欧米等における基準の検討の動きと整合性を図るよう努める。

ウ　動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化

a　国際慣行との整合化【平成26年度以降継続実施】

日本はVICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）のメンバー国であるが、動物用医薬品の審査に当たり日本に独特な要求事項が残存している。とりわけバイオテクノロジーに基づく革新的な動物用医薬品についての日本の規制要件は厳しく、欧州で容易に利用できる製品が日本では往々にして利用できない。このため動物用医薬品の製品承認申請制度について、国際慣行（VICHガイドラインの適用など）との整合化を進めるべきとの指摘がある。

したがって、引き続き、VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）のメンバー国として全VICHガイドラインの新規作成や改正に積極的に参加し、作成されたガイドラインを国内の関係法令に反映させていく。

b　関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化【平成 26 年度継続検討、結論を得次第順次措置】

動物用医薬品の承認審査においては、食品安全委員会による食品健康影響評価、農林水産省による動物用医薬品の承認、厚生労働省による当該医薬品成分の残留基準の設定を各々行なうなど、関係３府省が個別に関与しており、承認申請に時間を要している上に、承認時期に関する予見可能性が低いとの指摘がある。

したがって、動物用医薬品の承認審査について、３府省（内閣府、厚生労働省、農林水産省）の連携を一層密にし、可能な限り各府省における手続を並行して進めるなど、審査期間を短縮する方策について具体的な検討を進める。

エ　自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し【平成 26 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

自動車の燃費や排ガスの試験方法は、各国や地域が独自に設定しており国際的に整合性のとれたものとなっていないため、国・地域毎に異なる方法で試験する必要がある。

これを踏まえ、日本の議論主導のもと、平成 26 年３月の第 162 回国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP※）」の世界統一技術規則が採択されたところであり、WLTP の速やかな国内導入が望まれる。

したがって、「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）」の速やかな国内導入について中央環境審議会等で検討し、結論を得次第導入する。

※WLTP: Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedures。WLTP により、一度の試験で複数の国・地域での認証に必要なデータが取得可能となる。

オ　米国、欧州等との航空安全に関する相互承認の推進【平成 26 年度以降継続実施】

航空機の安全性の証明や航空従事者の技能証明等については、航空安全に関する相互承認協定（BASA）を締結することで、我が国との同等性が確認された部分については改めて審査することなく外国の証明を受け入れることが可能となる。しかし現時点では、米国等との間で、航空機材に係る相互承認協定を締結しているのみである。

したがって、米国等との間で、既に締結済みの航空機材以外の分野（乗員資格、整備施設、シミュレーター等）において、相互承認の協議を推進する。また、欧州との間で、相互承認の新規締結に向けた協議を推進する。

カ　電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速

電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準（J 規格）は、国際標準である IEC 規格と整合性をとることとされているが、一部の品目は最新の IEC 規格に整合されていない（例えば AC アダプタに関する J60950-1（H22））。このために、国内外での販売を予定している製品の設計に当たって苦慮することがあるとの指摘がある。

したがって、以下の取組を行う。

a　J 規格の最新の IEC 規格への整合化【措置済み】

情報通信機器の J 規格のうち、AC アダプタに関する J60950-1（H22）を含め、最新の国際標準である IEC 規格との整合が図られていないものについて、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループでの議論、パブリックコメント等を踏まえ、IEC 規格に整合させる。

b　J 規格と最新の IEC 規格の迅速な整合化の推進【平成 26 年以降継続実施】

今後 IEC 規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該 IEC 規格に整合した JIS 等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準（J 規格）に反映させる。

キ　輸入食品等を対象とする検疫時の自主検査頻度の見直し【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

輸入食品の検疫について、「輸入食品監視指導計画」に基づき、輸入を行う営業者は定期的な自主検査の実施が指導されている。厚生労働省の内規によると定期的とは、原則年 1 回とする運用がなされており、自主検査が輸入を行う営業者にとって過大な負担を伴っているとの指摘がある。

したがって、輸入食品監視指導計画に基づく、輸入食品等の自主検査の実施頻度については、過去の実績等を参考に違反事例が認められず、製造施設の衛生管理状況が保たれている等の食品は自主検査の頻度を緩和し、また、違反が認められる等の食品については指導強化を行うなど、リスクベースでの適切な自主検査の頻度について検討し、結論を得る。

ク　18GHz 帯送信空中線の開口径の規制見直し【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

日本の無線設備規則においては、18GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件として、送信空中線の開口径が 1.2m 以下と制限されている。このため、これよりも大きな開口径を持ちコストが安く済む海外の送信空中線の輸入ができず、また日本製品の輸出についても国際競争において不利な立場に置かれている。

したがって、18GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件のうち、送信空中線の開口径の規制見直しについて検討し、結論を得る。

ケ　特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大

a　防爆構造電気機械器具【労働安全衛生法の一部を改正する法律案の施行までに措置】

防爆構造電気機械器具を輸入する際に、指定外国検査機関が発行する、当該器具が電気機械器具防爆構造規格に適合していることを明らかにする書面を添付することで、国内での実機による試験を省略することができる。

しかしながら、そのような場合であっても、日本の登録検定機関による型式についての検定は必要とされており、相応の期間を要し、設備新設・改造などの大きな妨げとなっているとの指摘がある。

したがって、外国に立地する機関が、防爆構造電気機械器具等の型式についての検定を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、労働安全衛生法の一部を改正する法律案が成立した場合には、所要の措置を講ずる。

b　第一種圧力容器【労働安全衛生法の一部を改正する法律案の施行までに措置】

第一種圧力容器を輸入する際に、指定外国検査機関が発行する、当該容器が圧力容器構造規格に適合していることを明らかにする書面を添付することで、国内での実機による試験を省略することができる。

しかしながら、そのような場合であっても、日本の登録検査機関による検査は必要とされており、相応の期間を要しているとの指摘がある。

なお、製造者は外国において日本の登録検査機関の検査を受けることができ、その場合には日本に輸入する際に検査は不要となるが、日本の登録検査機関が外国に赴いて検

査を実施する必要がある。

したがって、外国に立地する機関が、第一種圧力容器等の検査を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、労働安全衛生法の一部を改正する法律案が成立した場合には、所要の措置を講ずる。

コ　動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大【平成 26 年度継続検討、平成 27 年度を目処に結論、結論を得次第措置】

製造されるワクチンの品質を一定水準に保つための製造体系であるシードロットシステム（※）について、平成 20 年より動物用ワクチンに導入されているところである。

しかし、組換ワクチンは現状ではシードロットシステムの対象となっておらず、当該対象に含めるべきとの指摘がある。

したがって、組換ワクチンへのシードロットシステムの導入のため、品質を確保するための検査方法等の検討を進め、その結果を踏まえて、関係法令に反映させていく。

（※）ワクチン製造工程の上流段階（製造用ワクチン株及び細胞株）での規格や品質検査等を厳格化することにより製品の品質向上及び安定化を図ることで、下流段階（最終製品）での品質検査を合理化する仕組み。これに基づいて製造されたワクチンは、輸入品も含め個別の検定が原則不要となる。

サ　食用動物に用いるワクチンの使用制限期間の見直し【平成 26 年度検討・結論・措置】

食品としての安全性を確保する等の観点から、食用動物にワクチンを用いた場合には、ワクチン接種後に出荷が制限される期間（使用制限期間）が設けられている。しかし、日本の使用制限期間は欧米に比べて大幅に長く設定されているために、革新的で有用なワクチンの使用の妨げになっているとの指摘がある。

したがって、食用動物に用いられるワクチンについて、欧米における使用制限期間の設定の考え方も参考に、使用制限期間の設定を見直す。

シ　家庭用品品質表示の国際整合化

家庭用品に関しては、その品質の表示の適正化を図ることによって、一般消費者の利益を保護するため、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品の 4 部門のうち対象となる 90 品目を政令で指定し、品質表示の方法等について定めがある。

一方で、表示義務がある品目や表示内容は、昨今の製品の多様化・高度化・複雑化や、国内企業・外国企業のグローバル化、一般消費者の品質表示に対する意識の向上などの諸環境の変化を踏まえた適正な制度になっていないとの指摘がある。

したがって、以下の取組を行う。

a　指定品目の見直し【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。

b　表示内容の見直し【平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降平成 28 年度までに順次結論、結論を得次第順次措置】

各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。

c　表示・試験方法の見直し、海外への情報発信【平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降結論を得次第順次措置】

消費者の利益の擁護及び増進の観点を基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法（下位規範を含む。）を英文化する。

ス　家庭用品品質表示の実効性確保【平成 26 年度措置（平成 27 年度以降継続実施）】

家庭用品品質表示法に違反した表示がなされている場合は、罰則の措置等が定められ、業者に対して適正な表示を求めている。一方で、自治体が行う立入検査等にばらつきがあることなどで、市場には法を順守していない製品が流通しているとの指摘がある。

したがって、立入検査の実効性を高め、消費者保護の向上を図る観点から、全国の地方公共団体の立入検査の実態を把握し、執行実績が少ない地方公共団体に対し、執行上のアドバイスなどの支援を行うとともに、そのフォローアップを行う。

⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化

ア　新 KS/RA 制度に係る事業者負担の軽減【平成 26 年度検討開始】

平成 24 年 12 月より、米国の要求に基づき、米国向け旅客便に搭載される航空貨物について、安全性を担保するために、米国と同等以上の航空保安体制で爆発物検査を実施することのできる新 KS/RA 制度が導入された。さらに平成 26 年４月より、同制度の対象が、全世界向けの旅客便に搭載される航空貨物に適用拡大されたところ。

荷主及び物流事業者等からは、新 KS/RA 制度の要件（米国と同等以上の保安体制により航空貨物の爆発物検査を行う要件）が厳しすぎるとの指摘がある。

本制度は米国の要求により導入されたものであり、制度の見直しに当たっては米国保安当局との調整が必要となるが、荷主及び物流事業者の負担軽減を図るべく、適宜、主要な荷主や物流事業者等との意見交換を実施しながら、セキュリティの確保に十分配慮をした上で、効率的な検査制度を構築することについて検討する。

イ　輸出申告内容の船積後修正の簡素化【措置済み】

輸出許可後の数量等の申告内容の修正手続について、船積情報登録又は出港予定年月日までに修正する場合にはシステム（NACCS）を使用して行うことができるのに対し、それ以降に修正する場合には所管税関に書類を持参しなければならないなど、対応負担が重いとの指摘がある。

したがって、輸出者が船積後に数量等の申告内容を NACCS で修正を行うことを可能とするよう措置を行う。

ウ　化粧品輸入時の手続の簡素化

a　「輸入変更届」の添付資料の廃止【平成 26 年措置】

化粧品を輸入する場合、「化粧品製造販売業（製造業）許可」（都道府県知事宛て）の申請、「化粧品製造販売届書」（都道府県知事宛て）の届出、「化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書」（PMDA 宛て）及び「製造販売用化粧品輸入届書」（地方厚生局宛て）の提出が必須とされている。

５年ごとの「化粧品製造販売業（製造業）許可」の更新による「輸入変更届書」提出時に、既に提出している「輸入届」全量の写し、「製造販売業許可書」の写し等の添付が求められ、事業者の過度の負担になっているとの指摘がある。

したがって、医薬品等輸出入手続オンラインシステムの導入に合わせ、「化粧品製造販売業（製造業）許可」の５年ごとの更新に際して必要とされる「輸入変更届」の届出を行う際、届出済の「輸入届」の写し等の添付を不要とする。

b　「輸入届」の届出手続に係る添付資料の簡素化【平成 26 年検討・結論・措置】

製造販売用化粧品輸入届書の地方厚生局への届出時に「製造販売業（製造業）許可証」、「化粧品製造販売届書」、「化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書」の写しの添付が求められているが、これら添付資料は、厚生労働省の医薬品等申請・審査システムに情報が蓄積されているにもかかわらず、化粧品輸入届書の届出時にも再度写しの添付が求められ、事業者の過度の負担になっているとの指摘がある。

したがって、化粧品輸入に係る製造販売用化粧品輸入届書の届出時における書類（製造販売業（製造業）許可証、化粧品製造販売届書、化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書）の添付について、その写しの一部の添付を不要とするなど、事業者の負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。

c　輸入事業者の事務処理負担の軽減【平成 26 年検討・結論・措置】

化粧品の輸入事業者は、都道府県に提出済みの「化粧品製造販売届書」と重複した内容を、「製造販売用化粧品輸入届書」で地方厚生局にも二重に届け出なければならないため、国内製造会社と比べて事務処理負担が重いとの指摘があり、事務処理の負担軽減が求められている。

したがって、化粧品輸入事業者の事務処理負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。

エ　輸入貨物の部分品の返送に当たり個別の輸出許可が不要となる範囲の明確化【平成 26 年度検討・結論・措置】

大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがある貨物等を輸出しようとする場合には事前に許可が必要だが、「輸入された貨物の種類、品質（故障を含む）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」に該当する場合には、特別一般包括許可を取得することにより個別に許可申請を行うことなく輸出を行うことが可能である。

しかしながら、上記「輸入者の予期しなかったもの」の範囲が明確でないため、輸入された貨物の部分品等の返送に際して個別の許可申請を余儀なくされているとの指摘がある。

したがって、特別一般包括許可が適用される「輸入された貨物の種類、品質（故障を含む）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」の範囲の明確化を検討し、結論を得る。

オ　盗難車部品の不正輸出防止【平成 26 年度検討・結論・措置】

自動車リサイクル法上の許可を受けた解体業者は、製品の原材料として利用するものとして輸出する場合に限り、解体した自動車の部品を輸出することができる。しかしながら、自動車は一旦部品に解体されてしまうとその部品が盗難車のものか判別する手立てがないため、盗難車の解体部品が不正に輸出されるおそれがある。

これに対し、新潟港では独自に盗難車の部品の不正輸出を防止するため、通関手続時において自動車リサイクル制度に基づく電子マニフェストの提示を義務付けており、今後こうした取組を全国に拡大すべきであるとの指摘がある。

したがって、例えば自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストの利用の可能性も含め、

盗難自動車の部品の不正輸出を監視する体制を全国で整備することについて検討し、結論を得る。

カ　輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組が行われてきたところであり、今後は平成 29 年度の次期 NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）等の稼働時までに通関手続に係る電子手続の原則化などに取り組むことが予定されている。

一方、業務の効率化や出荷リードタイム短縮を通じた競争力向上の観点から、こうした取組を現行の計画（平成 29 年 10 月までに実施予定）より前倒しし、可及的速やかに導入・実施すべきとの指摘がある。

したがって、通関関係書類の電磁的記録による提出の実施状況、諸外国や民民間の貿易取引の電子化の状況及び電子技術の進展や国際物流の動向を踏まえて、通関関係手続をどの程度まで電子化するのが適切であるかを検討し、可能なものから順次実施する。

キ　EPA における自己証明制度の導入拡大【平成 26 年度以降継続実施】

EPA に基づく輸出に際しては特定原産地証明書が必要となるが、EPA で認定輸出者自己証明制度を導入している場合には、認定輸出者が自ら原産地証明書を作成することができる。しかしながら、現時点において当該制度は日スイス、日ペルー、日メキシコ EPA でしか導入されておらず、他の EPA での導入を求める声がある。

したがって、新規 EPA 交渉、既存 EPA の再協議において、相手国の事情・要望等を考慮しつつ、自己証明制度の更なる拡大に取り組む。

ク　他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進【平成 26 年度検討・結論・措置】

石炭灰などの産業廃棄物を輸出する場合には「国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること」等の条件を満たす必要があるが、これを満たしていることについて環境大臣の確認に時間がかかる上、当該条件について輸出先企業の理解が得られず、海外で再生利用するニーズがあるにもかかわらず輸出を断念せざるを得ない場合が多いとの指摘がある。

したがって、「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得る。

ケ　重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

重水素及び重水素化合物は核兵器等の開発に用いられるおそれがあることから、これらを輸出する際には経済産業省の許可を得ることとされているが、医薬品開発に使用するなどごく少量の場合であっても例外とならず、過度の負担が生じているとの指摘がある。

したがって、重水素及び重水素化合物の輸出規制について、国際レジーム（NSG）における規制の趣旨や米国など諸外国の状況を踏まえ、より合理的な制度の在り方について、引き続き検討していく。

⑥入管政策の改定

ア　訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し【平成 26 年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、タイ及びマレーシア向けの

ビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間の延長が平成25年7月より実施された。また、中国については、平成23年7月より沖縄を訪問する個人観光客、平成24年7月より東北3県を訪問する個人観光客に対して、沖縄振興・震災復興の観点から数次ビザが発給されているところである。訪日外国人旅行者数を2030年に3,000万人超とするという「日本再興戦略」で掲げた目標を達成し、観光立国を実現するためには、治安や受入れ体制の強化等に配慮しつつ、さらなる査証発給要件の緩和、見直しを図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、今後の更なるビザ発給要件緩和について、各国との二国間関係、外交的意義、治安等への影響等を総合的に勘案し、観光立国の実現に向けた検討を加速する。

イ　寄港地上陸許可手続の運用改善【平成26年度措置】

寄港地上陸許可制度における上陸許可要件は「入国・在留審査要領」により規定されているが、当該要件にない「既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあること」あるいは「出国予定便が最も早い便でないこと」のみをもって不許可とされる事例があるとの指摘がある。法務省も「それのみをもって不許可とすることはない」との立場であり、その旨が現場に周知される必要がある。

したがって、寄港地上陸許可の審査において、「既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあること」あるいは「出国予定便が最も早い便でないこと」のみをもって不許可とするものではない旨を、各入国管理局に対し改めて周知する。

ウ　トランジット・ビザ発給方法の見直し【平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

我が国を経由して外国に向かう旅行者に我が国での最大14日間の滞在を認める、いわゆるトランジット・ビザ制度があり、あらかじめ本人が領事館等に赴き申請・取得する必要がある。申請・発給にあたっては、不法入国等を未然に防止することを前提としつつも、諸外国の状況を踏まえ、可能な限り訪日外国人旅行者の利便性向上を図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。

エ　クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し　※国際先端テスト実施事項

a　手続の円滑化【平成26年度検討･結論・措置】

出入国管理及び難民認定法改正により、新たな特例上陸許可である「船舶観光上陸許可」が設けられ、簡易な手続（顔写真の撮影の省略等）による上陸審査の対象となるクルーズ船の範囲が拡大されるとともに、航空機で入国し「短期滞在」の在留資格を与えられた外国人が、クルーズ船で出国し、一定期間内に当該クルーズ船で再入国する場合には、原則として再入国許可を受けることを要しないものとされる等、クルーズ船の外国人乗客の負担を軽減する制度が導入される。

今後、その具体的な基準･運用を定めるに当たっては、これらの制度が訪日外国人旅行者の増加に高く寄与するものとなるよう、外国人旅行者やクルーズ船運行会社等のニーズを踏まえた検討が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により措置される入国審査手続の円滑化について、その具体的な基準・運用等を定めるに当たり、外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人旅行者の増加、クルーズ船寄港誘致競争の優位化を実現する観点

からも検討し、結論を得る。

b　海外臨船審査の導入･拡大【平成 26 年度以降も引続き検討、結論を得たものから順次措置】

クルーズ船の誘致に係る近隣諸国との競争を勝ち抜き、訪日外国人旅行者の一層の増加を目指すには、上陸審査のさらなる簡素化、海外臨船審査の導入による入港前審査の実現等、外国人乗客のさらなる負担軽減を求められている。

この観点から、前寄港地等から入国審査官が乗船し、本邦への入港前に外国人乗客に対する審査を行う海外臨船審査は、着岸後の審査時間を短縮するために効果的な方策であり、その導入･拡大を図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、クルーズ船の外国人乗客に対する海外臨船審査の導入・拡大について、公海上で入国審査手続を可能にするために船籍国との協議を加速するなど、所要の措置について検討する。

c　クルーズ･カード等の旅券に代わる文書による入国【平成 26 年度検討・結論】

クルーズ･カードは、クルーズ船の運航会社が旅券原本による本人確認を行った上で乗客に発行する、身分証明書に当たるカードである。韓国では、韓国を最終目的地としない通過客は、クルーズ･カードのみを所持していれば入国が可能であるほか、欧州等の諸外国においてもクルーズ･カードでの入国が認められる場合があり、外国人乗客の負担軽減に効果的であることから、我が国においても同様の制度を設けるべきではないかとの指摘がある。

したがって、クルーズ船の運航会社が発行するクルーズ･カード等の旅券に代わる文書による入国その他のクルーズ船乗客の負担軽減のための入国等手続の簡素化について検討し、結論を得る。

d　個人識別情報取得の更なる簡素化【平成 26 年度検討・結論】

入国審査の際の指紋採取は、テロリスト等の不法入国を水際で阻止するために必要とされる一方、入国審査の際に指紋採取を行っているのは米国、韓国、日本の３か国のみである。その中でも韓国はクルーズ船の外国人乗客に対する指紋採取を行っておらず、日本が指紋採取を行うことで外国人乗客に悪印象を与えている可能性がある。

したがって、クルーズ船の外国人乗客に対する入国審査において、指紋採取を省略することの是非について検討し、結論を得る。

オ　高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住に要する在留歴の短縮の早期実現【平成 26 年度検討・結論・措置】

今国会における出入国管理及び難民認定法改正により、在留資格「高度専門職」が新設され、「その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令に定める基準に適合するもの」(高度専門職第２号)の在留期間を無期限とする等の制度が導入される。今後、当該在留資格の具体的な基準を定めるに当たっては、「我が国産業競争力の維持・強化と持続的な経済成長を実現していくためには、多様な価値観や発想、知識・能力・経験を有する外国人材を一層積極的かつより幅広く受け入れていくための環境整備が必要」との産業界の要請を踏まえた早期の基準整備が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「高度専門職第２号」について、その基準を定めるに当たり、有能な外国人材が我が国でより長期にわたり活躍できるようにする観点からも検討し、結論を得る。

カ　『総合職』に適した在留資格の創設【平成 26 年度検討・結論・措置】

今国会における出入国管理及び難民認定法改正により、在留資格「人文知識・国際業務」と「技術」を統合した在留資格「技術・人文知識・国際業務」が新設される。今後、当該在留資格の具体的な基準を定めるに当たっては、いわゆる「総合職」として、留学生であるか否か、さらには国籍を問わず、優秀な産業人材を育成・確保することが可能となるよう、企業（産業界）のニーズを踏まえた検討が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、その基準を定めるに当たり、企業における人材活用の在り方の多様化も踏まえて検討し、結論を得る。

キ　カテゴリー１又は２の就労系在留資格者と同居する『家族滞在』者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化【平成 26 年度検討・結論・措置】

カテゴリー１又は２に該当する企業において就労する外国人からの在留資格認定証明書交付申請については、提出資料を大幅に簡素化して迅速処理を行うこととしており、当該外国人の被扶養者について同時申請がなされた場合についても、扶養者との関係及び扶養能力に疑義がない限りは、家族単位で審査して、同様に迅速処理を行って家族同時に入国できるような運用を行っている。

一方、被扶養者単独で申請される場合（子が通う学校の事情等により、やむなく後日家族を呼び寄せる場合等）には迅速処理の対象とならず、当該被扶養者の来日に際し具体的な日程調整に支障をきたしているとの指摘がある。

したがって、カテゴリー１又は２に該当する企業において就労する外国人の被扶養者について、単独で申請した場合であっても、扶養者がカテゴリー１又は２に該当する企業において就労している者であることが証明され、かつ扶養者との関係及び扶養能力に疑義がない場合には、当該外国人と同時申請された時と同様に迅速処理をする方向で検討し、結論を得る。

ク　日本人女性の就労を促す家事支援策の検討（外国人家事支援人材の活用）【平成 26 年度検討開始】

女性の活躍促進に向けて、「働きたくても働けない」人が、働く機会をえられるような環境整備を進めるために、家事等の負担を軽減する家事支援サービスの利用を容易にする方策が必要であり、その一環として外国人による家事支援サービスの提供を可能とすべきとの指摘がある。

したがって、女性の活躍推進等の観点から、外国人家事支援人材については、国家戦略特区の枠組みの中で、十分な管理体制の下で活用する仕組みの検討を進める。

⑦国内外投資増加に向けた金融機関規制の見直し

ア　異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁【平成 26 年度検討・結論・措置】

市場規模の拡大が期待されるイスラム金融のうち「金銭の貸付けと同視すべきもの」は、平成 20 年 12 月の銀行法施行規則改正により、銀行の子会社による取扱いが認められた。一方、銀行本体については、法令等に銀行の子会社と同様の規定がないため、取扱いの可否判断が困難であり、銀行本体が海外支店等においてイスラム金融関連取引を提供するに当たっての障害になっているとの指摘がある。

したがって、イスラム金融関連取引について、銀行本体による提供が容認される形式、遵守すべき事項等を検討し、指針等により公表する。

イ　スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加【平成 26 年度措置】

貿易保険法に基づく独立行政法人日本貿易保険の付保対象には、邦銀が行う地場通貨とドル等に関する為替スワップ契約等は該当しない。新興国でのプロジェクトファイナンスの組成のためには、非常危険及び信用危険に係る為替スワップ契約等を付保対象とし、邦銀の新興国案件の対応力を強化すべきとの指摘がある。一方で貿易保険制度については、その 9 割が政府の貿易保険特別会計が再保険として担っていることから、為替スワップ契約等に係る付保対象の拡大には慎重な意見もある。

したがって、スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加について、諸外国における貿易保険制度の状況を踏まえつつ、関係業界、独立行政法人日本貿易保険及び経済産業省で 3 者協議の場を設ける。

ウ　海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和（対内直接投資からの除外）【平成 26 年度上期措置】

海外での募集・売出しの引受時に、海外の引受証券会社による引受が転売を目的とした一時的な取得にもかかわらず事前届出が必要な対内直接投資等に該当する場合があり、その場合は審査が終了するまで引受を実行することができない。万が一、代金払込・受渡期限までに不作為期間の終了が間に合わない場合には、募集・売出しの中止等が発生する可能性があるとの指摘がある。

したがって、海外での募集・売出しに係る証券会社による引受（議決権行使をしないものに限る。）に伴う株式の取得について、外国為替及び外国貿易法第 27 条に基づく対内直接投資等に係る事前届出の対象から除外する。

エ　保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大【平成 26 年度措置】

保険会社による外国会社の買収時は、買収対象会社が保険会社の場合、当該会社が他業子会社（保険会社の子会社に認められていない業務を営む会社）を保有していても特例により買収可能である（ただし他業子会社は 5 年以内に処分する必要あり）が、買収対象会社が資産運用会社等の場合には、当該会社が保有する他業子会社を売却等した後でなければ買収することができない。

このため、国内保険会社が海外進出に当たり欧米の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれている。

したがって、保険会社が外国の銀行、有価証券関連業、信託業、金融関連会社等を買収する場合、当該銀行等が保有する他業子会社についても一定期間保有を認めるよう、所要の措置を講ずる。

⑧貿易に係る物流の効率化

ア　コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準の統一【平成 26 年度措置】

一般的制限値を超える車両は、道路の通行が禁止されているが、道路管理者がやむを得ないと認める場合に限り必要な条件を付して通行の許可がなされている。

国内貨物を積載するコンテナ車両は、貨物を開封し、減載することができることから、セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可上限値を 10t とされている。一方で、国際海上コンテナを積載するセミトレーラ連結車は、貨物を開封して減載することができないという特殊性を考慮して、道路構造物への影響があるものの、駆動軸重を 11.5t まで特例として認められている。

このため、国内貨物を積載するコンテナ車両は国際海上コンテナを積載する車両に比べて軽い貨物しか輸送できず、イコールフッティングになっていないことから、基準の統一が求められている。

したがって、国際海上コンテナを積載する車両と国内コンテナを積載する車両の特殊車両通行許可の基準については、他のバン型等のセミトレーラ連結車も含めて基準の統一を行う。

なお、道路を傷める重量を違法に超過した大型車両への取締りを強化するなどの取組も実施する。

III　規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省（以下「規制所管府省」という。）が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築すべきである。

1　具体的なシステムの考え方

（1）見直し基準

①見直し対象

見直し対象については、規制（注１）のうち、法律、法規命令（注２）、通知・通達等（注３）の形式により制度化されたもの（その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下「見直し対象規制」という。）とすべきである。見直し対象規制には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「平成 18 年決定」という。）に基づき規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定された規制を含むものとすべきである。

（注１）「規制」とは、国及び地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。

（注２）「法規命令」とは、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示を指す。

（注３）「通知・通達等」とは、通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のものを指す。

②見直しの視点

見直しの視点については、「規制改革推進のための３か年計画（再改定）」（平成 21 年３月 31 日閣議決定）及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとすべきである。

ⅰ　経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
ⅱ　許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
ⅲ　検査の民間移行等規制方法の合理化
ⅳ　規制内容・手続について国際的整合化の推進
ⅴ　規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
ⅵ　事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
ⅶ　許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
ⅷ　規制制定手続の透明化
ⅸ　不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

見直し対象規制のうち、法令等（注４）に「見直し条項」（一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項）がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長５年とすべきである。規制所管府省は、平成 18 年決定に基づき設定された規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が５年を超えるものを含め必要に応じ再設定すべきである。

（注４）「法令等」とは、法律、法規命令、通知・通達等を指す。

（2）見直しの実効性を担保する仕組み

見直しの実効性を担保するため、規制所管府省による規制の見直し結果及び見直しの進捗状況について、①公表を義務付けることにより見直し過程の透明化を図るとともに、②定期又は随時に規制改革会議へ報告することを義務付けることにより規制改革会議において見直し過程を管理すべきである。

（３）規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。別紙イメージ参照）を整備すべきである。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

①規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とすべきである。

・作成責任者の役職及び氏名
・規制目的及び規制内容の概要
・規制と関連する予算
・規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）
・規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
・次の見直し時期
・規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令（法律、法規命令）の委任の範囲との関係（根拠条項及び委任の範囲に入る理由）

②規制シートの作成単位

規制シートについては、規制の根拠となる法律ごとに作成することとし、当該法律に内容、形式、規制対象等（以下「内容等」という。）を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成すべきである。法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、上記の法律ごとの規制シートのうち関連する規制シートに記載すべきである。なお、法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、最上位の形式ごとに規制シートを作成すべきである。

（４）「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加すべきである。

２　規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

（１）規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革

規制所管府省による主体的・積極的な規制改革を推進するため、規制シート及び政策評価結果を活用し、次の①から④に取り組むべきである。

①規制所管府省は、規制シートを作成（関連する政策評価結果も活用）
②規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及びその作成状況・作成予定を、定期的（年に１回程度）に規制改革会議に送付し、公表
③規制改革会議は、規制シート等について、必要に応じ、規制所管府省をヒアリングし、「意見」等を表明
④規制所管府省は、規制シートの記載内容について、
・③のヒアリング、「意見」等の表明、
・規制改革ホットラインに寄せられた提案事項等、
・当該シートに記載された規制の見直し時期における見直し
などを踏まえ、必要に応じ修正し、規制改革会議へ送付の上、公表

（２）規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応すべきである。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成すべきである。

また、規制シートの作成状況の把握については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討すべきである。

（３）規制改革担当大臣と総務大臣との連携

規制改革の推進のため、規制改革担当大臣と総務大臣は連携すべきである。この連携の下で、次の①から③に取り組むべきである。

①規制改革担当大臣は、重要な規制改革事項(注)を総務大臣へ通知

②総務大臣は、重要な規制改革事項に関連する政策評価に対する点検結果を規制改革担当大臣へ通知

③総務大臣は、重要な規制改革事項に関し、必要に応じ行政評価等を実施

(注)重要な規制改革事項については、規制改革会議における最優先審議事項を踏まえ、規制改革担当大臣が決定する。

（４）規制所管府省の主体的な取組の評価

規制改革担当大臣は、規制所管府省による規制改革を促進するため、規制所管府省の主体的な取組を積極的に評価するとともに、これを各府省に共有する等の方策について検討すべきである。

規制シート（イメージ）

（別紙）

（シートのID）

規制の名称		所管府省	
根拠法令等		担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	
規制目的			
規制内容の概要		関連する予算	
規制の最近の改廃経緯		関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由		規制の維持、改革又は新設の別	
（規制を改革する場合の改革の方向性）			
見直し条項			
次の見直し時期			

規制シート（通知・通達等の委任根拠等）（イメージ）

（別添）

（通知・通達等のID）　　（規制シートのID）

通知・通達等の名称（発信者等を含む。）	
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	

（参考資料１）

規制改革会議委員名簿

議　　長	岡　　素　之	住友商事株式会社相談役
議長代理	大　田　弘　子	政策研究大学院大学教授
	安　念　潤　司	中央大学法科大学院教授
	浦　野　光　人	株式会社ニチレイ相談役
	大　崎　貞　和	株式会社野村総合研究所主席研究員
	翁　　百　合	株式会社日本総合研究所理事
	金　丸　恭　文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
	佐久間　総一郎	新日鐵住金株式会社代表取締役副社長
	佐々木　かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
	滝　　久　雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
	鶴　　光太郎	慶応義塾大学大学院商学研究科教授
	長谷川　幸　洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹
	林　　いづみ	永代総合法律事務所弁護士
	松　村　敏　弘	東京大学社会科学研究所教授
	森　下　竜　一	大阪大学大学院医学系研究科教授

専 門 委 員 名 簿

■健康・医療ワーキング・グループ

滝口　　進	日本メディカルビジネス株式会社代表取締役／東京女子医科大学第二外科非常勤講師
竹川　節男	医療法人社団健育会理事長
土屋　了介	地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長
松山　幸弘	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹／経済学博士

■雇用ワーキング・グループ

島田　陽一	早稲田大学理事・法学学術院教授
水町勇一郎	東京大学社会科学研究所教授

■創業・ＩＴ等ワーキング・グループ

川本　　明	慶應義塾大学経済学部教授
久保利英明	日比谷パーク法律事務所代表／弁護士
小林三喜雄	花王株式会社購買部門企画部戦略企画グループシニアエキスパート
圓尾　雅則	ＳＭＢＣ日興証券株式会社マネジングディレクター

■農業ワーキング・グループ

北村　歩	株式会社六星取締役
田中　進	農業生産法人・株式会社サラダボウル代表取締役
本間　正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
松本　武	株式会社ファーム・アライアンス・マネジメント代表取締役／農業生産法人松本農園プロジェクトマネージャー
渡邉　美衡	カゴメ株式会社取締役常務執行役員・経営企画本部長

■貿易・投資等ワーキング・グループ

道垣内正人	早稲田大学法科大学院教授

各ワーキング・グループの構成員

（◎：座長
○：座長代理）

ワーキング・グループ	構成員	
■健康・医療 ワーキング・グループ	◎翁　百合　委員 ○林　いづみ　委員 金丸　恭文　委員 佐々木かをり　委員 森下　竜一　委員	滝口　進　専門委員 竹川　節男　専門委員 土屋　了介　専門委員 松山　幸弘　専門委員
■雇用ワーキング・グループ	◎鶴　光太郎　委員 ○佐々木かをり　委員 浦野　光人　委員 大崎　貞和　委員 佐久間総一郎　委員	島田　陽一　専門委員 水町勇一郎　専門委員
■創業・IT 等 ワーキング・グループ	◎安念　潤司　委員 ○滝　久雄　委員 翁　百合　委員 佐久間総一郎　委員 松村　敏弘　委員 森下　竜一　委員	川本　明　専門委員 久保利英明　専門委員 小林三喜雄　専門委員 圓尾　雅則　専門委員
■農業ワーキング・グループ	◎金丸　恭文　委員 ○浦野　光人　委員 滝　久雄　委員 長谷川幸洋　委員 林　いづみ　委員	北村　歩　専門委員 田中　進　専門委員 本間　正義　専門委員 松本　武　専門委員 渡邉　美衡　専門委員
■貿易・投資等 ワーキング・グループ	◎大崎　貞和　委員 ○松村　敏弘　委員 安念　潤司　委員 長谷川幸洋　委員	道垣内正人　専門委員

（参考資料２）

規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過(平成 25 年７月以降)

【規制改革会議】

第 13 回	H25.7.26	・規制改革会議の進め方、規制改革ホットライン運営方針
第 14 回	H25.8.22	・当面の最優先案件 ・革新的医薬品・医療機器の価格算定ルールに関する意見 ・農地中間管理機構(仮称)
第 15 回	H25.9.12	・一般用医薬品のインターネット販売に関する意見 ・農地中間管理機構（仮称） ・ワーキング・グループの検討項目
第 16 回	H25.9.19	・農地中間管理機構（仮称）に関する意見 ・労働者派遣制度 ・重点的フォローアップ事項への取組方針
第 17 回	H25.10.4	・労働者派遣制度に関する意見
第 18 回	H25.10.24	・重点的フォローアップ事項 ・保険診療と保険外診療の併用療養制度
第 19 回	H25.10.31	・一般用医薬品のうちスイッチ直後品目等の取扱いについて
第 20 回	H25.11.19	・一般用医薬品のインターネット販売 ・保険診療と保険外診療の併用療養制度
第 21 回	H25.11.27	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立 ・今後の農業の改革方向について ・「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について
第 22 回	H25.12.5	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立 ・保険診療と保険外診療の併用療養制度 ・労働時間法制の見直しに関する意見 ・ジョブ型正社員の雇用ルール整備に関する意見
第 23 回	H25.12.20	・「保険診療と保険外診療の併用療養制度」改革の方向性について ・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立に関する論点整理 ・医療提供体制に関する意見 ・省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し ・IT 関連の規制改革事項について
第 24 回	H26.1.21	・保険診療と保険外診療の併用療養制度 ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築
第 25 回	H26.2.4	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立 ・省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し
第 26 回	H26.2.28	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立の更なる論点 ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築
第 27 回	H26.3.17	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立 ・医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築に関する意見 ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築及び省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し
第 28 回	H26.3.27	・選択療養制度（仮称）の創設について（論点整理） ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築（規制の PDCA）に関する意見
第 29 回	H26.4.16	・選択療養（仮称）における手続き・ルール等の考え方（論点整理②） ・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立に関する意見
第 30 回	H26.4.23	・選択療養（仮称）の趣旨、仕組み及び効用について ・今後の公開ディスカッションの開催に向けて
第 31 回	H26.5.12	・ダンスに係る風営法規制の見直しに関する意見 ・ビッグデータ・ビジネスの普及
第 32 回	H26.5.22	・パーソナルデータに関する意見 ・農業改革に関する意見 ・労働時間規制の見直し
第 33 回	H26.5.28	・保険外併用療養制度における新たな仕組みに関する意見

第 34 回	H26.6.6	・タクシー規制 ・答申の素案 ・国際先端テスト
第 35 回	H26.6.13	・答申とりまとめ ・改正タクシー特措法の特定地域に係る指定基準に関する意見 ・規制改革実施計画のフォローアップの結果

【健康・医療ワーキング・グループ】

第６回	H25.7.31	・電子レセプト等の活用による保険者機能の強化等 ・革新的な医薬品及び特定医療材料の価格算定ルール等の見直し
第７回	H25.9.5	・医療法等の改正 ・健康・医療ワーキング・グループの検討項目
第８回	H25.9.11	・一般用医薬品のインターネット販売に関するフォローアップ
第９回	H25.9.30	・支払基金と国保連の役割分担の見直し ・レセプト帳票の見直しなど分析可能なデータの整備 ・保険者による直接審査の推進
第 10 回	H25.10.9	・最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築
第 11 回	H25.10.21	・最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築 ・支払基金と国保連の役割分担の見直し
第 12 回	H25.11.8	・在宅医療・在宅介護の推進 ・最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築
第 13 回	H25.11.26	・在宅医療・在宅介護の推進 ・医療機関の業務及びガバナンス ・支払基金と国保連の役割分担の見直し
第 14 回	H25.12.18	・医療提供体制
第 15 回	H26.1.9	・セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し ・医療機関の業務及びガバナンス
第 16 回	H26.1.30	・セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し
第 17 回	H26.2.18	・医療機関の業務及びガバナンス
第 18 回	H26.3.6	・セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し
第 19 回	H26.3.28	・医療関連従事者の役割分担の見直し
第 20 回	H26.4.15	・医療関連従事者の役割分担の見直し ・医療情報の利活用のための工程表の策定
第 21 回	H26.5.1	・重点的フォローアップ事項の進捗 ・ホットライン再検討案件状況報告
第 22 回	H26.5.26	・国際先端テスト結果報告 ・規制改革実施計画の進捗状況

【雇用ワーキング・グループ】

第８回	H25.8.29	・雇用ワーキング・グループの今後の進め方、検討項目
第９回	H25.9.13	・労働者派遣制度
第 10 回	H25.9.25	・労働者派遣制度
第 11 回	H25.10.11	・労働時間法制
第 12 回	H25.10.23	・労働時間法制
第 13 回	H25.10.31	・労働時間法制
第 14 回	H25.11.5	・ジョブ型正社員 ・労働時間法制 ・国家戦略特別区域法の検討状況
第 15 回	H25.11.21	・ジョブ型正社員 ・労働時間法制
第 16 回	H25.12.16	・労働者派遣制度
第 17 回	H26.1.24	・有料職業紹介事業等
第 18 回	H26.1.29	・個別労働関係紛争の実態
第 19 回	H26.2.19	・ハローワークの取組等 ・個別労働関係紛争
第 20 回	H26.2.27	・有料職業紹介事業等 ・個別労働関係紛争 ・労働時間法制
第 21 回	H26.3.7	・有料職業紹介事業等

第 22 回	H26.3.17	・個別労働関係紛争 ・国家戦略特別区域法における雇用指針案
第 23 回	H26.4.11	・職業紹介事業 ・個別労働関係紛争
第 24 回	H26.4.24	・再就職支援、職業能力開発 ・雇用仲介事業
第 25 回	H26.4.25	・労働時間法制 ・個別労働関係紛争 ・ジョブ型正社員
第 26 回	H26.5.15	・これまでのヒアリング等を踏まえた意見交換

【創業・IT 等ワーキング・グループ】

第８回	H25.9.6	・創業・IT 等ワーキング・グループの今後の進め方、検討項目
第９回	H25.9.30	・クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し ・ビッグデータ・ビジネスの普及
第 10 回	H25.10.10	・食料品アクセス環境の改善 ・外国人技能実習制度の見直し
第 11 回	H25.10.31	・働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和 ・国税関係書類の電子化保存に関する規制の見直し
第 12 回	H25.11.5	・非対面サービスでの本人確認、年齢確認
第 13 回	H25.11.22	・ダンスに係る風営法見直し ・金融商品契約の電子書面の交付の汎用化 ・「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望について
第 14 回	H25.12.13	・日本におけるベンチャーキャピタルの現状と課題 ・国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等 ・エネルギー関連の重点的フォローアップ事項 ・IT 関連の規制改革事項について ・ビッグデータ・ビジネスの普及
第 15 回	H26.1.20	・ダンスに係る風営法規制の見直し
第 16 回	H26.1.31	・研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和
第 17 回	H26.2.10	・流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 18 回	H26.2.24	・一般集中規制の見直し ・動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善
第 19 回	H26.3.12	・取引照会の一元化
第 20 回	H26.3.31	・微量 PCB 汚染電子機器等処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入 ・流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 21 回	H26.4.14	・国際先端テスト結果報告
第 22 回	H26.4.21	・流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 23 回	H26.5.8	・貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間制限の緩和 ・流通・取引慣行ガイドラインの見直し ・国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等 ・ビッグデータ・ビジネスの普及
第 24 回	H26.5.21	・民法（債権法）の改正
第 25 回	H26.6.9	・タクシー規制

【農業ワーキング・グループ】

第１回	H25.9.10	・農地中間管理機構(仮称) ・農業ワーキング・グループの今後の進め方
第２回	H25.10.1	・農地の活用・保全における農業委員会の在り方
第３回	H25.10.15	・農業生産法人の要件緩和 ・農地の信託事業の民間開放 ・平成 21 年改正法附則に規定された事項に係る検討状況
第４回	H25.10.29	・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第５回	H25.11.13	・農地の活用・保全における農業委員会の在り方 ・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第６回	H25.11.18	・農家レストランの設置等の農地利用規制の見直し ・農家への信用保証制度の適用
第７回	H25.11.21	・今後の農業改革の方向性について
第８回	H26.2.3	・農地の活用・保全における農業委員会の在り方

第９回	H26.2.21	・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第 10 回	H26.3.5	・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第 11 回	H26.3.11	・農地の活用・保全における農業委員会の在り方
第 12 回	H26.3.20	・農業者からヒアリング
第 13 回	H26.4.2	・農地の活用・保全における農業委員会の在り方 ・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第 14 回	H26.4.8	・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方 ・農業改革の基本的視点
第 15 回	H26.4.24	・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方 ・現地視察報告
第 16 回	H26.5.14	・農業改革の方向性について
第 17 回	H26.6.12	・答申案について

【貿易・投資等ワーキング・グループ】

第１回	H25.9.4	・貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目
第２回	H25.10.11	・対日投資促進に関する外資系企業の規制改革要望 ・日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制改革要望
第３回	H25.10.29	・外国法事務弁護士制度に係る規制改革要望 ・空港に係る規制改革要望
第４回	H25.11.7	・電気通信機器の相互認証に係る規制改革要望 ・輸入食品の年次分析の国際基準適合に係る規制改革要望
第５回	H25.11.22	・医療機器審査基準の国際整合化等に係る規制改革要望 ・家庭用品品質表示の国際整合化等に係る規制改革要望
第６回	H25.12.10	・輸出入関係制度に係る規制改革要望
第７回	H26.1.21	・化粧品輸入時の手続きの簡素化に係る規制改革要望
第８回	H26.2.8	・訪日外国人観光客に対する入国審査手続きの簡素化・迅速化に係る規制改革要望 ・在留資格及び高度外国人材ポイント制の利便性の向上に係る規制改革要望
第９回	H26.3.4	・異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁に係る規制改革要望 ・(独)日本貿易保険による貿易保険の付保対象契約拡大に係る規制改革要望
第 10 回	H26.3.18	・外国為替及び外国貿易法の事前届出制度に係る規制改革要望
第 11 回	H26.4.2	・クルーズ船入港時の入国審査手続きの見直しに係る規制改革要望 ・ISO 規格コンテナ用トレーラーに係る国内外基準の統一化
第 12 回	H26.4.22	・日本人女性の就労を促す外国人家事労働者に係る規制改革要望
第 13 回	H26.5.19	・日本人代理者を有しない外国人の在留資格認定証明書交付申請に係る規制改革要望 ・在留外国人が扶養する配偶者の就労許可に係る規制改革要望
第 14 回	H26.5.27	・日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制改革要望